阿蘇市総合計画

（素案）

「緑いきづく火の神の里」

～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～

平成　　年　　月

― 目　　次 ―

序　章　総合計画とは

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第１章　社会的背景

1　阿蘇市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2　社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

3　阿蘇市の主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第２章　基本構想

1　まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

2　阿蘇市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

3　将来人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

4　まちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

5　施策の大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

6　計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第３章　基本計画

第１節　阿蘇の自然と共生する環境都市づくり――――-26

（１）自然環境との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（２）健全な土地利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・34

第２節　元気あふれる産業の育成――――――――――――-37

（１）地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興・・・37
（２）活力ある商工業の創出・・・・・・・・・・・・・・・50
（３）１次、２次、３次産業が連携する産業づくり・・・・55

第３節　魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり――――- 57

（１）魅力ある観光地の創造・・・・・・・・・・・・・・・57
（２）地域の連携による総合的な観光地の形成・・・・・・64

第４節　笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり――――- 67

（１）高度情報通信システムの整備・・・・・・・・・・・・67

第５節　安心して暮らせる快適なまちづくり――――- 72

（１）保健・医療・福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・72
（２）安全で快適なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・95

第６節　個性あふれる生涯学習都市づくり――――――- 117

（１）学校教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・117
（２）生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
（３）歴史・文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・127

第７節　住民参加による自立したまちづくりの推進―- 132

（１）住民と行政の協働によるまちづくり・・・・・・・・132
（２）住民自治の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・135

資　料

● **語句の注釈**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・139

序 章　総合計画とは

1 計画策定の趣旨

急速な少子・高齢化、情報技術の高度化、国際化の進展等、わが国の社会・経済環境は刻々変化しており、社会全般にわたる構造改革が迫られています。

地方自治体においては、厳しい財政状況が続く中、一層効率的な行財政運営を進め、住民サービスを更に向上させることが必要です。

このような状況の中、直面しているさまざまな課題を早期に解決し、行財政運営の基盤を強化させ、効果的・効率的なまちづくりを進めていくために、平成１７年（２００５年）２月１１日、一の宮町、阿蘇町、波野村が対等合併して、新しく「阿蘇市」が誕生しました。

阿蘇市の住民一人ひとりが、住んでよかったと実感できる地域を創造していくためには、高度化・多様化する住民ニーズに対応しながら、時代に即した新たな仕組みを構築し、中長期的な視野に立った計画的な行政運営を推進するとともに、住民本位の施策展開を図る必要があります。

そのため、今後のまちづくりの指針となる総合計画を策定し、行政、民間団体、住民が一体となって、新しいまちづくりへの意識改革と新たな活力をつくり出し、地方分権時代にふさわしい行財政基盤を備える「阿蘇市」の確立を目指すものです。

また、本計画は平成１６年（２００４）３月に阿蘇中部３町村合併協議会により承認された新市建設計画を包括し策定されたものです。

今後、さまざまな分野において策定される計画書等の方向性を示す最上位計画となるものです。

〔参考〕地方自治法第２条第４項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

2 計画の構成

この計画は、『基本構想』、『基本計画』及び『実施計画』（別冊）により構成します。

◆ **基本構想**

住民と行政が協働して進めていくまちづくりの基本理念、方向性を示すものです。阿蘇市が目指す将来像、まちづくりの目標、施策の大綱等を掲げています。

◆ **基本計画**

基本構想で定めたまちづくりの目標等を実現するための施策展開の指針となるもので、分野ごとに方向性や主要な施策等を示します。社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、基本構想の計画期間を前期と後期に分け、策定します。

◆ **実施計画**

基本計画に従って、具体的な事業、施策及び財政計画を示すものです。進捗状況を踏まえて毎年度見直しを行います。

3 計画の期間

◆ **基本構想―期間１０年**

平成１８年（２００６）度から、平成２７年（２０１５）度までを構想期間とします。

◆ **基本計画―前期５年・後期５年**

前期計画は、平成１８年（２００６）度から平成２２年（２０１０）度まで、後期計画は平成２３年（２０１１）度から平成２７年（２０１５）度までを計画期間とします。

◆ **実施計画―期間３年**

計画期間を３年間とし、ローリング方式※により毎年度見直していきます。

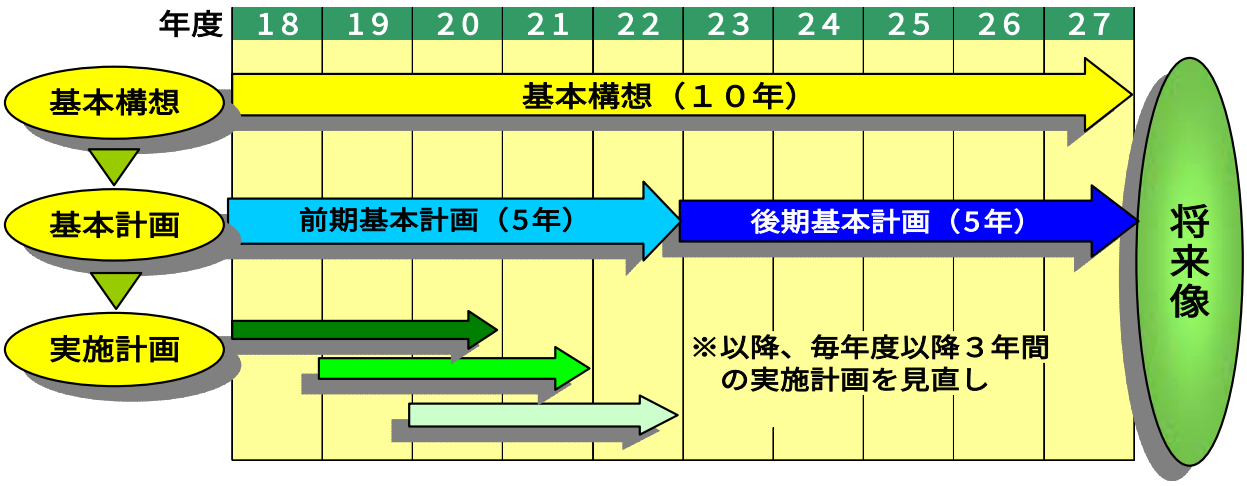

第１章　社会的背景

１　阿蘇市の概況

（１）位置と地勢

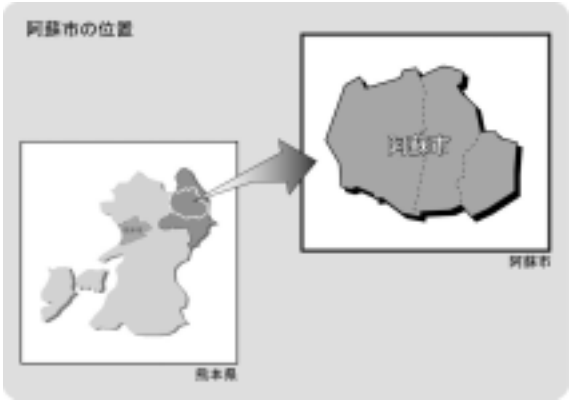

阿蘇市は、熊本県の北東部、阿蘇地域のほぼ中央に位置し、北に南小国町・産山村・大分県日田市、南に阿蘇山を挟んで南阿蘇村・高森町、西に菊池市・大津町、東に大分県竹田市と隣接しています。市域は東西約 30km、南北約 17km で、面積は 376.25km^2 となります。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷とそれを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。同地域は阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、オオルリシジミやヒゴシオン・スズラン等の阿蘇特有の希少野生動植物が生息し、自然資源が大変豊富です。

気候は、年平均気温約 13℃、年間降水量約 3,000 ㎜で、四季を通じて比較的冷涼で多雨な地域です。そのため、平坦地では稲作や園芸作物、山間地では高冷地野菜づくりを主とする農業、そして世界の阿蘇を資源とする観光業が主な産業です。

【市章】
この市章は、阿蘇のローマ字の「A」「S」の文字をモチーフに、阿蘇市の基本理念である「緑いきづく火の神の里」のイメージを表し、阿蘇市の魅力と活気あふれる繁栄発展を表現したものです。

阿蘇市のシンボル

市花：リンドウ
阿蘇の風物詩で、「野焼き」の後の真っ黒な草原に、命の息吹を感じさせる青紫色の可憐な花を咲かせるハルリンドウは、阿蘇の春を代表する花です。また、秋には秋咲きのリンドウが草原を彩ります。

市木：ミヤマキリシマ
ミヤマキリシマは、仙酔峡、高岳、阿蘇山上一帯に大群落をなして自生しており、５月に紅紫色の花を咲かせ、毎年、多くの市民及び観光客に喜ばれ、昔から住民に親しまれています。

市鳥：キジ
キジは、色鮮やかで優美な姿で知られ、阿蘇では、草原や林の中で年中、姿を見ることができ童話等を通じて親しみがあり、市民にも広く知られています。

（2）人　口

①人口・世帯数の推移

平成 12 年国勢調査によると一の宮町、阿蘇町、波野村を合わせた阿蘇市人口は、30,457 人でしたが、平成 17 年国勢調査速報値では 29,639 人と 30,000 人を下回りました。昭和 60 年からの推移を見ると 3,865 人減少しており、減少率は昭和 60 年～平成 2 年の 1.45%が、平成 12 年～平成 17 年には 2.69%と拡大しています。

世帯数は、平成 17 年国勢調査速報値では 9,931 世帯。昭和 60 年から 540 世帯増加しています。

このように、人口は減少している反面、世帯数は増加し、１世帯当たりの人員数は年々減少しています。平成 17 年速報値では 2.98 人と 3 人を割り込んでいます。

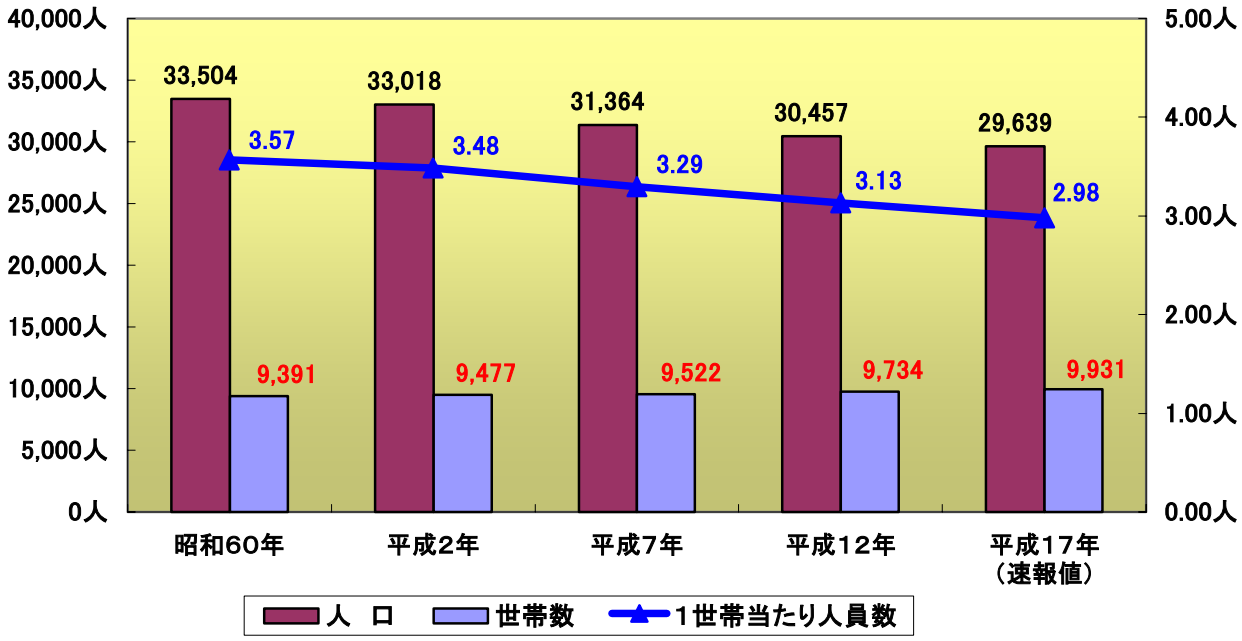

資料：国勢調査

②年齢構成

年齢別に人口の推移を見ると、平成 12 年では 0～14 歳の年少人口は 4,409 人で全体の 14.5%、15～64 歳の生産年齢人口は 17,915 人で全体の 58.8%、65 歳以上の老年人口は 8,133 人で全体の 26.7%となっています。

昭和 55 年と平成 12 年の年齢別人口を比較すると、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加が顕著です。

特に、老年人口の推移を見ると平成 12 年は 26.7%で、昭和 55 年から 13.5 ポイント増加しており、急速に高齢化が進んでいます。

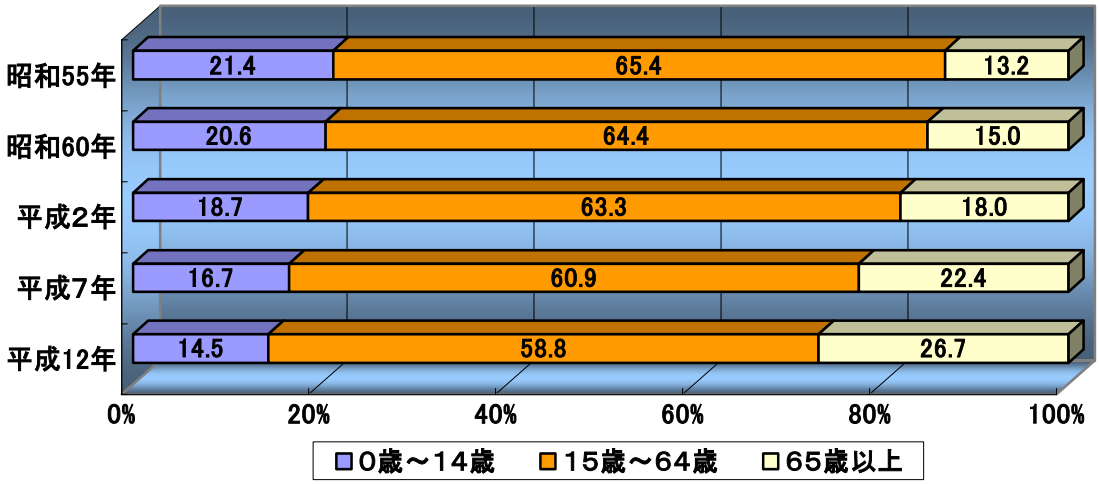

男女別人口ピラミッド推移

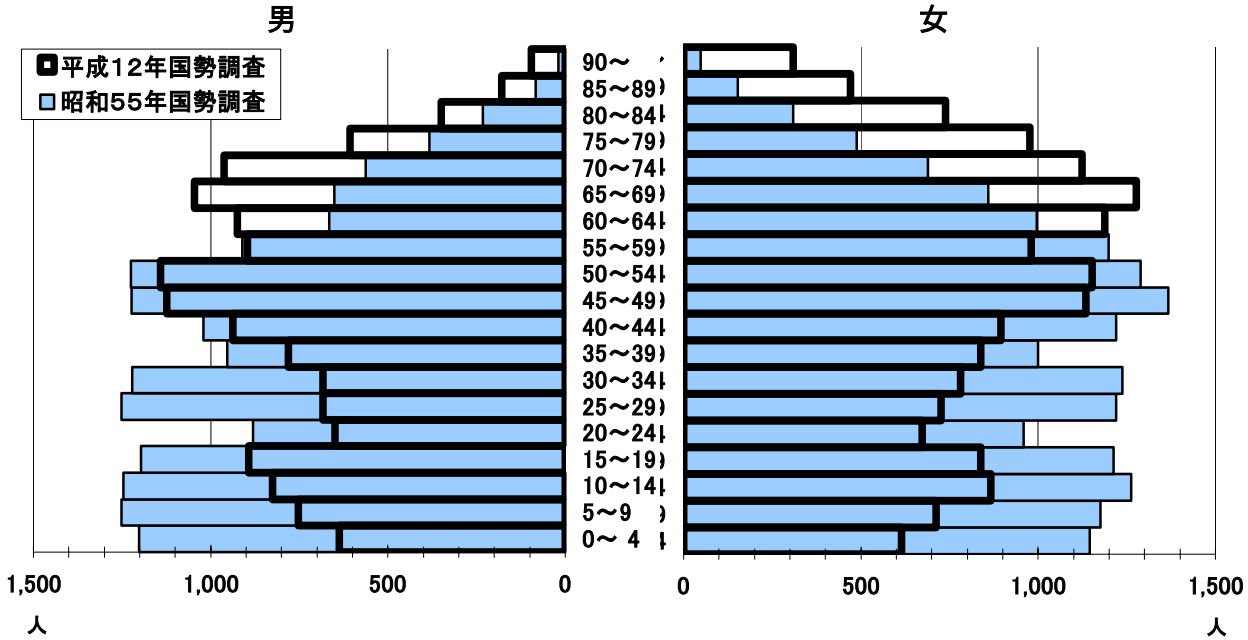

資料：国勢調査

（３）産業別就業者数

平成１２年の阿蘇市産業別就業人口は、第１次産業が１９.０％、第２次産業が２３.５％、第3次産業が５７.５％となっています。

基幹産業である第1次産業の人口割合は、県平均と比較すると高くなっていますが、昭和５５年と比較すると大幅な減少となっています。

このように第１次産業から、第2次、3次産業への就業移行が進み、特にサービス業中心の第３次産業への移行が大きく、昭和５５年に比べ１０.６ポイント増となっています。

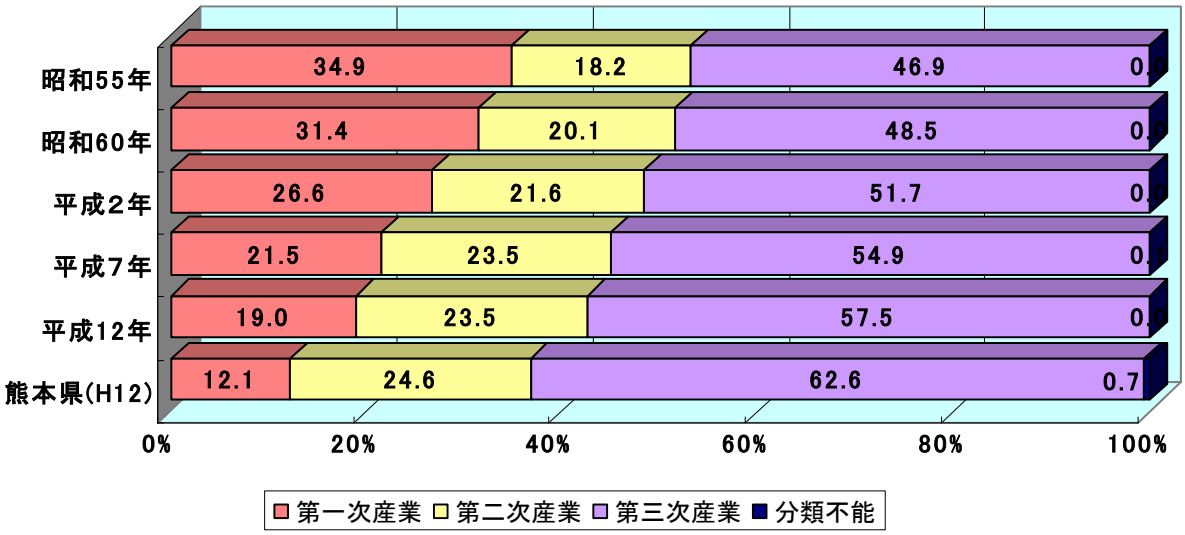

資料：国勢調査

（４）総生産額及び住民所得額

阿蘇市の総生産額※を、平成１０年度から平成１４年度の5カ年間でみてみると、平成１２年をピークに減少傾向にあり、地域産業が停滞傾向にあることが分かります。

第１次産業では、林業が一時的に好転した影響で生産額が上昇した年もありますが、農業は一貫して減少しています。

第２次産業は、年ごとに増減を繰り返していますが、これは製造業の影響によるものです。第３次産業はサービス業の動向が大きく反映し、平成１２年度に好転したものの、平成１４年度では減少しています。

一人当たりの住民所得額は、県平均値より低く推移しており、平成１３年度に一時的に増加したものの、平成１４年度では再び減少しています。

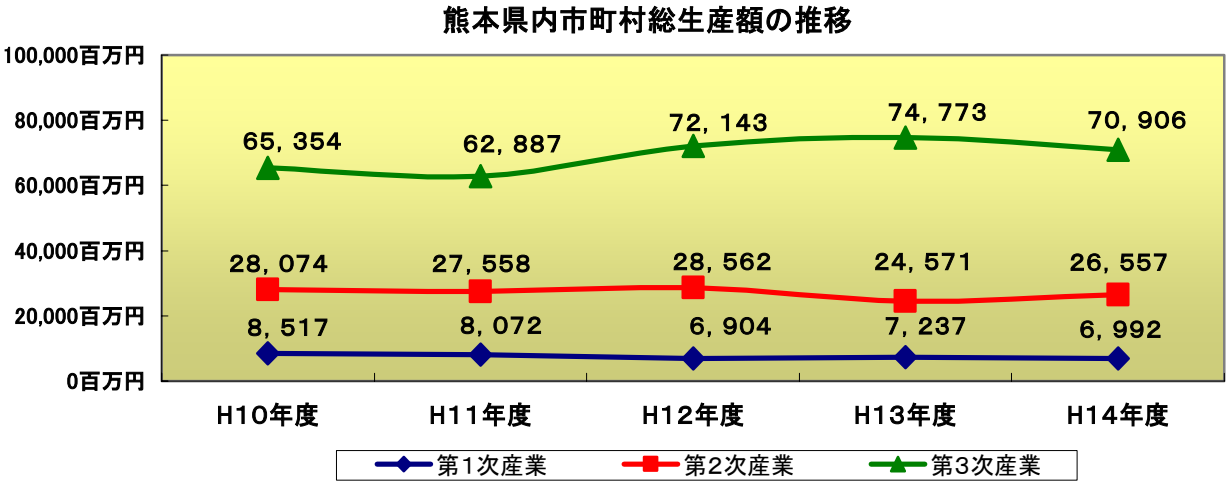

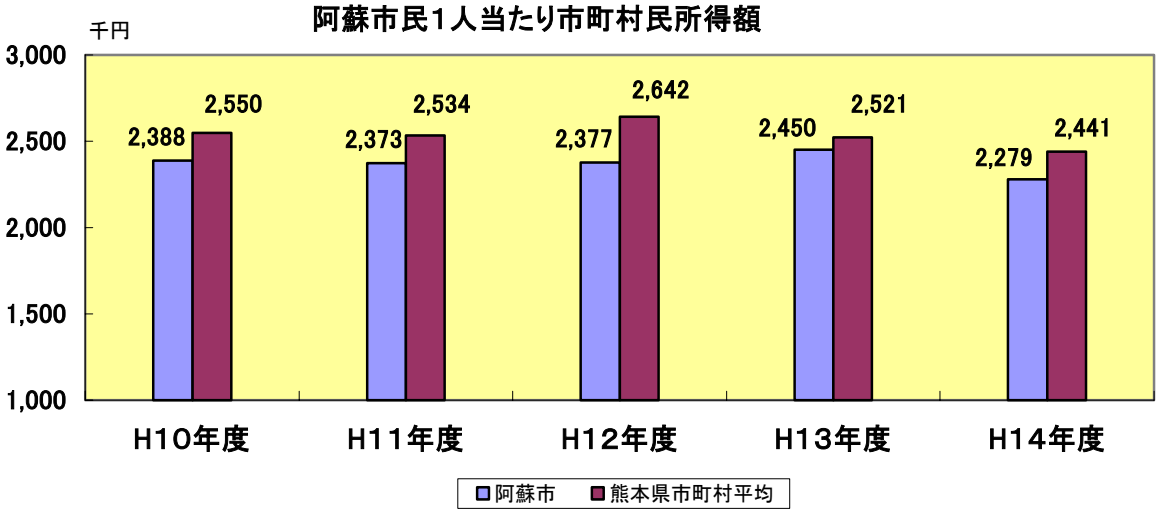

資料：熊本県統計年鑑

（5）交　通

本市の交通網は、東西に横断するＪＲ豊肥本線と、それに並行して走る国道５７号、南北を縦断し大分県日田市と結ぶ国道２１２号、大分県別府市と結ぶ主要地方道別府一の宮線（通称やまなみハイウェー）、南阿蘇地域と結ぶ国道２６５号が主要道路となっています。

また、これらの路線は九州中央部の主要な観光地を結ぶ路線であることで、阿蘇地域全体の交通の要衝となっています。

主要都市までの交通アクセスは、熊本市中心部まで約５０km（約８０分）、福岡市中心部まで約１４５km（約１５０分）、熊本空港は約３５km（約５０分）となっています。近年は、国道５７号の４車線化等によりアクセス時間が短縮され、利便性が高まっています。

（６）財　政

本市の平成１６年度における標準財政規模※は8,054百万円で、普通交付税※の縮減に伴い減少傾向にあります。財政力指数※は平成１６年度で0.344で、上昇傾向にありますが、県内各市の平均値0.422を大きく下回っています。

また、公債費比率※は15.1%と平成１５年と比較して減少しています。しかし、普通交付税の落ち込みや投資的経費、扶助費の上昇により平成１６年度の経常収支比率※は、前年度から4.6%上昇し92.6%となり、財政構造は硬直化した状況にあります。

さらに、市債残高は類似団体を大きく上回り、平成16年度末の普通会計で住民１人当たり約48万円となっています。

このように、大変厳しい財政状況の中で新市のまちづくりを推進するためには、効率的かつ効果的な行財政運営に取り組まなければなりません。

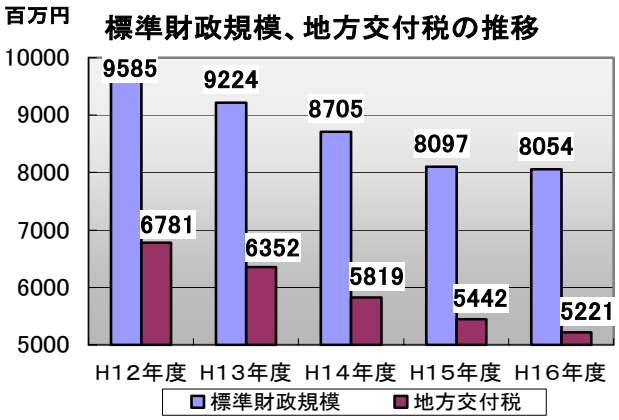

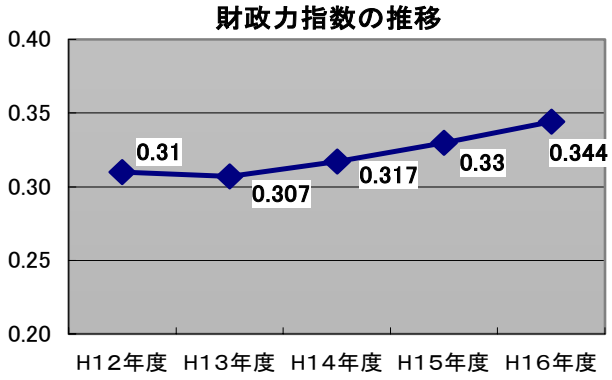

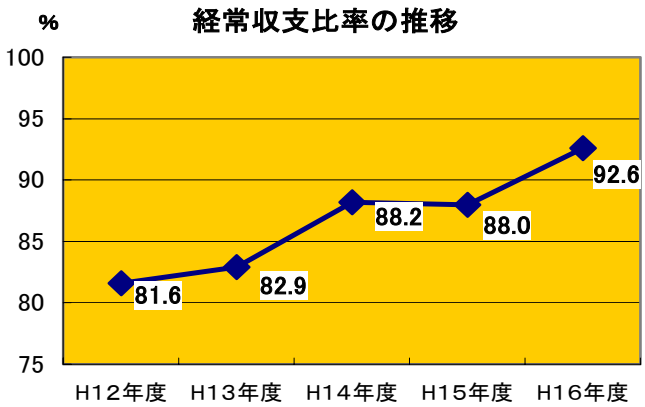

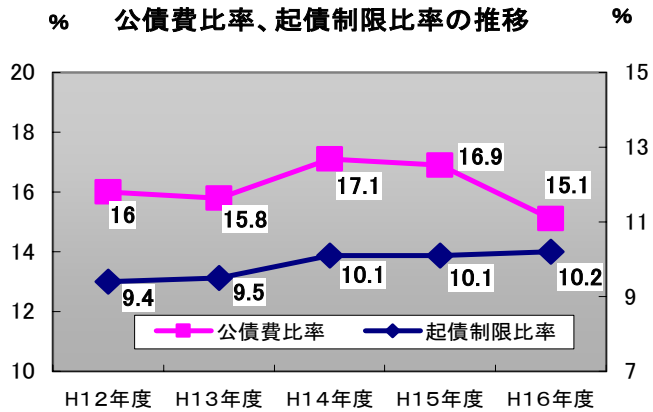

資料：地方財政状況調査

2 社会情勢の変化

（1）超高齢少子社会の到来

平成１７年（２００５）の国勢調査速報値では、平成１７年１０月１日現在の日本の総人口は１億２７７６万人となりました。これは、前回平成１２年（２０００）調査と比べて増加率０．７％となり、大正９年（１９２０）の調査開始以来最低で、今後人口減少局面に入ると予想されています。

また、平成12年（２０００）現在、5.7人に1人が65歳以上の高齢者ですが、平成27年（２０１５）には3.5人に1人、平成62年（２０５０）には2.8人に1人という超高齢社会が予測されています。

このような高齢化の進展に対し、高齢者の社会参加の促進や在宅福祉サービスの充実等、お年寄りが、住み慣れた地域で安心して暮らせる生きがいに満ちた社会の実現が求められています。

一方、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等により、１人の女性が一生の間に生む子どもの数（合計特殊出生率）は平成16年（２００４）で1.29人となっています。これは、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準：2.08前後の数値）を大きく下回り、出生数の減少に伴う少子化が進んでいます。

少子化による人口減少から、経済活動等への影響も懸念されるため、子どもたちが健やかに育つ環境づくりや総合的な少子化対策の推進により、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現が求められています。

国内総人口及び高齢化率の推移予想

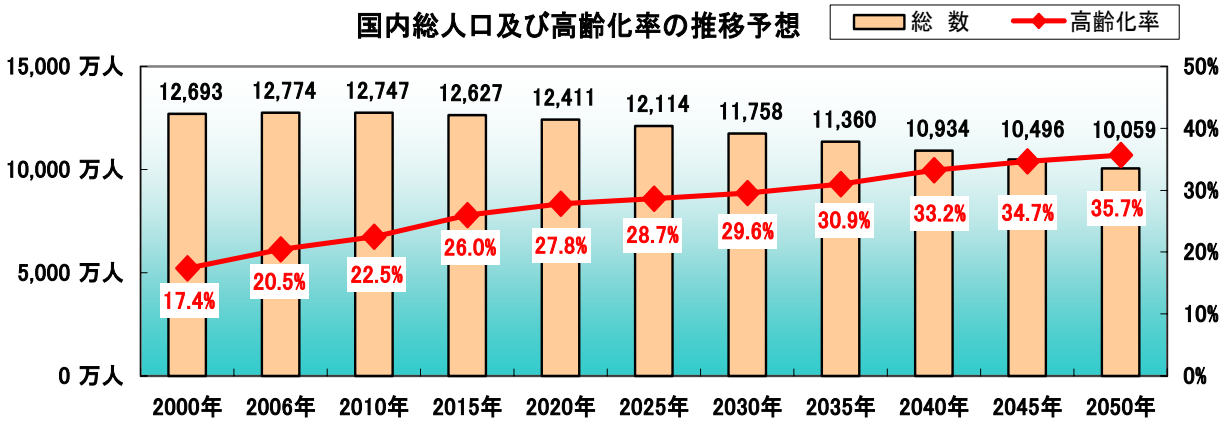

合計特殊出生率の推移

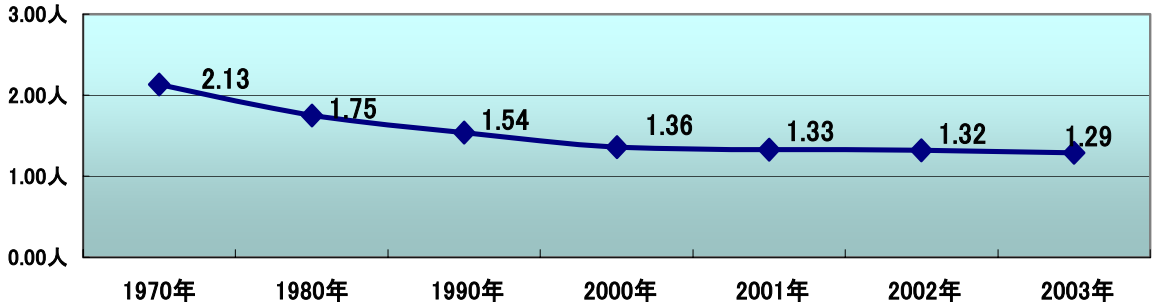

資料:厚生労働省「人口動態統計」

（２）価値観の変化や生活様式の多様化

近年では、日本人のライフスタイルも物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさを重視する方向へと変化し、生活様式の多様性が進んでいます。

このため、価値観の変化や生活様式の多様化に対応し、生涯にわたって真の豊かさが実感できるような生活の実現や、快適な生活環境の整備が必要となっています。

また、仕事中心から、家庭や地域社会を重視した、ゆとりのある生活や自由時間を生かした様々な活動を通して、生きがいを見いだせるような社会づくりが求められています。

（３）循環型社会への転換

経済活動の進展に伴い、温暖化やオゾン層の破壊等の環境問題が地球的規模で深刻化しつつある中、持続可能な社会の実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から脱却し、廃棄物の発生を抑制し、資源・エネルギーの消費や環境への負荷を考慮しながら、資源の循環的な利用が促進されるような社会の形成が求められています。

（４）高度情報化社会の進展

情報通信分野の技術革新はめざましく、コンピューターや携帯電話の高機能化、高速情報通信網の拡大など、情報処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、生活に身近な分野での情報化が進んでいます。本格的な高度情報化社会が到来しています。

そのため、地方公共団体においても、国の電子政府化の推進を受け、行政の情報化、ネットワーク化等、電子自治体の構築に向けた取組が進められています。

このような情報化の進展は、経済活動や個人の生活に大きな影響をもたらすため、高度情報化社会に対応した情報通信基盤整備と個人情報保護のセキュリティ体制整備が急務となっています。

（５）地方分権の推進

平成12年４月１日に地方分権一括法が施行されました。これに伴い、基礎自治体として自らの判断と責任により、特性を活かした地域社会の実現のために、財政基盤の強化や行政の効率化はもちろん、創意工夫により各種施策を実施することとされました。その受け皿づくりのために市町村合併が進められてきました。

また、地方分権の実現に向け「三位一体の改革」※により、「国庫補助負担金」・「地方交付税」・「税源移譲」が一体として進められ、地方自治体には行財政全般にわたる積極的な改革が求められています。

このように地方自治体は、地方分権の推進という大きな変革の流れの中にあって、自らが本気で変革し創造する意識を持ち、自己決定と自己責任による個性豊かなまちづくりを住民と協働して推進することが求められています。

３ 阿蘇市の主要課題

（１）豊かな自然環境の保全と循環型社会づくり

地球温暖化や廃棄物問題に深く関わり、住民・事業者・行政が協働し社会全体で取り組んでいくことが必要です。社会のあらゆる局面に、循環・環境保全の思想を根付かせ、省エネルギー、省資源、リサイクルの資源循環型の生活様式・産業活動に転換していくことが重要です。

（２）活力ある地域産業の振興

基幹産業である農林畜産業は、本市の地理的条件や地域の特性を活かし、より一層の振興に努めることが必要です。

また、大型店の進出や観光産業の低迷等により、地域の商店街はかつての賑わいを失っているため、社会情勢の変化に柔軟に対応できる経営基盤の強化や、地域の活性化に資する人材の育成・確保に努め、魅力ある商店街として再生させる必要があります。

（３）地域資源を活かした観光地づくり

本市は、豊富な自然環境や数多くの温泉宿泊施設、阿蘇神社等の歴史文化施設、神楽等の伝統芸能等、多彩な観光資源を併せ持つ九州屈指の観光地です。

しかし、近年では、余暇の過ごし方の変化、自然志向の高まり等により、阿蘇市を訪れる観光客の数は若干増加しているものの、宿泊客数は減少し通過型の観光地のとなりつつあります。

また、観光客が冬場には極端に少なくなる等、季節的な要因で大きく変動しています。そのために、観光に携わる人々や地域住民の創意工夫によって魅力ある観光地づくりを進めていく必要があります。

（４）少子高齢社会に対応した総合的な施策展開

少子高齢化対策は、今後のまちづくりにおける重要な課題です。

安心して子どもを生み育てることのできる支援体制の整備や、高齢になっても安心して暮らしていくための施策が求められています。住民の誰もが、人生の各ステージを通じて、健康で生きがいに満ち、安心して暮らせるまちづくりのため、行政のあらゆる分野において総合的な施策の展開が必要です。

（５）安全で快適な生活基盤の整備

市としての一体性を高めるために、地域間の連携を強化する道路整備等の基盤整備を進めるとともに、住宅・交通・公共施設等のユニバーサルデザインを取り入れ、安全で安心なまちづくりを進めていくことが必要です。

また本市は、自然災害が発生しやすい地形にあることから、これまでの災害を教訓にし、住民の生命と財産を守るために、災害に強いまちづくりを進めることが急務です。

さらに、本市では山間部を中心に高速情報通信網の整備が遅れているため、早急な整備による地域格差の解消が求められています。

（6）心豊かな人づくり

社会構造の変化や価値観の多様化等が進む中で、心のゆとりや豊かさを重視し、個性や能力が発揮でき、創造性と郷土愛にあふれ、豊かな感性を持った人づくりが重要視されてきています。

また、お互いの個性や人権を尊重して、住民が共に助け合う心を持ち、お互いが幸せを実感できるよう、共に手を携え、明るく豊かな地域社会づくりを形成することが必要です。

（7）住民の主体的参加による協働のまちづくり

これからの行政は、厳しい財政状況の中で、住民が満足するサービスを提供していかなければなりません。多様化した住民ニーズに対応できるよう、横断的な行政対応や弾力的な運用ができる執行体制をつくり、地方分権の促進に対応した組織や機構の再構築が必要です。

合併によって、「住民の声が行政に反映されにくくなった」とならないためにも、住民の市政への参加意識やコミュニティ活動への参加意欲の向上を促しながら、地域での問題解決に住民が主体的に関わり、住民と行政が協働してまちづくりに取組んでいくことが重要です。

（8）若者定住対策の推進

本市では、依然として人口の減少が続いています。

特に若者の流出に伴う生産年齢層の減少は深刻であり、地域の活力の低下、自然景観や文化・歴史等の地域資源の継承が懸念されています。

そのため、快適な居住空間の整備や雇用の創出等の定住化対策の実施と、「住みたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と思える魅力的なまちづくりが求められています。

（9）効率的、効果的な行財政運営

市の財政は、厳しい経済情勢や国の制度改革等の要因によって、合併前の想定を遥かに超え厳しい状況にあります。

そのため、あらゆる視点から歳入確保と歳出抑制対策を行うとともに中長期の財政計画を策定し、常に新たな政策課題に対応し得る弾力性を持った行財政運営が不可欠です。

第２章　基本構想

１　まちづくりの基本理念

阿蘇市発足に至るまでのいろいろな人たちの思いをしっかり受け止め、行財政基盤等の強化・充実を図り、雄大な自然環境を守りながら、地域の特性を活かし、均衡のとれた新しいまちづくりを進めていきます。そのために、次の３つを基本理念とします。

自然環境と共生するまちづくり

本市の魅力である美しい阿蘇の自然環境は、これまで先人達が守り育て、この自然の恩恵を受けながら、産業や文化を育んできました。

このかけがえのない財産である自然環境を次世代に継承するため、環境に配慮し、住民及び来訪者がゆとりや潤い、安らぎをもって生活を送ることができるよう、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

活力ある産業のまちづくり

産業の振興は、地域住民の就業の機会や所得の向上等、地域の活性化に大きく寄与します。そこで、社会情勢の変化に対応できるよう経営基盤を強化し、各産業を担う人材の育成・確保に努め、活力のある産業基盤づくりを推進します。

さらに、「農」「観」「商」の連携を強化していくとともに、それぞれの地域の特性や資源を活かし、都市との交流等を展開し、新たな総合産業づくりを進めます。

住民主体のまちづくり

地域社会を動かし、次代を切り開くのは住民一人ひとりの活力です。住民自治の原則を踏まえ、住民主役の視点に立ったまちづくりを進めます。

そのため、住民、事業者、行政がまちづくりに関わる情報を共有しながら、コミュニケーションを深め、それぞれの役割と責任を明確にすることで、住民参画と協働を推進します。

また、地域の課題を自ら発見し解決していく能力等を身につけ、地域をリードしていく人材を育成する等、地域を担う人づくりを進めます。

2　阿蘇市の将来像

まちづくりの基本理念及び阿蘇市建設計画でのアンケート調査等による住民意向を踏まえて、本市の将来像を次のように設定します。

「緑いきづく火の神の里」

～豊かな自然と笑顔あふれる

国際環境観光都市を目指して～

阿蘇市は、世界最大級のカルデラを有する雄大な阿蘇の自然景観、伸びやかに広がる田園風景、阿蘇神社などの歴史遺産や暮らしに根付いた文化・伝承等、数々の優れた資源に恵まれた地域です。

また、阿蘇地域の中心にあって、九州の南北・東西交流の拠点に位置し、県内でも最大の観光入込み者数を誇っています。

このような本市の優位性を基に、阿蘇の自然や地形。環境を守り、自然と調和し、地域の特色を活かした拠点を形成し、バランスのとれたまちづくりを進めていきます。

3 将来人口

日本の人口は、若年層の減少や未婚率の上昇、晩婚化の進行等に伴う出生数減少により少子化が進行しており、平成１７年（２００５年）をピークに、減少に転じています。

平成 7 年、平成 12 年の国勢調査結果を用いた推計では、平成 22 年度の阿蘇市の総人口は約 28,000 人、平成 27 年には約 26,400 人まで減少すると予想されます。

このため、既存の産業の育成や新産業の創出、都市機能の集積による魅力あるまちづくりの推進により、総合計画の目標年次である平成 27 年における総人口を 30,000 人とします。

また、世帯数は平成１２年の9,734世帯から平成２７年には10,027世帯になると推計され、世帯は増加傾向にあります。今後も核家族化の進行により阿蘇市での１世帯当たり人員は縮小するものと考えられます。

人口及び世帯の推計

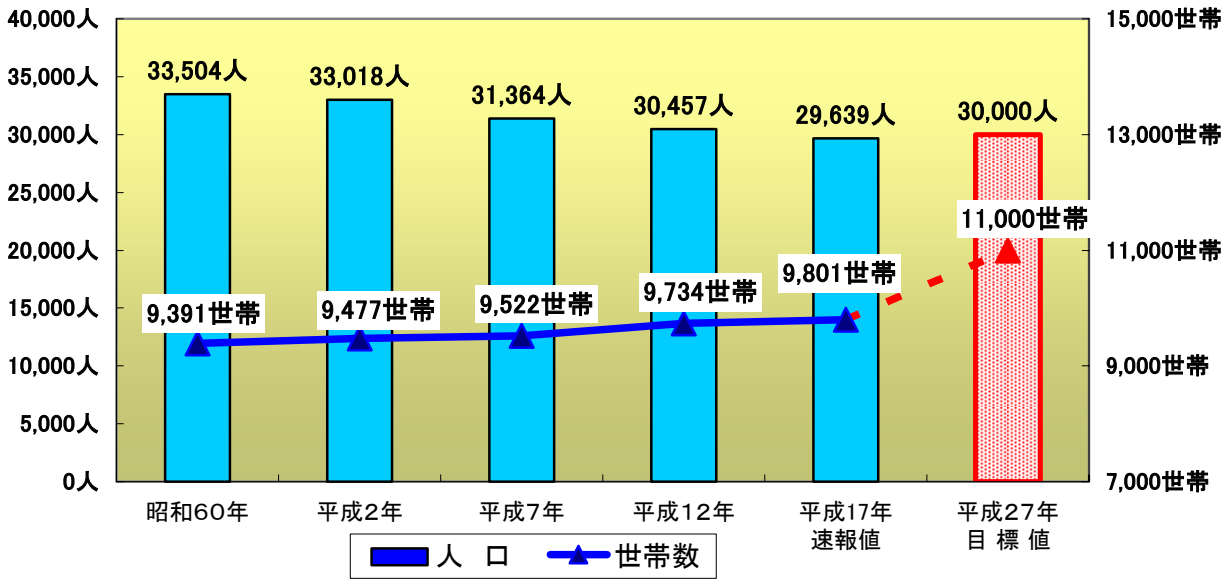

資料：国勢調査

４　まちづくりの基本目標

将来像を実現するため、基本理念のもとに以下の「まちづくりの目標」を掲げ、今後、様々な分野における基本的施策を、「まちづくりの目標」に基づいて展開していきます。

（１）阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

豊かな自然を継承するために、身の回りから広域的な環境までの適正な循環システムを構築するとともに、省エネルギー化の推進や自然エネルギー資源の有効活用等を行い、地球環境保全につながる環境対策に取り組んでいきます。

自然とのふれあいや学習の場の提供を通して、住民をはじめ、民間団体や阿蘇を訪れる人々への自然環境に対する、保護・保全意識の醸成に努めます。あわせて、自主的な環境保全活動を支援し、関連する施策を広域的かつ総合的に推進し、自然と共生する環境都市づくりを目指します。

（２）元気あふれる産業の育成

本市の基幹産業である農業においては、地域農業を維持・発展させるため、担い手の育成や集落営農の確立に努め、農業基盤の強化を図るとともに、環境に配慮した循環型農業を推進し、安全・安心・高品質の阿蘇ブランドの確立を目指します。

商工業においては、地場産業の育成や後継者の育成確保に努め、空き店舗等を活用した商店街の活性化を図るとともに、地元雇用が見込まれる企業誘致にも積極的に取り組みます。

地域のさまざまな資源を活かして、農業、商工業と観光が連携した総合的な産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進めます。

（３）魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

阿蘇の観光資源を最大限に活かし、阿蘇ならではの都市農村交流を創出するとともに、県内外の観光地や周辺自治体との広域連携のもと、魅力ある観光地づくりを進めます。

２０１１ 年の九州新幹線全線開通を視野に入れ、受け入れ体制の強化に努めるとともに、外国人誘客に積極的に取り組み国際観光都市を目指します。

（４）笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

地域の主要な施設を結ぶ利便性の高い情報通信体系を築いていくとともに、充実した情報通信基盤の整備を図り、産業や福祉等多岐にわたる分野において、情報通信システムを活用したまちづくりを推進します。

また、情報を適切に管理し、プライバシーの保護に努めながら住民のだれもが安心して快適に利用できる情報環境づくりに努めます。

（５）安心して暮らせる快適なまちづくり

介護が必要な高齢者等への支援体制や自立と社会参加のための施策を、ノーマライゼーション※の理念に基づいて推進し、保健・医療・福祉の連携によりそれぞれのライフステージに応じたサービスの充実を図ります。

子育てを支援していくための体制整備や、児童の健全育成のための施策をさらに推進し、次代を担う子どもたちを安心して育てることができる環境づくりに努めます。

日常生活の利便性と安全性を高めるため、交通基盤の整備を促進していくとともに、防災・防犯に配慮した生活基盤を整備し、地域連携のもと安心で快適な生活空間の形成に努めます。

（6）個性あふれる生涯学習都市づくり

地域と未来を担う子どもたちが、自ら学び考えながら、思いやりや責任感を育み、生きる力を身に付け、心豊かでたくましく育つように、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。加えて、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちの健全育成に努めます。

地域固有の歴史・文化を保存・伝承し、豊かな人間性を育みながら、生涯を通じて学び、活動できる個性あふれる生涯学習都市を目指します。

スポーツ団体の支援や指導者の育成を図り、住民の誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康でいきいきと暮らせる環境づくりに努めます。さらに、教育、文化、スポーツの振興を通して、思いやりと文化を育む人づくりを推進します。

（7）住民参加による自立したまちづくりの推進

住民参加の基礎となる自治意識の高揚を図り、地域の課題に住民が主体的に参加し相互の交流を深めるなど、コミュニティの形成や活動を促進し、地域社会が持つ相互扶助機能の向上に努めます。

住民参加型の開かれた市政を推進していくため、住民と行政を円滑なコミュニケーションで結び、相互に必要な情報を正しく迅速に伝える広報活動の充実を図ります。住民の要望や意見を幅広く聴取し、適切に市政に反映するため、広聴活動を充実させます。

また、性差別をなくし、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めていきます。

5 施策の大綱

緑いきづく火の神の里～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～

1 阿蘇の自然と共生する環境都市づくり
P26

（1） 自然環境との共生（P26）
①国立公園及び自然環境の保護・保全 ②地球環境の保全
③環境に配慮したまちづくり
（2）健全な土地利用の推進（P34）
①有効な土地利用の形成

2 元気あふれる産業の育成
P37

（1）地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興（P37）
①生産基盤の整備 ②担い手の確保・育成 ③地域営農の確立
④畜産の振興と草地（原野）の保全活用 ⑤森林の保全と林業振興
（2）活力ある商工業の創出（P50）
①個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり
②新規企業の誘致と地場産業の育成
（3）１次、２次、３次産業が連携する産業づくり（P55）
①地域産業の連携による産業振興

3 魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり
P57

（1）魅力ある観光地の創造（P57）
①観光地としての体制づくり ②魅力ある観光資源の活用
③広域観光の拠点形成
（2）地域の連携による総合的な観光地の形成（P64）
①都市と農村の交流推進

4 笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり
P67

（1）高度情報システムの整備（P67）
①情報ネットワークの構築 ②広域サービスの展開

5 安心して暮らせる快適なまちづくり
P72

（1）保健・医療・福祉の充実（P72）
①保健活動の啓発と充実 ②地域福祉の推進 ③高齢者福祉の充実
④障害者福祉の充実 ⑤児童福祉の充実 ⑥社会保障の充実
⑦地域医療等の充実
（2）安全で快適なまちづくり（P95）
①公園・緑地の整備 ②道路環境の整備 ③生活交通の維持・確保
④交通安全の確保 ⑤住環境の整備 ⑥上水道施設の整備促進
⑦下水道の整備促進 ⑧防犯活動の促進 ⑨防災対策の充実
⑩消防力及び予防体制の整備

6 個性あふれる生涯学習都市づくり
P117

（1）学校教育環境の充実（P117）
①学校教育の充実 ②小学校、中学校の施設整備及び機能充実
（2）生涯学習の充実（P121）
①生涯学習の推進 ②地域連携による青少年の健全育成
②スポーツ・レクリエーションの振興
（3）歴史・文化の振興（P127）
①芸術・歴史・文化活動の推進 ②歴史・文化を活用したまちづくり

7 住民参加による自立したまちづくりの推進
P132

（1）住民と行政の協働によるまちづくり（P132）
①住民と行政のパートナーシップの構築
（2）住民自治の確立（P135）
①地域づくり活動の推進 ②人権教育の推進

6 行財政課題への対応（計画推進のために）

（1）行財政改革の推進

長引く景気低迷の影響による税収の減少や、国の三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金や地方交付税の削減等により、厳しい財政状況にあります。一方で、急速な少子高齢化・情報化等の進展や、多様化・高度化する住民ニーズ等により、新たな行政需要が今後ますます増加していくことが予想されます。

さらに、権限委譲により市町村が果たすべき役割と責任は増大しており、自己決定・自己責任が求められる分権型社会においては、真に自立できる足腰の強い行財政基盤を確立していかなければなりません。

このため、事務・事業の見直し、職員定数の削減、民間委託の推進等、行政のスリム化を図るとともに、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直し、コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営を行います。

また、意欲あふれる職場の醸成、便利で分かりやすいサービスの提供、住民との協働による行政運営の推進を図り、より効率的・効果的な住民サービスを提供できる行政システムの確立に向けて、行財政改革に取り組みます。

●*行財政改革の推進の方策*

≪行政を評価する仕組みづくり≫

限られた経営資源を最大限に活用し、施策の選択や重点化を図るため、成果重視の視点に基づき、市の施策や事務事業の効果、効率性等を客観的に評価する行政評価システムを導入します。

≪財政健全化の推進≫

市税等の収入確保や使用料・手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の有効活用等により自主財源の確保に努めるとともに、「歳入に見合った歳出」を基本として、内部管理経費の削減をはじめ、補助金等の見直しや公共工事コストの縮減を図るなど、財政の健全化を推進します。

≪職員の意識改革と職場の活性化≫

職員の資質の向上を図るとともに、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、職員の意識改革と職場の活性化に取り組みます。

（2）住民との協働による行政運営の推進

行政の諸活動を住民に説明する責務を果たしていくために、住民が必要とする情報を、情報公開制度や広報誌、ホームページ等を活用し、適切に公開・提供することで、透明で開かれた行政運営を推進します。

また、住民の意見、要望を市政に反映させるために、「モニター制度」や「市長へのご意見箱の設置」等の広聴機能の充実を図り、住民参画・住民との協働体制を確立させ、住民との協働による行政運営を推進します。

（３）新市建設計画の推進

平成１６年に阿蘇中部３町村合併協議会で策定された新市建設計画は、平成１７年度から平成２６年度までの１０年間における新市を建設していくためのマスタープランです。ここでは、新市の総合的・一体的な発展と住民福祉の向上を目指しています。

また、新市建設計画に位置づけられた一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられることとなる重要な計画です。

このため、本計画の推進にあたっては、新市建設計画との整合性を図りながら、施策、事業を進めていきます。

また、新市建設計画において、新市の速やかな発展を誘導する中核事業として位置づけられている「重点プロジェクト」については、引き続き推進を図っていきます。

≪重点プロジェクト≫

- ◆ 阿蘇地域玄関口の拠点整備
- ◆ 阿蘇地域交通拠点及びネットワークの整備
- ◆ 多目的交流拠点（国際環境文化ホール）の建設推進
- ◆ 救急医療・防災施設機能の充実
- ◆ 農産物等総合供給基地の整備推進

基本計画　（分野別計画）

第１節　阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

第２節　元気あふれる産業の育成

第３節　魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

第４節　笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

第５節　安心して暮らせる快適なまちづくり

第６節　個性あふれる生涯学習都市づくり

第７節　住民参加による自立したまちづくりの推進

◆文中の※印は、専門用語のためＰ１３９以降に注釈として列記しています。

第１節　阿蘇の自然と共生する環境都市づくり

【１】自然環境との共生

１　国立公園及び自然環境の保護・保全

（１）現状と課題

阿蘇は、世界最大級のカルデラ地形による雄大な景観や、牛馬の放牧、採草、野焼き等を通じて維持されてきた広大な草原や、美しい田園風景で知られています。また、数多くの希少な野生動植物が生育・生息するなど貴重な資源を有しています。昭和９年には、これらの自然環境を背景に全国に先駆けて「阿蘇国立公園（現：阿蘇くじゅう国立公園）」に指定されました。この豊かな自然環境は農業、観光をはじめとした地域産業はもとより、水源涵養やレクリエーション機能など、地域住民にとって、欠かすことの出来ない共有の財産です。これまで、農林業による人々の営みや自然公園法をはじめとした県・市の自然環境保全条例などの法令等により保全・保護されてきました。

しかし、農林業従事者の減少や高齢化などによる農林業の停滞で生産活動が低下し、畜産業の衰退とともに草原の維持が困難となり、森林地域においても荒廃が進んでいます。また、希少な野生動植物の採取や開発業者による小規模開発、廃棄物の不法投棄などにより、世界に誇れる阿蘇の自然や景観が失われつつあります。

そのため近年では、美しい自然環境・景観を保全するため、ボランティア活動が行われるようになり、野焼き・輪地切り支援活動や水源涵養の森づくり活動など、環境保全活動の取り組みが広がりを見せています。このような活動をさらに拡大させるために、啓発事業を進め地域住民一人はもとより、国民一人ひとりが、阿蘇の自然を大切にする豊かな心を育んでいく必要があります。

（２）展開する施策の方向性

●効率的で秩序ある土地利用及び開発誘導を行っていくために、関係法令の整備を行い、細かな基準を定め指導を行っていきます。また、「都市と農村の交流」の活性化を図りながら環境保全の取り組みを行っていきます。

●地域住民や来訪者に阿蘇特有の貴重な野生動植物の情報提供を行うことで、それらの保護、保全につなげます。

●自然環境を保護する民間団体の育成・支援に努めるとともに、地域住民と都市住民に、自然との触れ合いの機会を提供し、自然保護意識の醸成に努めます。

（3）展開する施策

①　国立公園の自然環境保全と活用

阿蘇市の多くの部分は国立公園区域に指定され、草原の維持・保全活動をはじめとした人々の営みのなかで保護されてきました。この優れた自然環境の保全を図るとともに、地域住民の活動を支援し無秩序な開発を抑制するため、住民や有識者の意見を取り入れ自然環境保全条例等の見直しを行うなど、関係機関と連携強化を図りながら国立公園阿蘇の環境保全に努めていきます。

また、この豊かな自然環境を活用し、自然との共生を体感する「グリーンツーリズム※」を推進し、「都市と農村の交流」の活性化を図りながら環境保全の取り組みを行っていきます。

さらに、阿蘇の自然環境の保全を国内外に働きかけるために、周辺自治体との協力や住民等の機運の醸成に努めながら世界遺産等への登録を検討します。

②　希少野生動植物の保護・保全

本市には、他の地域にほとんど見られないオオルリシジミ、ヒゴシオン、オグラセンノウなど多くの種類の希少な野生動植物が生息生育しています。この阿蘇特有の希少野生動植物を保護するため、保護監視員による保護指定地域内での生育調査や監視パトロールの強化を図るとともに、希少動植物の生育生息分布に応じて保護指定地域を見直していきます。

また、本市の希少野生動植物の存在を広く周知し、保護、保全につなげていくため、小中学校における環境学習や住民への広報等による周知活動とともに、観光施設等で観光客に対し情報提供を行っていきます。

③　自然保護意識の醸成

高齢化などによる農林業従事者の減少等により、原野や森林の保全が懸念されるため、地域住民やボランティア団体等と連携し、潤いある自然の再生に取り組み、環境美化推進運動や緑化運動等の活動を通し住民意識の醸成に努めます。また、自然環境を保護する民間団体の育成・支援に努め、地域住民・都市住民に対し、自然との触れ合いの機会を提供することで自然保護の意識の醸成に努めます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
環境美化コンクール参加団体数	環境美化コンクール参加団体数	22団体	30団体	40団体	
環境保全活動団体数	市が把握する地域づくり団体のうち環境保全活動団体数	１０団体	１５団体	２０団体	

2　地球環境の保全

（1）現状と課題

経済活動の活発化により、石油や石炭といったエネルギー資源が大量に消費されるようになりました。それに伴い、地球温暖化や海面の上昇、さらにはそれに起因する異常気象で、世界各地では干ばつや洪水などの被害が報告されるなど地球規模からなる環境問題が発生しています。その主な原因となっているのが、化石燃料の大量消費による二酸化炭素濃度の上昇です。京都議定書※では日本は２０１２年までに温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）を少なくとも６％削減することとされています。これに基づき、地球環境問題への取り組みが、国及び県の重要施策として位置づけられており、新エネルギー※の導入やその普及啓発が推進されています。

熊本県でも、クリーンな自然エネルギー※である風力発電の導入の可能性を探るため、県内各地で風況調査を実施し、平成１２年からは本市車帰地区でも調査を行っています。調査により、採算性を確保できる見通しであることから、平成１７年に風力発電装置 600ｋｗ級２基、300ｋｗ級１基を設置しています。

本市においては、地域の啓発活動として地球温暖化防止推進員を設置し、日常生活で実践可能な省エネ・省資源の個別的な指導啓発活動を行っています。また、新エネルギー導入を目的に、旧一の宮町、旧阿蘇町では平成１６年度に「地域新エネルギービジョン」が策定され、新エネルギー導入の可能性調査や啓発行動計画を盛り込んでいます。

家庭、地域、学校、事業所などにおいても、環境問題への関心は高まっており、大阿蘇環境センター未来館等における環境学習及び子供エコクラブへの参加など、さまざまな環境教育・学習が行なわれています。一方、関心を持っていても行動に結びついていない人も多く、環境問題に対する意識と行動に隔たりがあります。

今後の課題として、単に環境問題に関する情報を提供するだけでなく、それを具体的な行動・実践に結び付けていかなくてはなりません。そのためには、住民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解を深め、正しい知識に基づき、生活行動のさまざまな場面で責任ある行動がとれるよう、あらゆる機会を通じた幅広い環境学習が必要です。

（2）展開する施策の方向性

●地球環境を保全するために、行政をはじめ家庭・学校・事業所などのそれぞれの果たすべき役割を明確にし、啓発活動を通じて住民一人ひとりが地球的視野に立った具体的行動に移すことが出来るように努めていきます。

●かけがえのない地球、阿蘇の恵まれた自然環境を未来の子どもたちに残すために、限りある資源を有効活用し官民一体となって、新エネルギーの普及を進めます。

●幼児期から高齢期までの人間の成長過程に即した環境学習を推進し、自主的な環境学習のための基礎的条件づくりや推進体制の確立に努めます。

（３）展開する施策

①　省エネルギー化の促進

温室効果ガスの排出抑制のため、公共交通機関の利用促進やアイドリング･ストップ運動の推進などで、総合的な自動車排ガス対策を推進します。また、日常生活の中で実践可能な省エネ・省資源の指導啓発を行っている地球温暖化防止推進員の活動を広げ、地元企業や住民等に対し講習会等を通じて周知啓発活動を行います。それによって、地域全体の意識の向上に努めるとともに行政、家庭・学校・企業などのそれぞれの果たすべき役割を明確にします。

行政の事務事業に関しては、「阿蘇市地球温暖化防止行動計画（仮称）」を策定し、行政活動全般にわたって行動方針を明らかにし、積極的に取り組んでいきます。将来的には、国際環境観光都市を目標とする本市の姿勢を内外に示すために「国際環境規格（ＩＳＯ14001）」※や「エコアクション 21」※の認証取得を目指し、各事業所への波及を促進します。

②　新エネルギーの導入

既存の公共施設や新たに建設する公共施設を中心に、太陽光発電やバイオマスなど阿蘇地域の特性にあった新エネルギーの導入に努めます。風力発電などの規模の大きな新エネルギーについては、その導入の可能性を調査検討していきます。

住民･事業所に対しては、新エネルギーに対する理解を深めるための啓発事業を展開し、各種支援制度の周知を積極的に行います。

③　環境学習の推進

県や阿蘇広域行政事務組合との連携のもと、大阿蘇環境センター未来館や車帰風力発電における環境学習、阿蘇市地球温暖化防止推進員及び熊本県環境センター派遣制度講師などによる環境体験学習会等を開催し、あわせて広報等による啓発活動を行います。

環境問題に自主的に取り組む人材を育てるため、子どもから大人まで環境学習に参加できるような環境整備に取り組みます。地域社会と連携し、環境保全の意欲の増進や環境学習が体系的かつ継続的に実施されるよう、推進体制の確立を図ります。

（4）指　標

ISO14001認証事業所	ISO14001認証取得事業所数	2事業所	3事業所	4事業所	
エコアクション21認証事業所数	エコアクション21認証取得事業所数	ー	5事業所	10事業所	
地球温暖化防止活動参加者数	地球温暖化防止活動推進員が開催する学習会等に参加する住民の数	80名	600名	1200名	
環境学習への参加者数	環境学習への参加者数を合算	750人	850人	1,000人	未来館における環境学習・市におけるごみ分別説明会等

3　環境に配慮したまちづくり

（1）現状と課題

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動や生活様式の多様化は、資源・エネルギーの枯渇、廃棄物の処理、不法投棄など深刻な問題を引き起こしています。これらの社会経済活動・生活スタイルを根本的に見直し、再利用・再資源化や、資源の消費や廃棄物の発生をできる限り抑制し、環境にやさしい「循環型」のスタイルに変えていくことが急務となっています。

本市のごみ排出量は、平成１２年度をピークに減少傾向にあるものの、家庭から排出される生活系のごみは年間５，９６２ｔ、住民一人１日あたり５４１ｇとなっています（県民一人１日あたり６１９g)。現在、ごみ分別数を８分別とし、大阿蘇環境センター未来館において可燃ごみは固形燃料化（ＲＤＦ）し、ビン類・缶類、ペットボトルはもちろん、不燃ごみ、粗大ごみの中からも資源物を回収して資源化に取り組んでいます。

本市は、容器包装類のリサイクル率については県下でも高い自治体となっているものの、一部には適正なごみ分別が行われず異物が混じりリサイクルに支障をきたしているのもあります。また、電気器具・家具等で修理すれば利用可能なものまで大型ごみとして排出されている状況にあり、不法投棄も後を絶ちません。

本市は、茗ヶ原地区が筑後川、深葉地区が菊池川、波野地域が大野川、一の宮・阿蘇地域が白川水系の黒川と、それぞれ河川の最上流地域に位置し、地下水の水源涵養※地域であることから、下流域への影響は計り知れないものがあります。

また、これまで下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により河川の水質改善に努めてきましたが、市全体での下水道普及率は２４．３％に留まっており、各家庭からの生活排水や河川改修等による浄化作用の低下により悪化しています。また、合併処理浄化槽が、適正な管理がされず、浄化機能を著しく低下させた状態で生活排水を放流するケースや、下水道が整備されてもその接続が進まないなどの問題が生じています。

地下水の水質については、家畜糞尿の野積み規制や無農薬・減農薬生産が推進されてはあるものの、下水道や合併処理浄化槽が市内全域に普及しているとはいえないため、地下水汚染の不安は払拭できません。このような状況の中、各地域湧水においては、安全管理体制が不十分なまま飲料水として使用されているところもあります。

（2）展開する施策の方向性

●快適な環境を保全し、限られた地球資源を有効的に利用するため、ごみ処理に対する住民一人ひとりの意識の高揚を図ります。住民・事業者・行政が一体となって排出抑制や分別の徹底を図り、ごみの効率的な資源化・再利用を進めることにより、ごみ減量化に努め、地域循環型社会を構築していきます。

●廃棄物の不法投棄をなくすため、関係機関との連携強化に努めていきます。

●水資源の安定的供給と環境保全に大きく寄与する森林の適正な保全、育成に努めます。水源地等での汚染の要因を取り除くため、環境学習会等で住民意識の醸成を図り、あわせて公共下水道、合併処理浄化槽の普及促進により水資源を保全していきます。

●総合的な環境施策を推進する庁内部署の設置を検討するとともに、行政・住民・事業所とが協働して環境施策を展開できる基盤づくりを推進します。

（3）展開する施策

①　循環型社会システムの構築

ごみの効率的な資源化や再利用、減量化には、住民や事業者等の十分な認識と行動が不可欠です。大阿蘇環境センター未来館等における環境学習や地区ごとの分別等説明会、広報等の啓発活動を通じて、ごみの分別・資源物回収等の徹底に努めていきます。

特に処理費用を増大させる生ごみの処理については、広報等を通じて家庭での水切りを徹底させるとともにコンポスター※や電気式生ごみ処理機の導入を積極的に促進し、生ごみの再資源化・減量化に取り組みます。

② 不法投棄対策の強化

廃棄物の減量および資源の有効利用を目的とした家電リサイクル法施行以来、家電製品の不法投棄が増加しています。その防止策として、県や警察などの各種団体による監視体制・協力体制が図られているものの、不法投棄は減少する傾向にはありません。後を絶たない廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、市だけではなく、国や県、住民、事業所等と情報提供等連携強化に努め、チラシ・ポスター・広報誌等による啓発活動で地域全体の意識の醸成とともに監視の目を強化していきます。

不法投棄多発場所については、関係者との協力のもと不法投棄防止看板やフェンス・柵等を設置し、監視パトロールを強化するなど対策を講じます。「不法投棄をさせない、できない」環境づくりを進め、悪質な不法投棄については、警察と協力して投棄者の摘発に努めていきます。

③ 水資源の保全

森林は地下水を育む源であり、木材生産や山地防災等の多面的機能を持っています。森林の公益的機能の維持増進を図るため、適期の除間伐や伐採後の植林、適正な育林管理を推進します。また、市や森林所有者、水資源の受益者である下流域の都市部との連携による森林整備協定等の締結を推進します。

河川の水質保全のため、河川環境に配慮した生活排水方法を、地区学習会等を通じて地域住民に周知していきます。合わせて、公共下水道の計画的な整備に加え、下水道処理区域外においては、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の設置を促進します。さらに設置後の適正な管理を促進するため、施工・管理業者と共に管理体制を強化し広報誌等による啓発活動を行うとともに、個人設置型から市が管理する市町村設置型への移行を検討します。また、定期的な河川の水質検査を実施し、水質監視に努めます。

飲料水としている湧水については、保健所、地区等の関係機関と連携して安全管理の徹底を促進します。

④ 環境保全推進体制の確立

自然環境、生活環境全般にわたって総合的に環境施策を推進する庁内部署の設置を検討

するとともに、庁内関係課の職員で構成する庁内推進体制を整備し、諸施策の進捗状況の把握に努め、相互の連携と施策の調整を図ります。また、情報・意見交換や連絡調整等をはじめ、住民と事業者との交流機会を確保するとともに、住民・事業者の環境に関する自主的な行動を支援するために必要な措置についても、それぞれの行政分野で施策として位置付けし、住民参加の推進に努めます。さらに専門的な知識を有する人や民間団体との連携強化を図り、環境行政の推進にあたっての積極的な参加を求めていきます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	５年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
一人１日あたりのごみ排出量	市による年間収集量÷総人口÷３６５日	813g/人・日	772g/人・日	732 g/人・日	
一般廃棄物のリサイクル率	資源ごみ÷ごみ総処理量×１００	55.00%	57.8%	60.5%	
合併処理浄化槽設置基数	市内住宅の合併浄化槽設置基数	1555基	2365基	3175基	
水洗化人口比率	（下水道処理人口+合併及び単独浄化槽設置人口）÷市の総人口×100	67.6%	83.1%	98.0%	（再掲）5、2、7「下水道・排水施設の整備」
河川の水質汚染度	河川等の水質検査による調査地点の平均ＢＯＤ測定値。	1.36mg./ℓ	1.33 mg./ℓ以下	1.29 mg./ℓ以下	

【２】健全な土地利用の推進

１　有効的な土地利用の形成

（１）現状と課題

阿蘇五岳、外輪山の雄大な自然や豊かな資源に恵まれた阿蘇地域は、地域住民はもとより国民のための共有資源であるとともに、生活や生産活動の基盤となるものです。

このため、土地利用については、地域の発展と住民の生活に深いかかわりがあるという認識のもと、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、自然的・社会的及び文化的条件に配慮し、総合的・計画的に行わなければなりません。

これまで、国土利用計画や土地利用計画、さらには農業振興地域整備計画の策定や、内牧地区・黒川地区での都市計画区域の指定など、計画的な土地利用に努めてきました。しかし、近年の社会経済情勢の大きな変化に伴い、農業問題をはじめ、企業誘致、宅地開発など、土地利用に関わる新たな課題が生じ、加えて町村合併により阿蘇市のまちづくりを進めるうえで一体的な土地利用を示す必要があります。また、都市計画区域においては、用途地域の指定がなされていないため、住宅・市街地の混在化が進み、まちなみ形成を阻害する要因となっています。平成１４年度の都市計画マスタープラン策定に伴い、区域の見直し、用途地域の指定の検討を行ったものの、住民等の合意が得られず今後の検討課題となっています。

土地の実態を総合的に調査する地籍調査は、土地に関する最も正確な地図情報として公共事業、土地取引、土地の管理等に利用するだけではなく、税務や道路、上下水道管理、防災・福祉対策など多方面に利活用され、住民サービスの向上や業務の公平化、効率化からも重要なものです。調査の状況は、旧一の宮町は昭和３２年～４２年度に一部完了、旧阿蘇町は昭和４２年～平成５年に全域完了、旧波野村は平成９年度～平成１６年度に一部完了しています。平成１６年度末までの進捗率は阿蘇市全体で５８．８％となっています。また、旧阿蘇町では全域完了のため、地籍調査管理、固定資産管理、地域振興、防災の領域で地理情報システム（GIS）※を構築しています。

今後は、中山間地域では過疎化、高齢化の進行により境界確認も難航する恐れがあり早期の完了が強く望まれます。また、完了地域であっても、精度の低さ等から測量成果が現地に反映できない地域もあり、再調査等の検討が必要となっています。

（２）展開する施策の方向性

●新市のバランスのとれた秩序あるまちづくりを進めるため、宅地や道路、農地、森林など将来における土地利用の基本とすべく、県の国土利用計画に基づき阿蘇市の土地利用の方針を定めます。

●長期にわたって安定した均衡ある土地利用を進めるために、住民の理解を得ながら土地利用に関する諸計画の整備を行い、計画的な土地利用の推進に努めます。

●地籍調査は、生活の基盤である土地に関する基本調査であると同時に、調査成果を精度の高い正確な地図情報として大いに利活用していく必要があります。そのため、再

調査地区を含め地籍調査の早期完了を目指すとともに、完了地域においては、GIS の拡大を図ります。

（3）展開する施策

① 土地資源の有効活用

【農　地】

本市における農地については、基幹産業である農業の生産の場としてだけでなく、豊かな自然景観や田園風景、水源涵養といった多面的機能としても重要です。一方では住宅地や工場用地、公共施設など非農業的土地利用も、地域活性化のためには必要不可欠であり、これらに対応する土地も必要となります。

このような中、他の計画との調整を図りながら集団的広がりのある農地や、基盤整備された農地などは優良農地として、農用地区域を設定し農地確保に努めます。

【原　野】

採草放牧地として利用されている広大な原野は、畜産の振興と野焼きにより維持されて、自然と人々との共存により支えられてきた風土です。

しかしながら、現在では畜産農家の高齢化や後継者不足により、この豊かな阿蘇の原野の維持が困難になっています。このような中で原野のもつ水源涵養機能や緑地資源といった多面的な役割を維持し、荒廃から守る最良の方法として牛馬の放牧が必要不可欠となります。

このことからも、周年放牧や広域預託放牧を推奨し未利用草地の積極的な利活用を図り、畜産業の振興と活性化を図るとともに今後、予想される人手不足等を補うため、野焼きボランティアや作業受託組織等の育成、関係機関との協力促進などにより、総合的な原野の維持保全に努めます。

【森　林】

森林は、木材の生産基盤としてだけでなく、水源涵養・山地防災・保健休養、そして多くの生物の生育環境の保持等、多種多様な公益的な機能を併せ持っています。

しかし、長引く木材不況、林道網等生産基盤の立ち遅れ、さらに高齢化と後継者不足による間伐等の育林管理の遅れなどで、森林の荒廃化が進んでいます。

このような状況の中、森林の持つ公益性を重視しながら、生産基盤の整備、組織化と人づくり、木材生産流通の合理化を推進し、豊かな阿蘇の森林を再生します。

【宅　地】

安全でゆとりのある快適な住環境の形成を図るため、無秩序な開発を防ぎつつ、周辺の良好な自然環境の保全や景観に配慮するとともに、個性と伝統のある地域文化に根ざした居住環境を保全しなければなりません。さらに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ日常生活の利便性が確保されるように、生活関連施設等の整備を図ります。また、オープンスペースの確保や防災対策の充実に配慮しながら、周辺の自然環境と調和した土地利用への誘導を図ります。

民間による住宅供給を推進し、定住化の基礎づくりを進めるため、住宅密集地と隣接した農地や、公共下水道に隣接する農地等については、各種制限の緩和等を検討していきます。

【公共用地】

道路・公園・公営住宅などの公用・公共用施設については、住民福祉の充実と向上のため、環境保全に配慮して、必要な用地の確保を図るとともに、遊休市有地の有効利用に努めます。

②　計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を目指すために、土地利用に関する諸計画の整備を行うとともに市全域を視野に入れた都市計画区域の見直しや、用途地域指定の検討を継続していくことが必要です。区域の見直し及び用途地域指定は、効率的な基盤整備及び生産活動の利便性を増進することを目的のひとつとしていますが、反面土地利用が限定されるなど経済活動に制約を加える場合もあるため、今後時間をかけて住民も交えた慎重な論議を行っていきます。

農業振興地域整備計画については、現在旧町村ごとの計画であるため、今後県の農業振興地域の変更時期と調整しながら、阿蘇市農業振興地域を策定します。農用地区域の設定に当たっては、統一の取れた農用地区域の設定を行い、優良農用地の確保に努めるとともに、他の土地利用計画等との調整を図り、非農業的土地需要についても対応していきます。

③　地籍調査の推進

地籍調査では、土地所有者等による境界確認が最も重要な作業であることから、調査を円滑に実施できるよう調査成果の利活用について、住民に普及啓発し協力を求めていきます。また、今後、過疎化・高齢化の進展により調査が困難になる恐れもあるため、調査実施体制の整備強化や境界確認調査の委託外注化の導入も検討しながら早期完了を目指します。さらに、GIS を阿蘇市全域に拡大し調査成果を有効活用するため、調査の一層の促進を図ります。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（Ｈ１７年度）	５年後の目標値（Ｈ２２年度）	１０年後の目標値	備　考
地籍調査進捗率	調査済面積÷調査対象面積×１００	５８.８%	７０%	８０%	

第２節　元気あふれる産業の育成

【１】地域の資源、特性を生かした農林畜産業の振興

１　生産基盤の整備

（１）現状と課題

阿蘇谷地区は、昭和４５年から着手し、平成８年に完了した県営ほ場整備事業（基盤整備面積３，３５７ha)により農道・農業用排水路・農地の区画化といった農業生産基盤の拡充が図られました。さらに、農業用水不足を補うために、ため池等を整備し、農業用水等を確保してきました。また、農業経営におけるコストの削減、農地の集団化、高生産性農業を推進し、経営規模の拡大を図っています。

しかし、農業用施設については、事業完了から数十年たっており、一部の地域では施設の老朽化による用排水路、ため池等の漏水が見られ、排水不良による湿田も多く農産物生産の障害となっています。

波野地区においては、畑作を中心としたキャベツ等の高冷地野菜が農業の主流となっています。同地区は、高所に位置していることもあり水資源に乏しく、農業用水は、湧き水、深層地下水利用等により賄っているため、干ばつ等に左右され計画的な作付け、収益の高い農作物への転換が出来ない状況にあります。

農作物の輸送や農作業の連絡路としての役割を持つ農道は、現在市内に８３路線あり、延長７４，９６０m、舗装率は約４２％となっています。近年の生産効率化に伴う大型機械の導入や農産物輸送車両の大型化等により、路線によっては路面の損傷が著しいところもあり、その安全性が懸念されています。

また、農業を営む上では、自然環境との調和なくして農産物の生産活動を長期にわたり持続していくことは出来ません。従来の農薬・化学肥料に依存する方向から、最近では農産物の安全性への関心が高まっており、自然環境を保全しつつ消費者がより安全で、安心して食べるこのできる農産物の生産体制や生産技術の普及に取り組む必要があります。

（２）展開する施策の方向性

●農業生産基盤の拡充による生産コストの低減や農地の集団化を目指し、農地の整備、再整備を計画的に実施するとともに、大型機械、農産物輸送車両の大型化に適応した道路整備を推進します。

●農薬や化学肥料を抑え、環境に配慮した循環型農業の確立と、堆肥等を利用した土づくりを推進し、農地の地力増進と地域資源の有効利用を図ります。

（3）展開する施策

①　農道、広域農道の整備

農業用大型機械や農産物輸送車両に適応した道路幅員の確保・改良等で、円滑で安全な交通体系を整備していきます。

とくに、阿蘇谷中央部を横断する農道（通称８m農道）については、交通量が多く路面の損傷が著しく､道路沿線に整備されている旧町村間の農業施設(カントリーエレベーター、ライスセンター等)を結ぶ重要な連絡路線のため早急に整備を行います。

②　優良農地の整備・保全

農地区画の整形、農道、用排水の整備を推進し、老朽化が目立つ用排水路、ため池等については計画的に再整備を行い、農地の保全に取り組んでいきます。

また、排水路や暗渠施設の整備などにより水田の汎用化をすすめ、施設園芸等への高度利用を図ります。

土地基盤整備の遅れている地域については、地域の特性に応じて効果的にかんがい施設、暗渠排水施設等の基盤整備を推進します。

③　阿蘇東部高冷地域の整備

大野川上流域を受益地とする国営大野川上流土地改良事業や、畑地までの配管、給水栓、給水スタンドの設置を行う県営事業により、波野地区では、農地までのパイプラインや農業用水路、圃場、農道等の整備をすすめます。水を必要とする施設園芸作物等の収益性の高い作物への転換を図り、作期の拡大による土地利用率の向上を図ります。

④　環境保全型農業の推進

有機物の土壌還元等による土づくりを基礎として、減農薬・減化学肥料等を促進するエコファーマー※の拡大を推進します。その活動を通じて、環境保全と生産性の調和に配慮し、健康安全志向等消費者ニーズに応える高品質の農産物を安定的に供給できるように環境保全型農業を推進します。

また、関係機関と連携し使用済みの農業用フィルム、プラスチック類の適正処理や地域における回収システムの確立を目指します。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	５年後の目標値	10年後の目標値	備　考
農道舗装率	舗装延長÷実延長×100	42%	45%	50%	
エコファーマー認定者数	市内のエコファーマー認定者数	125人	300人	600人	

2　担い手の確保・育成

（1）現状と課題

農家戸数は、平成２年から平成１２年の１０年間（農業センサス）で 530 戸減少し、毎年約 50 戸の農家が離農しており、特に専業農家の減少が目立っています。農家人口も 1,833 人減少し、農業従事者の高齢化も進行しており、地区によっては、高齢農業者が農業の中心となっているところも見受けられ、若い担い手がいない地区もあります。

このような担い手不足の問題は、直接的に食糧の安定供給に影響を及ぼすだけでなく、耕作放棄地増加へつながり、阿蘇の景観や、水源の涵養などといった農地の持つ多面的機能にも影響を及ぼし、農業生産構造の脆弱化が懸念されます。

しかし、農家戸数や専業農家が減少しつつあるものの、農業近代化施設及び生産基盤整備の推進などにより、一戸当たりの経営規模は拡大しつつあり、徐々に認定農業者※を中心に地域農業の核となるべき農業者が育成されつつあります。

本市においては、約３７０名の認定農業者を輩出し、農業経営改善計画のもと農業経営がなされ、各地域においても担い手としてリーダー的役割を担っています。しかし、市全域での農地を維持・保全することは困難です。このため、地域の農業生産を中心的に担う中核農家と兼業農家、高齢農家等との役割分担について話し合いながら、担い手の育成・確保や担い手への農地利用集積に向けた動きを加速化させていく必要があります。農業構造の再編も含め、地域農業の確立を目指さなければなりません。

（2）展開する施策の方向性

●認定農家など将来核となる農業者の育成を図るとともに、組織体での効率的な農業経営の確立を地域で推進します。

●集落営農の確立により、農家自らの経営はもちろんのこと、将来的な集落の維持・保全や担い手の育成、農業基盤の確保など、集落営農組織で話し合い行動できる全員参加型の組織づくりを推進します。

●新規就農者を支援するとともに、高齢農業者の今後の位置づけを明確化し、さらには女性農業者の社会進出を支援します。

（3）展開する施策

①　担い手農家の育成

農業者の減少と高齢化が見込まれる中、認定農業者など地域農業の柱となるべき農業者（担い手）を明確にし、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施するとともに農地の集積を一層促進し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成します。

②　集落営農の育成

地域農業の高齢化や担い手不足による農業生産活動の停滞・後退を防ぐため、地域集落を単位とした集落営農組織の確立・育成を促進します。この組織を基本に、認定農家

や生産組織、受委託組織、機械利用組合等との連携強化により、農地の利用集積の取り組みと営農体系の確立を図るとともに、農業構造の再編を行い農業の活性化を目指します。

③　多様な担い手の確保・支援

新規就農や農業法人への雇用など就農ルートが多様化していることに対応し、農業情報の提供や支援策を講じ、円滑な就農が図れるよう体制を整えます。さらに、関係機関との連携を図りながら、就農後の定期的な経営状況の調査や技術指導などのフォローアップを図り、農業の担い手として育成を図ります。

高齢農業者については、これまで培ってきた経験や技術を活かし、集落営農組織の確立による技術指導や比較的労力が少ない小物野菜の栽培推進など、その労力に応じた活動を促進します。

女性農業者については、農業生産や地域農業で重要な役割を果たしており、農業経営者としての位置づけを明確にするため、家族経営協定制度の活用や認定農業者への移行を促進します。また、農業各種団体等の女性役員や女性リーダーの育成など社会参画に向けた取り組みを推進するとともに、他産業との連携のもと農産物の加工品開発など女性農業者の意欲の高揚に努めます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年	5年後の目標値	10年後の目標値（H27年度）	備　考
農業就業人口	農業センサスに基づく農業就業人口	3,743人	3,300人	3,000人	
新規就農者数	農業センサスに基づく新規就農者数	7人	6人	6人	
認定農業者数	市内の認定農業者数	370人	420人	420人	
集落営農組織数	市内の集落営農組織現況数	45組織	105組織	70組織	集落単位で組織化し、その後統合等により減少

３　地域営農の確立

（１）現状と課題

本市の農業形態は、標高４５０m～５５０m の平坦地型農業地域と、標高６００m～９００m の山間地型農業地域に分けらます。平坦地では、広大な農地・草地資源を活用し、従来から米と畜産を中心とした複合経営が多く、昭和４２年から農業構造改善事業や県営ほ場整備事業により約 3,３００ha の区画整備が行われました。あわせて農作業の機械化と省力化により、現在では、生産調整によって飼料作物中心の転作から、大豆・トマト・メロン・イチゴ・ホウレンソウ・アスパラ・花卉等を中心とした施設園芸が行われています。一方、山間地では、冷涼な気候を生かした農産物生産を行い、畑作物を中心とした営農形態をとっています。昭和３０年代まではトウモロコシ、菜種、雑穀栽培を中心に肉用牛を飼養するという複合経営でした。昭和３０年代以降は、種バレイショ・高原キャベツ・ダイコン・白菜等の露地野菜中心に、近年では施設園芸も盛んとなっており、地域特性を活かした“そばの里”づくりにも力を入れています。

農産物輸入の増大や産地間競争の激化に伴い、農産物の価格低迷が長期化しています。そのため、担い手不足や高齢化から、経営規模の縮小や施設園芸から撤退する農家もあり、農産物の出荷数量の減少は否めない状況にあります。また、水稲においても、米消費量の減少や加工用米の輸入に伴い、米の価格低下を余儀なくされており、機械施設への投資やほ場整備の償還、相次ぐ気象災害等が農業経営を圧迫し、兼業化や離農につながっています。安定的な農業経営を図るためには、生産コストの削減が大きな課題となっています。

一方、食に対する近年の消費者志向は、「安全・安心」、「健康」さらには、「環境・衛生」への関心が高まっています。これらの消費者ニーズを踏まえながら、より安全な農産物づくりのための生産方式の導入や高品質化が求められています。今後は、輸入農産物や市場や消費者の動向を、迅速かつ的確に生産現場に反映することが重要となっています。

また、本市では女性農業者や高齢者を中心に農産加工グループが６つ組織され、中には企業化を達成するなど、多彩な農産物を活用した活動が展開され、地域の活性化に貢献しています。

しかしながら、全体的に販売額の小さい組織が多く、ほとんどが生活圏内を対象とした販売に限られているのが現状です。

近年では、外食や惣菜の利用増加など食品の消費構造も大きく変化してきています。また、実効性のある食品表示制度の確立と監視体制の整備が求められています。

こうした中、地域農業の振興を図るためには、生産・流通・販売の一貫した体制整備が必要で、消費者・生産者間で情報や人が行き交う「顔の見える関係」づくりが急務となっています。

（２）展開する施策の方向性

●農業経営の基盤を強化させ、阿蘇地域の特色を活かした安心、安全、高品質で売れる農産物づくりを推進します。

●生産者・ＪＡ・行政が連携して、農産品の PR と「阿蘇ブランド」の確立を推進し、販路拡大に努めます。

（３）展開する施策

①　地域の特色を活かした農業振興

地域性のある農産物生産の区別化を図り、適地適作による地域営農区分を基本とした生産振興を行い、安定した産地化を目指します。

「地産地消」の充実とともに消費者と触れ合う観光型農業への取組強化を図ります。「阿蘇」のネームバリュー※を最大限に活かしながら、付加価値型農業の促進も併せ、さらに新たなる特産品の開発も含め農産物加工などの多角的な展開を図ります。

②　効率的な農業経営の推進

地域農業の効率的生産体制の確立や高収益農業を展開するため、トマト、イチゴ、アスパラ、キュウリ等の振興作物を中心に、新技術の導入を促進します。また、集落営農を図りながら農業用機械等の共同整備・共同利用・共同作業体制の確立を推進し、省力化や集荷体制の整備を進めることでコスト削減を図ります。さらに、米、大豆などの土地利用型農作物については、農地の団地化、ブロックローテーション※など効率的な輪作体系の確立を図り、生産体制の強化に努め安定的な農業経営を推進します。

③　安心、安全、高品質の農産物づくり

激化する産地間競争や安価な輸入農産物に対抗するため、土づくりの徹底やトマト、イチゴなどの新品種・新技術の導入、減農薬・減化学肥料などの環境にやさしい生産方式の導入を図ります。さらに、高度な栽培管理が可能となる用排水施設などの整備を進め、高品質化を図るとともに、安心、安全、高品質で売れる農産物づくりを推進します。

多様化する消費者ニーズを的確に把握し、需要に応じた農産物の生産や新規作物の導入を図ります。あわせて、阿蘇という恵まれた立地条件を活かし、生産者・ＪＡ・行政が連携した新鮮でおいしい「阿蘇ブランド」の供給体制の確立と消費者へのＰＲを促進していきます。

適正な生産地表示の推進やトレーサビリティー※の導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保していきます。

④　流通体制の強化と販路拡大

ＪＡと連携し市場の情報収集、そして実需者※・消費者ニーズの把握、ニーズに合った多様な品目の生産を行うことで、出荷枠の拡大と継続安定出荷等による産地化の確立を図り、市場における競争力を高めます。

一方で、外食・中食産業※や食品加工産業との契約栽培など販売ルートも多岐に渡っています。それに対応して、信頼関係構築による実需者との結びつきの強化を図り、栽培・販売協定の締結を行うなど、地域ぐるみでの流通戦略を推進します。

直売施設での農産物販売や地元の商店や宿泊施設、レストランなどへの食材提供など「地産地消」を推進するとともに、「阿蘇」のネームバリューを最大限に活かし通信販売やインターネットでの販売強化を促進します。

さらに、量販店における阿蘇産農産物の常設コーナーの設置検討など、新たな取り組みを推奨し、阿蘇の新鮮な農畜産物を市内外の消費者に提供し、消費拡大に努めます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
農業粗生産額	農林水産省生産農業所得推計に基づく農業租生産額	10,940百万円	12,573百万円	13,000百万円	

4　畜産の振興と草地（原野）の保全活用

（1）現状と課題

採草放牧地として利用されている広大な原野は、これまで畜産の振興と野焼きにより維持されてきました。まさに、自然と人々との共存により支えられてきた風土です。

阿蘇の畜産は、あか牛の原産地として広大な原野を利用して、放牧を主体とした夏山冬里方式による肉用牛生産を行ってきました。そのなかで、草地の改良整備等と規模の拡大を推進してきました。しかしながら、農産物の輸入自由化以降、子牛及び枝肉ともに価格が低迷しています。国外での BSE 問題※やトレーサビリティー※の普及により若干持ち直しているものの、有畜農家の高齢化や後継者不足により肉用牛生産農家は減少しており、阿蘇の原野の維持が困難な状況に陥っています。

本市の畜産業は、肉用牛、酪農、養豚で占められ、飼養頭数も肉用牛 10,572 頭、乳用牛 1,669 頭、豚 28,185 頭（平成 16 年畜産統計）となっています。ここ５年間、飼養頭数はほぼ横這いですが、飼養戸数は減少傾向にあります。

農畜産物の販売価格は、市場経済や家畜疾病に影響を受けやすいため、有畜農家の安定的な経営を確保し、付加価値の高い農畜産物の生産を図るためには、阿蘇をアピールできる地域ブランドの確立が急務です。「地産地消」の推進による直接消費者への販売可能なシステムの確立が求められています。

一方、家畜ふん尿については、平成１６年１１月から「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本格運用され、有畜農家においては、家畜排せつ物の適正処理の義務付けに伴い、堆肥舎等の施設整備が進められています。また、個々の農家による堆肥舎整備が進んだことにより、堆肥の供給が需要を上回り飽和状態となりつつあります。今後の利用拡大を図るためにも、耕種農家との耕畜連携による域内流通の推進が必要不可欠となっています。そのためには、性状及び貯留方法の異なる家畜ふん尿を、堆肥として循環できる環境保全型農業の定着を図る必要があります。

（2）展開する施策の方向性

●阿蘇の畜産物を安全で美味しい「阿蘇ブランド」として確立し、畜産業の活性化とあわせて原野の維持・保全に努めます。

●環境と調和したより安全で生産性の高い農業の確立を図るため、畜産農家の家畜ふん尿を有機質肥料として生産農家に提供し、耕蓄連携による循環型農業の確立を目指します。

（3）展開する施策

①　畜産物の生産振興

阿蘇の広大な原野に囲まれ、大自然の中で育まれた阿蘇の畜産物を「阿蘇ブランド」として確立し、市場価格の変動に影響されにくいものとするため、生産基盤の整備はもとより、生産から販売までのトレーサビリティーの徹底を図り、安全で美味しい畜産物

の提供に努めます。また、近年利用者の多い、農産物直売所やネット販売等での普及を推進するため、情報提供やＰＲ活動に努めます。

≪肉用牛≫

原野での延長放牧や周年放牧により草資源の有効利用を推進し、地域連携による自給飼料の増産を図り、コスト低減に努めます。また、受精卵移植等の導入による後継牛の育種改良の推進を図り、産肉能力及び改良増殖を通じて生産性の高い畜産経営の育成に努めます。

≪酪農≫

規模拡大と生産性の向上による経営の強化を図るとともに、乳用牛の改良を推進し、１頭当たりの生産乳量及び乳質の向上に努めます。あわせて、飼料基盤の整備確保による自給飼料の増産を図り、ヘルパー制度の利用等によるゆとりある酪農経営の推進を図ります。

≪養豚≫

経営の安定化を図るため、優良系統豚の導入や一貫経営等の規模拡大による生産基盤の強化を推進します。衛生対策の充実を図り、慢性疾病による損耗防止に努め、消費者に安全安心な生産物の提供による地域ブランド化の推進に努めます。

≪養鶏≫

飼養・衛生管理の徹底による生産性の向上及び経営の強化を推進し、能力の高い品種の選抜等による生産基盤の強化を図り、消費者に安全安心な生産物の提供による地域ブランド化の推進に努めます。

≪馬≫

肉用牛と同様に放牧を主体とした低コスト生産を推進するとともに、生産率の向上による産地づくりの振興と地域産銘柄の定着化に向けた PR を図ります。

②　草地（原野）の機能維持

有畜農家の減少や高齢化に伴い、低位利用及び未利用草地の利活用を図るため、広域預託を推進し地域外からも積極的に受入れ、牧野の活性化を促進します。あわせて、牧野（草地）の集積によるコスト削減に努めます。また、放牧の推進を図るため、主要道路沿いの牧柵設置等、放牧牛の監視体制の整備や事故防止に努めます。

野焼きについては、作業の効率化、安全の確保を図るため、恒久的な防火帯の設置を推進します。今後予想される人手不足を補うために、野焼きボランティアをはじめとした関係機関との協力連携を図りながら、原野維持保全活動を促進します。

③　畜産環境対策の推進

地域資源である畜産農家の家畜ふん尿を堆肥化し、有機質肥料としての利用の定着化を図るため、供給施設の『堆肥センター』の機能強化及び整備拡充をすすめます。合わせて、地域で生産される農産物全般に対応できる肥料として耕種農家に提供し、農薬や化学肥料を抑えた土づくりを推進することで農地の地力増進を図り、より安全で生産性の高い農業の確立に努めます。

生産農家に対しては、堆肥の品質の均一化を求めるとともにマニュアル等の整備を行うなど、堆肥の利用拡大に向けた取り組みを図ります。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年	５年後の目標値	10年後の目標値	備　考
野焼きボランティア受入牧野率	野焼きﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ受入れ牧野数÷総牧野数	18%	20%	25%	
広域預託放牧頭数	預託牛受入れ頭数	200頭	300頭	500頭	
「あか牛」産直頭数	市内でのあか牛出荷量	80頭	100頭	200頭	

5　森林の保全と林業振興

（1）現状と課題

森林は、木材生産としての役割だけでなく、水源の涵養や保健休養機能、山地災害の防止など多様な役割を担っています。

本市の森林面積は、14,911ha（平成 12 年農林業センサス）と総面積の約４割を占め、そのうち人工林の割合が約８３％と高く、伐採期を迎える森林が大部分です。

本市の林業は、農林業複合経営の一部門として位置づけられ、素材生産のみの経営がほとんどです。また、素材生産の長期性を補う短期収入源として、波野地区を中心にシイタケ・ゼンマイ・ウド・タラノ芽等の特用林産物※栽培がわずかに行われています。素材生産については、木材需要の減少や材価の低迷、後継者不足などの理由により間伐等の適正な整備が遅れ、素材としての品質の低下を招き、市場ニーズに応えることが出来ない状態にあります。このまま間伐等の育林管理の遅れや森林の荒廃化が進むと、渇水や大雨などによる洪水・山崩れなどの被害が懸念されます。

林業生産性の向上や林業所得の増大、業経営の安定化のための活動を推進することを目的に、これまで林道整備を中心に、木材共販所（乙姫、小地野）、古代の里キャンプ村（手野）、林業研修集会施設(小地野)の建設等、さまざまな林業近代化施設を整備してきました。また、波野地区の「森のめぐみ」においては、間伐材を利用した名刺やトレイなどの加工品を製造・販売する取り組みがなされています。市内の木材共販所は、スギ・ヒノキ等の針葉樹を中心に販売を行っていますが、森林所有者の中には、木材価格が高くなる市外共販所への出荷も多くみられ、利用率が高いとはいえません。

森林管理道については、林道が２１路線、総延長４９，３２８m、作業道が１６路線、総延長１３，８１７m、合わせて３７路線の森林管理道を整備していますが、高性能林業機械の導入、生産経費の節減など、森林施業の推進を図る必要があります。

（2）展開する施策の方向性

●林道、作業道の整備を進めるとともに、設備や施設の近代化を進め作業の省力化、効率化を図ります。

●優良な地元産材の「地産地消」や木材市場の動向などの情報を提供し、林産加工品の研究と販路拡大を行います。

●施業方法や樹種の転換、下流域である都市部との森林整備協定、レクリエーションの場としての森林公園づくりを行います。

●農林業複合経営の補完作物としての役割を果たす、新しい特用林産物の導入を推進します。

（3）展開する施策

① 林業近代化施設の整備

林道網等生産基盤の整備だけでなく、高齢化と後継者不足を補い、さらに所得の向上と経営の安定を図るために、高性能機械の導入による省力化、効率化を促進します。

作業の共同化を推進するとともに、木材の利用についても素材だけでなく、林産品も加えた加工施設の整備を推進します。

② 森林管理道の整備

造林、伐採、間伐及び保育等の森林施業を必要とする森林が、団地的なまとまりがある地域に対しては、関係地区をはじめ、環境省、県並びに関係機関と協議・調整を図りながら林道、作業道開設等の整備を進めます。

公益的な機能を持つ森林の重要性、さらに林業経営の観点から森林所有者の意識の改革に努めます。

③ 木材の利用及び林産加工品の開発と販路拡大

森林組合や製材業者並びに住宅建築業者との連携により、一般住宅の建築や、遊具施設、トイレなどの公共施設の整備に地元産材を利用する「地産地消」を進めます。

木材共販所の利用率を向上させるため、県内外の木材市場の動向を把握して、森林所有者等に情報を提供するとともに、消費拡大について行政と森林組合が連携して啓発活動を行います。

家具製品等の高級木工製品の開発等、消費者のニーズの多様化に応える林産加工品の研究と販路拡大を促進し振興を図ります。

④ 森林の持つ公益的機能の保全と活用

長伐期施業※や複層林施業※の推進を図るとともに、適切な間伐の実施、広葉樹林の育成に努めます。

住民に多様な機能を持つ森林の重要性を認識させるとともに、市と森林所有者、下流域である都市部との連携による森林整備協定の締結や、都市と農村の交流のためのレクリエーションの場を提供する森林公園づくりを行う等、公益的機能発揮のための整備を行います。

⑤ 特用林産物の振興

木材の生産は長期間にわたるため、農林業複合経営の補完作物としての重要な役割を果たす「きのこ類」や「山菜類」など、阿蘇のイメージと重ねあわせた新しい特用林産物※の導入を推進します。

地産地消を含め「阿蘇」のネームバリューを活かした販売を促進します。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	5年後の目標値	10年後の目標値（H27年度）	備　考
製材品生産量	熊本県林業統計に基づく製材品生産量	8,995㎥	9,895㎥	10,794㎥	
保安林面積	熊本県林業統計に基づく保安林面積	5,495ha	6,045ha	6,594ha	
木材共販所出荷量	阿蘇中部・東部木材共販所の出荷量	18,000㎥	20,000㎥	24,000㎥	
森林管理道（林道・作業道）の整備延長	林道台帳、作業道台帳の延長	63,145m	75,345m	80,000m	
特用林差物生産量	熊本県林業統計に基づく特用林産量	25.7ｔ	28.3ｔ	30.8ｔ	

【２】活力ある商工業の創出

１　個性のある店舗と賑わいのある商店街づくり

（１）現状と課題

本市の商業は、これまで各地域の商店街を中心に、地域住民の生活用品や食料等の調達の場として中心的な役割を果たしてきました。

平成 14 年の商業統計調査から本市の商業の状況をみると、商店数 470 店、従業者数 2,294 人、年間商品販売額は 328 億円となっています。平成６年の同調査と比較すると従業者数は若干の減少でとどまっているものの商店数、年間商品販売額は大幅な減少となっています。

この厳しい状況の背景には、国道５７号沿いを中心とした大型店舗等の相次ぐ進出があげられます。とくに、モータリゼーション※の発達による商業圏の広がりによる、熊本市郊外の大型ショッピングモール※へのレジャー感覚でのショッピングなど、消費者意識の変化等が目立ちます。これにより、本市の既存商店街は、環境整備の遅れや、空き店舗・空き地の増加、商店主の高齢化や後継者不足など、商業経営基盤の整備不足や弱体化が進んでいます。

現在、旧町村ごとに３つある商工会も、近年では会員数が減少傾向にあり、商工会自体の指導執行体制の整備と組織強化が求められています。

一方、平成１３年に設立された（株）まちづくり阿蘇一の宮（TMO※）では、統一看板など商店街の景観整備などの事業に取り組んでおり、門前町商店街や内牧商店街等の一部商店街では、観光地の特徴を活かした独自の雰囲気づくりが進められています。また、各地域づくり団体や農業者、商業者が結びつき、空き店舗を利用した商店街案内所や阿蘇・内牧温泉街マップの作成などの取り組みも見られ、これらの活動を通じて個性ある店舗も生まれるなど、明るい兆しも見受けられます。

（２）展開する施策の方向性

●既存商店街に調和した道路、駐車場、ポケットパーク等のハード面の整備・検討を行い、併せて空き店舗や空き地の有効活用による活性化策を講じ、商店街の環境整備に取り組みます。

●商業の起業家や後継者の育成・確保に努めるとともに、商工会の指導執行体制の整備と組織の強化に努めます。併せて商工会の統合を促進します。

（３）展開する施策

①　商店街の環境整備

商店街への集客力を高めるために、道路整備とともに、高齢者、子供、身障者などの人々が安心して通行できるユニバーサルデザイン※に配慮した歩道、駐車場等の設置をすすめます。併せて、緑豊かな阿蘇のイメージを活かしたポケットパークなど商工会や TMO と連携し商店街の環境整備を進めます。また、回遊性のある商店街とするために、魅力ある個店などを紹介した案内板を設置します。

さらに、歴史的に価値があると思われる建築物においても、住民の意見を反映しながら、保存・活用に努めていきます。

②　空き店舗、空き地の活用

商工会やＴＭＯなど関係者と連携して空き店舗、空き地の現況把握と所有者の意識調査（売りたい、貸したい）を行います。これによって、登録体制・台帳を整備し、新たに商業・サービス業に取り組む個人や企業に対して情報提供を行うとともに融資等の支援を行います。

一般住居としての利用も十分考慮し、広報誌やホームページ、マスメディアを活用して定住希望者への広報活動を進めます。

③　経営基盤の強化

国・県の融資制度等の情報提供や起業家、後継者の育成・確保に努め、競争力や経営力の向上に努めます。また、商工会等と協働して商店街が行う意欲的な取り組みに効果的な支援を行い、それらをインターネット等で広く情報発信し、商店街への集客につなげていきます。

まちづくりと商業との連携、そして商業・農業・観光業の３分野の連携による総合的産業づくりを推進し、長期的経営基盤の強化を図ります。

④　商工会との連携と組織強化

高度化・多様化する時代のニーズに即応した経営感覚と後継者の育成を図るため、商工会と連携し他地域との意見交換や専門家を招いての研修等を実施します。また、商店経営者と後継者への専門的で高度な支援サービスを提供するとともに、各商店街が連携し、広域的視野に立った共同事業を積極的に推進します。

旧町村ごとの商工会については、会員への税務・金融など経営支援への対応や、広域化・高度化する相談・指導への体制づくり等、商工会機能の充実を図るため、組織の統合を促進します。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
市内の商店で買い物をする人の割合	市内で買い物をする人の比率（出典：商圏実態調査）	61.3%	63.0%	65.0%	
卸・小売業・飲食業及びサービス業の店舗数	市内にある卸・小売業・飲食業及びサービス業の事業所数（出典：事業所統計調査）	９６９事業所	９９９事業所	1,029事業所	
年間商品販売額	市内の卸・小売事業所における年間商品販売額（出典：商業統計調査）	308億7,921万円	350億円	400億円	
製造品出荷額	市内にある製造所等における製造品出荷額等（出典：工業統計）	516億8,269万円	536億円	556億円	
商工会の会員数	各商工会の会員登録者数	８６９軒	９００軒	９５０軒	

2　企業の誘致と地場産業の育成

（1）現状と課題

平成 15 年の工業統計調査によると本市の工業の状況は、事業所数 61、従業員数 1,735 人、製造出荷額 469 億円となっています。平成 5 年の同調査と比較すると事業所数は３の減、従業員数も 154 人減少していますが、製造出荷額はほぼ横這いとなっています。本市の主要産業はゴム製品製造業、化学工業、電気機械製造業ですが、その他の産業はほとんどが零細で、県下の製造出荷額に占める割合も極めて低い状況にあります。

これまで、工業誘致奨励条例等により税等の軽減特例や進出企業に対しての土地取得費償還の利子補給、さらには農村地域工業導入促進法に基づく団地化を推進するなど、積極的に誘致活動を展開してきました。

しかし、長引く景気の低迷を受け過去５ヵ年間、当地域での進出企業はなく、さらに、これまで誘致した企業の撤退もあり、跡地利用等の新たな問題も生じています。阿蘇地域の雇用情勢をみても、平成１６年度の有効求人倍率は 0.58 倍で、全国の 0.83 倍に比べ厳しい状況が続いています。

今後は、中小企業をはじめとした地場産業を育成、支援し、経営基盤の強化を図るとともに、地域の産業を担う人材の育成（技能習得のための研修会等）と確保に努めることも重要です。

また、既存誘致企業と行政との関係をより緊密にし、企業立地のニーズの把握に努めることで工業団地の機能充実や環境整備を進め、企業誘致に関する情報の受発信などに取り組む必要があります。

本市は九州の中央部に位置し、将来高規格道路や国道５７号の４車線化が実現すれば、各主要都市への移動に要する時間が短縮され、企業立地の環境整備が整うことになります。そのためにも、将来を見据えた政策を展開する必要があります。

就業の場の確保、所得の向上など、地域活性化に必要不可欠な地場産業の育成や企業誘致を図ることで、若者定住の促進にもつながるものと期待されます。

（2）展開する施策の方向性

●企業立地の環境を整備し、積極的に企業誘致に努めます。

●地場産業の活性化を促すため、関係団体等の融資支援制度について情報提供を進めます。
併せて、関係機関と連携を図りながら、時代に適応し、求人企業のニーズに対応した人材育成に努めます。

（3）展開する施策

①　企業誘致に向けた条件整備

企業立地のニーズの把握に努め、企業が進出しやすい環境（道路、工業用水、排水対策）を整備するとともに、本市の企業誘致に関する優遇措置や立地に伴う諸条件等の情報提供を積極的に行います。

企業立地の整備には、自然環境への配慮や農業的土地利用との調整を図りながら進めます。

②　地場産業の創出・育成

商工会等との連携により、中小企業の経営、運営相談に対し、経営診断・指導事業を行っていきます。さらに、国・県、関係団体等の融資支援制度について十分な啓発を行い、利活用を促進します。

中小企業の経営安定化や雇用の確保を図るため、熊本県信用保証協会等の制度融資による資金調達の円滑化を促進します。

③　雇用対策

国・県の関係機関との連携を図り、職業相談の充実や雇用情報の提供に努めます。

若年層の雇用対策として、高校生等の職場体験などの職業教育の充実を図ります。また、女性の就業支援については、子育てを行いやすい勤務体制等、職場における男女共同参画への取組みの普及啓発や就業支援等を行います。さらに、育児や介護等を理由に退職した女性や就業経験のない女性等を対象とした技術講習会や、女性の起業やキャリアアップを支援するための講座等を積極的に開催します。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値	備　考
空き店舗対策事業の効果	空き店舗対策事業での入居件数	5件	25件	50件	
企業誘致数	市内でのこれまでの企業誘致の延べ数	14件	15件	16件	

【3】１次・２次・３次産業が連携する産業づくり

１　地域産業の連携による産業振興

（１）現状と課題

本市は、特色のある農産物を生産する産地として知られています。「安心・安全」をテーマに、特別栽培米阿蘇コシヒカリをはじめ、大豆やトマト・イチゴ・キャベツ・アスパラ・ソバ等の生産が行われています。とくに、米、大豆は県下有数の産地で、魅力ある「食」を身近に味わい、気軽に手に入れることのできる潜在力を持っています。これらの食材を活かし、農業の振興と農家の総体的な所得の増大を図るため、市内各地域には、「四季彩いちのみや」、「あぜり庵」、「はな阿蘇美」、「神楽苑」などの地場農産物直売施設が整備されています。農産物の販売には品質・規格の統一、品目・量の需要と供給のバランスが重要ですが、生産と販売のネットワークが機能していないため、消費者ニーズの把握と情報伝達がスムーズに行われていないのが現状です。

また、地元の農畜産物の需要拡大と消費者のニーズに沿った特産品の開発、販売を目的として、「はな阿蘇美」、「神楽苑等」で農産加工品の製造を行っています。ここでは、地元産の大豆やソバを利用した豆腐や納豆、そば粉、生そば、その他ケチャップやジャムなどの開発を行っています。これらの農産加工品については、直売所での販売と併せて電話での注文やインターネットを利用した販売を行っています。

本市の観光業は農業と並ぶ基幹産業であるため、旅館・ホテルをはじめとした宿泊施設やレストランなどの飲食店など数多く立地しています。そこで、地域農業の振興を図るうえでも「地産地消」を積極的に推進する必要があります。これまで、農産物生産活動、メニュー開発や伝統料理を継承する活動はあるものの、これらを提供する宿泊施設、飲食店が少ないため、利活用されていない現状にあります。「地産地消」活動として、主に学校給食へ米や一部野菜の供給が行われているだけで、全体に占める割合はわずかです。

今後は、学校給食や宿泊施設へ地元農産物を安定的に供給する必要があり、生産から出荷までの一貫した体制づくりが不可欠です。現状では、各生産組織や既存の農産物出荷協議会等の組織強化が重要です。また、単に地元農産物を地元で消費するだけでなく、安心安全・新鮮・おいしさ等をアピールするためにも、生産者サイドと消費者サイドとの情報交換（ニーズ）が必要です。

（２）展開する施策の方向性

●基幹産業である農業、商工業、観光のネットワーク構築を行い、生産から出荷、販売までの一貫した体制づくりや既存の拠点施設の活用に努めます。

●食の安全とスローフード※志向を前面に出し、農産物や農産加工品に高付加価値を持たせる取り組みを行います。

●既存施設における生産供給体制の安定化等、観光客と地域住民のニーズにあった地場農産物の流通促進や「地産地消」の推進に取り組みます。

（3）展開する施策

①　地場農産物直売施設の充実・整備

地域農業を活性化させるうえで、農産物直売施設の利用促進は必要不可欠です。観光客をはじめとした地元消費者のニーズを生産者に伝え、供給体制づくり、生産供給体制の安定化、効率的な PR 活動、地場農産物の流通などを促進するため、農業・商業・観光が連携し事業推進を行う組織体制の強化を図ります。

直売施設間のネットワークの構築により、農産物の安定供給を図るとともに、地域内外の需要の拡大をさらに推進するために、新たな地場農産物直売施設の整備を検討します。

農産加工品の開発については、既存施設を活用し、各地域の女性グループの活動を中心に、それぞれの独自性を活かした共同創作料理等の試作検討や募集を図ります。また、郷土加工品の継承活動などをとおし、地元農産加工品のブランド化に取り組みます。

②　地産地消の推進

地元商店や直売施設への地場農産物の安定供給を図るため、高齢者や女性農業者等による少量多品目産地の育成を図り、「地産地消」に対応した生産販売体制づくりを推進します。

市内にある多くのホテル・旅館の宿泊施設やレストラン・食堂などへ積極的に地元農産品を提供することで、阿蘇ならではのスローフードの普及に努めます。これによって、この地でしか買えない、また味わえない農産品を確立し消費拡大につなげます。

地元農産品の信頼・信用を得るためトレーサビリティー※の構築による「安心安全」食材の提供に努めます。加えて、市内外からモニターを募り、住民や観光客の意見収集や、生産者サイドとの意見交換によりニーズの把握を行います。

この地で育む子供達に、安全でおいしい地元農産品のすばらしさを伝えるため、学校給食への提供を拡大し、食農教育の推進に努めていきます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年	５年後の目標値	10年後の目標値	備　考
学校給食に占める地場主要農作物の品目提供率	（地場農産物品目提供数）／（地域主要農産物品目数）×100	50%	67%	76%	
地域加工品に占める主要農産物の主原料数	主要農産物の主原料を調査（阿蘇地方農産加工組織連絡協議会の加工品目を調査）	4品目	6品目	8品目	

第３節　魅力あふれる大阿蘇の観光地づくり

【１】魅力ある観光地の創造

１　観光地としての体制づくり

（１）現状と課題

阿蘇市は、世界最大級のカルデラという魅力あふれる自然環境を財産に、阿蘇中岳火口と伝統・文化施設、多数の宿泊施設が立地した温泉地として繁栄してきました。本市を訪れる観光客は、年間約５００万人にのぼり、そのうち８０万人が宿泊するなど、観光業は、阿蘇市の基幹産業の一つとして地域の振興に大きく寄与しています。

しかし、近年は団体旅行から個人旅行が主流となり、観光ニーズも多様化していることもあり、宿泊客の数は年々減少傾向にあります。

このような状況に対応し、これまで各関係機関と連携し観光客誘致・宣伝活動に積極的に取り組んできました。旅行エージェント※へのセールスやイベントの実施はもとより、テレビ・ラジオ・雑誌・インターネット等のメディアを活用したものなど、幅広く情報発信を行っています。とくに、多くの人口を抱える福岡方面を主とした誘客・宣伝には力を入れてきました。

観光情報の発信については、いかに受け手にわかりやすい情報を提供していくかが重要です。これまで、阿蘇テレワークセンターにて、阿蘇地域全域の魅力や情報をインターネット上で紹介するためのホームページ「阿蘇デジタル博物館」を開設していますが、今後、関係団体や地元商店等が協力し、より魅力ある情報の提供に努めていく必要があります。

さらに、旅館・ホテルをはじめ商店やレストランなど観光客と接する場面が数多くあり、常日頃からその接遇に配慮しなければなりません。近年では、各インフォメーションセンターやＡＳＯ田園空間博物館、さらに各地区の案内人協会などの民間団体で情報提供や案内活動を行っているところもあります。このような、地元住民との話やふれあいの中で、阿蘇観光のイメージが高まるよう、地域の人々の意識の醸成や取り組みを推進する必要があります。

一方、外国人観光客は平成１４年度で１３９,０１３人、平成１５年度は１４２,４２３人と年間2.4％伸びており、毎年増加傾向にあります。これまで、外国人観光客誘致の取り組みとして、県や観光連盟等と連携し観光情報（ツアー、観光ルート等）の提供を、海外メディアや旅行会社に対して行ってきました。現在は、観光標識の外国語表記とともに、阿蘇駅舎内に英語が堪能な案内係を１名配置し、外国人観光客に向けての観光案内を行っています。また、パンフレットも英語と韓国語、中国語など作成していますが、国際観光都市を目指すためにも、その施策を拡充する必要があります。

また、２０１１年には九州新幹線の全線開通が控えており、より広範な観光客獲得に向けた将来的な布石を打つ時期にきています。

（2）展開する施策の方向性

●九州新幹線全線開通を見越し、新たな観光客層を開拓します。また、インターネット等のメディアを活用し、多様な観光ニーズに即した情報を提供します。

●“もてなし”の意識醸成に努め、地元住民とのふれあいの中で、新たな観光を創出し、阿蘇のイメージを高めていきます。

●アジア圏の観光客増を見据え、受け入れ体制の整備に努めます。

（3）展開する施策

①　観光客誘致宣伝の強化

これまで福岡を中心とした九州・山口への誘客宣伝活動を行ってきましたが、九州新幹線全線開通を見すえて、関西・関東・海外に対するＰＲ活動を強化し、新たな観光客層を開拓していきます。

観光関連団体等との連携を強化し、阿蘇地域の旬の情報や観光ニーズに即した情報をわかりやすく魅力ある形で提供していくため、インターネット等のメディアを活用した宣伝活動を展開していきます。

これまで各種団体が単体で情報発信していた観光情報、地域情報を阿蘇テレワークセンターにより一元化し、情報の煩雑化をなくしスリム化に努めます。

②　“もてなし”意識の醸成

観光施設をはじめ宿泊施設、レストラン等の関係施設の従事者等を対象に“もてなし”の心や、市内観光施設やイベント等に係る情報など、一定知識の習得、マーナーの向上を図るため、関係機関と連携した講習会等を開催します。

各地域に訪れる観光客をおもてなしできるよう、関係機関との連携による観光研修会や講習会を実施し、案内人の確保・育成に努めます。

③　国際観光都市の促進

増加傾向にある外国人観光客のニーズを踏まえ、観光標識の外国語表記や観光案内所等の充実を図るとともに、より利用しやすい英語、韓国語、中国語表記のパンフレットやマップを作成します。

外国人観光客の観光情報に対するニーズ調査を実施し、阿蘇市公式サイトの外国人向け情報を構築し、外国人向けコンテンツ※の充実に努めます。

（4）指　標

宿泊観光客の誘致	市内へ宿泊で訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	78.8万人	90.0万人	113.0万人	
日帰り観光客の誘致	市内へ日帰りで訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	407万人	460万人	560万人	
観光案内人の団体数	観光案内人活動を行っている団体数	3団体	4団体	5団体	
外国人観光客の誘致	市内へ訪れる外国人観光客の延人数（出典：市観光統計）	13.4万人	18.0万人	24.0万人	

2　魅力ある観光資源の活用

（1）現状と課題

近年、観光要素の多様性・独自性が求められています。旅行形態も団体旅行から個人旅行への移行が進んでいます。常に新しい観光ルートや素材（観光資源）が求められるなか、団体旅行を中心とした大型ホテル・旅館が数多く立地する本市においては、団体旅行に対応した既存観光資源の整備・活用も求められています。このようなことから、阿蘇独自の既存観光資源の拡充と、埋もれた資源の創出により、魅力ある観光地を創造する必要があります。

また、冷涼な気候と豊かな自然環境、充実したスポーツ施設や多くの宿泊施設を背景に、これまで『合宿の里づくり』として取り組みを進めてきました。それにより、実業団をはじめ高校、大学等、全国からスポーツ合宿に多くの人々が訪れています。本市の自然や社会環境を活かし、入り込み客の誘致を図る必要があります。

一方、観光の核である阿蘇山上においては、火口周辺のガス発生による立入規制等で観光客が減少しています。阿蘇山公園道路の利用車両も、平成１５年度には年間約 14 万台となり、平成 8 年度の年間約 19 万 8 千台から大幅に減少しています。これに伴い、山上ドライブイン等の収益も減少しており、民間事業者も切迫した状況にあります。さらに、本市の施設である山上スキー場については、現在でも閉鎖された状態にあり、阿蘇山上の観光低迷を印象付けています。

阿蘇山上の活性化は阿蘇地域全体の振興につながるため、今後は観光客の安全性を確保した火口見学の手法の検討や新たな観光資源の発掘を行うことが求められます。また、スキー場等の遊休施設を利用した新たな取り組みを検討する必要があります。

主要イベントである「仙酔峡つつじ祭り」、「阿蘇クリスマスバルーンフェスティバル」、「神楽フェスティバル」などについては、本市の観光ＰＲに大きく寄与しており、市外に広く知られていることから、観光推進には欠かせないものです。とくに冬場の観光客が少なくなる時期、誘客事業として「阿蘇の火祭り」、「冬のキャンペーン」、「冬の阿蘇を創ろう」など阿蘇地域全域による取り組みで効果を挙げてきました。ただ、合併して旧町村が行っていたイベント（総計 30 以上）のなかには、類似するものもあるため、今後関係者と協議しながらイベントの統合など総合的に検討します。あわせて、阿蘇市の新たなイベントの企画を住民と一体となって創出する必要があります。

（2）展開する施策の方向性

●観光資源の掘りおこしや周辺整備に取り組み、ＰＲ活動等のソフト面の充実に努めます。

●多様なスポーツ施設を活用し、関係団体と連携強化のもと、スポーツ合宿の誘致活動に努めます。

●阿蘇山の火口見学については、ガス規制時のマニュアルの見直しを行い、既存の施設の利活用と併せて観光客の山上滞留のために、新たな観光資源の発掘を図ります。

●各種イベントについては、その効果を検証し、統廃合を含め民間への移行を進め、新市

としてのイベントを住民一体となって創出します。

（3）展開する施策

①　観光資源の整備・拡充

農業・商業・観光や地域住民との連携強化を図りながら、仙酔峡や古閑の滝、神楽はもとより、阿蘇独自の魅力ある観光資源の掘りおこしに取り組み、その魅力や特性を活かした周辺環境の整備に努めます。

②　合宿の里づくりの推進

スポーツ合宿に適した環境を持つ本市は、町村合併により多様なスポーツ施設を持つこととなりました。そこで、施設の内容や利用状況の把握に努め、施設の有効利用を図るとともに「合宿の里づくり」を進めるために、関係団体との連携により合宿誘致を積極的に進めます。

③ 阿蘇山周辺の活性化

阿蘇山火口見学については、阿蘇観光の核であることから、ガス対策や退避施設の整備等の観光客の安全確保を行ったうえで、関係団体と協議を行いガス規制時のマニュアル見直しの検討を行います。併せて、現在利用されていないマウントカー道路を再利用した西口駅と東口駅の連携や杵島岳等のトレッキング道の整備、スキー場の利活用を行い、ガス規制時の観光客の山上滞留を図ります。

④ 観光イベントの活用

各イベントの開催を民間へシフトし、各種団体や住民の創意工夫や知恵を駆使し、地域経済への波及効果や活性化につながるイベントの実施に努めます。

旧町村から引き継いだイベントについては、内容を十分検討したうえで必要に応じ統合もしくは廃止します。併せて阿蘇市として、住民と一体となった新イベントの開催も検討していきます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	５年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
宿泊観光客の誘致	市内へ宿泊で訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	78.8万人	90.0万人	113.0万人	（再掲）3.1.1「観光地としての体制月づくり」
日帰り観光客の誘致	市内へ日帰りで訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	407万人	460万人	560万人	（再掲）3.1.1「観光地としての体制月づくり」

3　広域観光の拠点形成

（1）現状と課題

平成１７年の町村合併により、本市は東西約 30ｋｍ、南北約 17ｋｍ、面積 376.25ｋ㎡の規模となり、豊富な観光資源を持つようになりました。また、本市へのアクセスは、北は小国や大分方面からの国道 212 号とやまなみハイウェイ、北外輪山のミルクロード、南は高森方面からの国道 265 号、東西は市を横断する国道 57 号や JR 豊肥本線など各方面から可能となりました。

幹線道である国道 57 号沿いの東部・西部地域や JR 阿蘇駅・宮地駅は、本市の玄関口として重要な場所となっています。しかし、自家用車で来訪する際、東部及び西部地域は、本市の魅力を印象づけるものは少なく、観光案内等の情報提供は十分ではありません。

また、JR 阿蘇駅及び宮地駅においては、マイカー利用の観光客増加により、駅利用は減少しており、施設の老朽化や周辺の賑わいが失われつつあります。このような状況の中、阿蘇駅では周辺の活性化に向けて「道の駅」をはじめとした再開発に着手しており、温泉センターや ASO 田園空間博物館総合案内所の整備が完了しています。主要道路と各交通機関との交通結節点としての立地的機能を活かした、広域的な情報発信及び交流の拠点地づくりを進めていく必要があります。

多様な交通手段で来訪する観光客に対し、本市では名所や観光施設、各種の観光資源が広範囲に点在するため、観光客のニーズに応じたエリア形成が必要であり、それらを円滑に周遊できる仕組みづくりが急がれます。

他方、阿蘇地域の核となる「阿蘇市」が誕生したことで、県下の観光地との連携が可能となりました。2011 年の九州新幹線全線開通を見据え、阿蘇地域にとどまらずより広域的な観光施策を関係する各地域と協働して展開していく必要があります。

（2）展開する施策の方向性

●地域の情報が得られる交流拠点地づくりをすすめるとともに、JR・路線バス等の交通結節点の開発整備に努めます。

●地域の特性を活かしつつ、さまざまな観光客ニーズに対応した多様な観光エリアを設定し、市内周遊を高めるためのサインの整備に努めます。

●公共交通機関を利用する観光客が、点在する観光拠点をスムーズに周遊できる交通体制づくりに努めます。

●県内外の観光地や周辺地域と連携し、広域的な観光施策を協働して展開します。

（3）展開する施策

①　観光玄関口の整備・充実

自家用車利用者における国道 57 号沿いの東部及び西部地域、公共交通利用者における阿蘇駅、宮地駅は、本市を訪れる観光客の玄関口として重要な拠点です。広域化した阿蘇市観光の起点となるため、そのイメージを高めるためのランドマークや観光案内看板等を

設置します。併せて、「神楽苑」や阿蘇駅周辺の「道の駅」などの公的施設の機能の充実や新規施設の整備などにより、観光客に対し地域の観光資源や旬な情報、広大な阿蘇をスムーズに移動させるためのルート情報などの提供に努めていきます。

②　観光エリアの形成

阿蘇火口、はな阿蘇美、仙酔峡、阿蘇神社、神楽苑など地域の観光拠点を中心に、地域の食文化、体験、交流、歴史、文化、スポーツ、イベントなどを組み合わせ、テーマやストーリー性をもった魅力ある広域観光エリアを形成します。

観光客の市内周遊性を高めるため、阿蘇郡市におけるサインや観光案内板等を、一定のコンセプトに基づく統一的デザイン等による整備を図っていきます。

③　観光周遊交通の確保

公共交通機関を利用する観光客が市内をスムーズに周遊出来るように、鉄道やバス等の公共交通機関の利便性の向上に取り組みます。

市内に広く点在する観光施設や名所、旧跡などを結ぶ交通手段として、路線バス、タクシー、レンタカー等の相互間の連携を図りながら、交通ネットワークの整備を行います。

④　広域連携による観光推進

2011 年に九州新幹線が全線開通することで、九州内や本州からの時間的距離は一気に短縮され、これまで以上に観光客の入り込みが進むことが予想されます。現在、県をあげてその受け皿づくりが進められています。本市は阿蘇地域の核として、隣接する大分県竹田市や熊本市・天草地域等の観光地と連携し、各地域の特色を活かした観光資源のルート化や情報の共有化、PR 活動の連携など、より広域的な観光施策を協働して展開していきます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年度）	５年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
宿泊観光客の誘致	市内へ宿泊で訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	78.8万人	90.0万人	113.0万人	（再掲）3.1.1「観光地としての体制月づくり」
日帰り観光客の誘致	市内へ日帰りで訪れる観光客の延人数（出典：市観光統計）	407万人	460万人	560万人	（再掲）3.1.1「観光地としての体制月づくり」

【２】地域の連携による総合的な観光地の形成

１　都市と農村の交流推進

（１）現状と課題

近年、都市の人々を中心に、農山村の美しい景観や豊かな自然に「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」などを求める動きが定着しており、健康的なライフスタイル志向から農山村への期待が高まっています。

一方、農山村では、過疎化、高齢化の進行により、農業や観光業などの地域経済が停滞している状況を打開するために、農業と観光をベースに自然・伝統文化等を活用した体験・交流型活動が展開されています。

本市においては、地元農家への民泊や学校教育を通じた農業体験型修学旅行の受け入れ、「ふれあい農園」「ゆたっと村」「やすらぎ交流館」などの交流体験施設をベースにした各種農業加工体験、トレッキングやアウトドアスポーツ体験等を行っています。また、森林体験や自然観察会といった自然環境教育を目的とした交流会・研修会も実施されています。これらの体験・交流活動を集約・紹介し、利用窓口となる「阿蘇グリーン・エコツーリズムセンター（GET センター）」が平成 16 年 9 月にオープンし、幅広い都市と農村の交流活動に取り組んでいます。

しかし、体験・交流事業を推進するうえでは、地域ぐるみでの組織体制や指導者等の人材が不足しているため、体験・交流メニューが充分ではなく、また、その取り組み自体も、所得機会や雇用の増大等に直接繋がっていません。このため、地域全体としての協力・理解による受入れ態勢の充実と、長期的な視点にたった機運の醸成が必要となっています。

また、修学旅行生や団体客を対象とした「交流・体験・滞在型」事業の充実と、一般の観光客も容易に利用できる「体験・ふれあい型」事業の体制整備や情報発信等とともに、既存の体験交流施設間の連携や情報交換などが課題です。このように地域内に散在する多様な資源間のネットワーク構築が緊急の課題です。

（２）展開する施策の方向性

●地域の自然や伝統文化等を活かした多様なメニューの提供により、『阿蘇』らしい都市農村交流を創出します。さらに、地域全体としての協力・理解による受け入れ態勢の充実とともに、独自性あるグリーンツーリズムビジネスの育成と促進を図ります。

●ASO 田園空間博物館活動を推進することにより、地域資源の発掘と利活用に努め、人づくりを進めることで地域内外の人々との交流を推進します。

●環境学習プログラムを都市住民に提供し、交流人口や交流機会の拡大を図り、地域の活性化と地域雇用機会の拡大に努めます。また、地域交流通貨（コミュニティ・ポイント）の導入により、交流事業の拡大を図り、環境体験産業づくりを推進します。

（３）展開する施策

①　グリーンツーリズムの推進

他の地域にはないあか牛、高原野菜（トマト・そば等）、阿蘇五岳や独特の景観、野草といった特性や季節を感じさせる資源を活用し、「ふれあい農園」「ゆたっと村」「やすらぎ交流館」など各施設を利用し、民宿、旅館、ホテル等の観光サービス業との連携による『阿蘇』らしい都市農村交流を創出します。

阿蘇グリーンエコツーリズムセンター（ＧＥＴセンター）を核として、農家と地域住民、観光業等との話し合いの中で、具体的なルールづくりを行い、受け皿づくりに努めます。併せて、グリーン・ツーリズムに関する情報の共有化、ニーズの確認、企画立案の検討等、交流の場をつくり連携強化に努めます。

交流活動を通した農業後継者や高齢者・女性農家、新規参入農家など、独自性ある農業経営による新たなアグリビジネスを創出します。

②　ASO 田園空間博物館活動の推進

平成１７年４月に発足した住民主導型団体「ASO 田園空間博物館」により、埋もれたままの地域資源の発掘や人づくりを推進し、地域の人々が地域のことを学習する機会を提供します。

案内人の養成に努め、地域内外の人々と交流を深めながら、まちづくりの推進や環境の保全、文化・芸術の振興などを図ります。

サテライト※登録地を拡充し、サテライト間の交流やサテライト巡りのコース設定も行いながら、地域の人々の活動や暮らしも含めて、より多くの阿蘇の魅力を情報発信していきます。

③　環境体験産業づくりの推進

阿蘇の自然や文化の維持・保全・継承を通じて、阿蘇市に愛着を持つ人々や住民（＝ファン）を増やすために、会員制コミュニティ「阿蘇えこぱす倶楽部」が組織されています。同倶楽部のコミュニティ活動を促進し、「都市と農村の交流」「人と自然との共生」「地産地消による地域振興」をテーマとした阿蘇の環境学習プログラムを「農業」「商業」「観光」とが連携して都市住民に提供していきます。これにより、交流人口や交流機会の拡大を図り、体験産業を核とした地域活性化及び地域雇用機会の拡大に繋げてます。

交流事業の展開を図るため、都市住民と地場産業、住民等をつなぐポイントとして地域交流通貨（コミュニティ・ポイント）を導入・活用し、これまで単発的であった交流事業の拡大を図ります。

地域通貨を地域活動の推進や「地産地消」などの地域づくりへ活用していきます。

（4）指　標

指　標	算出方法	現状（H17年	５年後の目標値	10年後の目標値	備　考
阿蘇えこぱす倶楽部登録者数	阿蘇えこぱす倶楽部の登録者数	システム実証実験中	10,000人	15,000人	

第４節　笑顔でつなぐ情報通信のまちづくり

【１】　高度情報通信システムの整備

１　情報ネットワークの構築

（１）現状と課題

高速情報通信網は、山間部の地理的ハンディや教育、産業等さまざまな分野の格差是正や、過疎地域の地域づくりの推進等、多岐にわたっての活用が見込まれており、早急な整備が求められています。

本市では、平坦な地域においては、阿蘇テレワークセンターの無線ネットワークやＡＤＳＬ※等のサービスの提供を受けることができますが、波野地域など山間部では、未整備のためサービスの提供を受けることができません。このため、改善に向けて、県を主体としてブロードバンドサービス※普及検討部会が組織され、意見交換等が行われています。

高速情報通信網の整備については、維持管理面からは民間業者主導を基本としなければなりませんが、民間資本による整備が進みにくい山間部では、行政による整備の後押しが必要となっています。

また、地域情報化推進の拠点施設として平成１０年にオープンした「阿蘇テレワークセンター」では、パソコン研修・サポートやネットワークづくり、無線を活用した地域のブロードバンド化、地域 SOHO※の推進等、地域住民や地域産業へのＩＣＴ※（情報通信技術）の普及・活用促進の基盤づくりを進めています。

現在では、プロバイダー※事業として、ダイヤルアップ※接続及び本市や南阿蘇村の一部に高速の無線ネットワーク接続を提供しており、会員数は約 800 名となっています。

教育、福祉、地域づくり、住民サービス等あらゆる分野でＩＣＴ活用は欠かせないものとなっており、テレワークセンターの果たす役割、運営方法・設置場所、有効な利活用等、次のステップに向けた再構築が必要になっています。

（２）展開する施策の方向性

● 高速通信が未整備地域においては、地域格差の解消のためにコスト面や運用面等を考慮して、早期に高速通信網の整備を行います。

● 高齢者等の情報弱者のサポート体制や、学校を中心として子どもたちへの支援を充実していきます。

● 阿蘇テレワークセンターについては、地域の新たな起業モデルづくりの一環として、地域と密着した運営方式への転換を進め、地域住民が活用しやすいよう再構築していきます。

（3）展開する施策

①　高速情報通信網等の整備

今後、整備しなければならない高速情報通信網未整備地域は、山間部地域が多くなっています。本市が回線を整備する場合には、導入経費や整備後の保守管理等を考慮したネットワーク監視等に問題があるため、民間主体によるネットワークの整備等を支援していきます。

子供たちや高齢者を始めとして地域住民へのＩＣＴ講習会等の開催により、住民が気軽にインターネット等を体験できる端末等の設置拡大を図ります。ＩＣＴサポートセンターの充実を行い、地域一体となって情報化を促進させていきます。

防災・福祉・産業等さまざまな分野でのネットワークが活用できるような体制をつくっていきます。

②　テレワークセンターの活用及び充実

今後、各分野でのＩＣＴの活用が進むことにより、地域の拠点施設としての役割・活用が重要になってきます。

阿蘇テレワークセンターの役割を拡充し、地域情報化の実施活動拠点や各種団体、地場産業等の活動と連携した地域密着型のＩＣＴ活用サポートセンターとして充実させていきます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（Ｈ17年度）	５年後の目標値（Ｈ22年度）	10年後の目標値（Ｈ27年度）	備　考
高速情報通信網の整備率	市内の居住地域における高速情報通信網の利用できるエリアの割合	50%	75%	90%	

2　広域サービスの展開

（1）現状と課題

情報化時代に対応していくために、ＩＣＴを活用した事務の効率化や多様な住民サービスを展開する電子自治体への取り組みが求められています。本市においても、地方公共団体を相互に接続する「総合行政ネットワーク（ＬGWAN）※」への庁内ＬＡＮ接続や総合行政システムを導入等により、電子自治体の推進を図っているところです。

住民情報を扱う基幹系総合行政システムは、本庁～支所間及び出先機関６ヵ所を光ファイバーの高速通信網（ワイド LAN）で結んでいます。これによって、インターネット等の情報系システムとは完全に切離し、外部から住民情報等の機密情報へのアクセスが出来ないようにしたうえで、住民基本台帳システムや財務会計等の６３業務において運用し、住民サービスの向上に努めているところです。

また、基幹産業である農業、観光業、商業においても、消費者ニーズの把握、特産品の商品情報･販売、観光 PR 等の方法として、インターネットの活用が浸透しつつあります。特に観光関連においてはホームページ、顧客管理システム等の活用が進んでいます。

しかし、小規模な地場産業が多い本市では、機器、ソフト等の導入費用と採算性や管理面の問題から、全体的な広がりが遅れています。

今後は、地場産業の活性化を図っていく上で情報戦略は重要なものとなっており、農・観・商が一体となった情報戦略と、気軽に、安価に参加できるネットワークの確立が不可欠となっています。

また、地元発信型の情報を充実させるために、多様な情報の提供手段を確保するとともに、地域住民や観光客等の求める情報資源の充実が求められており、行政の立場から提供できる情報コンテンツ※の拡充を図る必要があります。

（2）展開する施策の方向性

- 市内全出先機関のネットワークを構築するために、負担が少なくセキュリティが確実に保てられるようなネットワークの検証を行っていきます。

- 基幹産業である農業・観光業・商業が連携した情報戦略・ネットワークを構築し、地域産業が気軽に安価に利活用できる仕組みづくりに努めます。

- ＬGWAN文書交換システムや電子申請受付システムを利活用する体制づくりを進めるとともに、地方公共団体組織認証基盤（ＬＧＰＫＩ）※の運用方法の確立に努めます。

- 進化する情報技術の動向を的確に把握し、効果等を勘案しながら伝達媒体を選別していきます。併せて、住民や観光客等が必要とする情報コンテンツの充実を図ります。

（３）展開する施策

①　情報システム等の整備（庁内システムの整備）

全ての出先機関への基幹系システムと情報系システムを接続させ、業務の効率化を目指します。

情報系システムの構築にあたっては、個人情報の保護を念頭に置き、経費面も考慮しながら基幹系システムと情報系システムの統合を視野に入れた、システム整備を進めます。

新市の航空写真図をもとに、防災情報・独居老人等の高齢者情報・観光情報等をうまく活用する新しい統合型ＧＩＳ※の構築を関係課において検討していきます。

②　電子自治体化の推進

業務の効率化や住民サービスの向上を図るために、電子申請受付システムによりいつでも、どこからでも各種申請手続が可能とするとともに、行政内部においても文書管理の電子化（ペーパーレス化）や電子決裁システムを導入し、電子自治体化を進めていきます。

住民の情報リテラシー※（情報活用能力）向上のために、学習の場を提供するなど支援体制の確立を図ります。

電子申請等の基盤となる住民基本台帳ネットワークカードの普及を図り、多様な活用を検討します。

③　地域産業支援ネットワークの構築

地域産業や大学等の研究機関及び行政の連携で、グリーンツーリズム※や「地産地消」の推進、特産品の販路拡大等の顧客ニーズの分析を共同して進めるための支援ネットワークを構築します。

農業・観光業・商業が連携し、観光客や地域内外の消費者に、地域の新鮮な情報を提供するために、インターネットによる映像配信等の仕組みづくりを進めます。

地域産業が安価にＩＣＴの利活用ができる仕組みを構築していきます。

④　行政情報コンテンツの拡充

これまで、紙媒体としての広報誌、各種チラシやパンフレットによる情報の提供、防災行政無線放送やインターネットホームページの活用による情報提供などで、行政情報の周知を図ってきました。今後は、情報技術の動向を的確に把握し、電子媒体による情報提供に重点を置きながら、経費と効果を考慮しながら伝達媒体を選別していきます。

「市長への手紙」や住民情報交換システムの提供の際は、本人確認制度等の導入を検討し、安全なシステムの構築を図ります。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
総合行政システムの出先機関への接続率	総合行政システムが接続された出先機関数÷総出先機関数	17%	80%	100%	接続先全体（36箇所）
電子申請可能手続き数	電子申請が可能となる手続きの数	30の手続きが電子申請可能	60%の手続きが電子申請可能	すべての申請手続きが電子申請可能	
電子決裁の実現	電子決裁の進捗状況	紙文書による文書の収受及び決裁	全ての収受文書の電子決裁	全ての財務伝票の電子決裁	
携帯電話等モバイル※ホームページへ提供する情報項目	携帯電話等モバイルホームページへ提供する情報項目	行政・観光等の一部の情報	パソコンで閲覧可能なホームページ情報の全て	紙媒体を含め市から発信される情報の全て	

第５節　安心して暮らせる快適なまちづくり

【１】　保健・医療・福祉の充実

１　保健活動の啓発と充実

（１）現状と課題

医療技術の進歩や生活水準の向上等によって日本人の平均寿命が伸びる一方で、ライフスタイル※の変化により生活習慣病の根本である動脈硬化関連疾患が増え、死亡や介護が必要となる大きな要因となっています。

本市の平成１６年度の基本健診結果でも、「血圧異常」「高脂血症」等の生活習慣病が目立っています。このような生活習慣病の多くは、本人にまったく自覚症状がないまま進行していくため、定期的に健康診断を受診することが早期発見の近道となっています。

本市の基本健康診査受診率は、平成１６年度で 49.3%となっており、熊本県（38.4%）や全国（44.8%）より良好な状況にありますが、地区によっては受診率に大きな差が生じています。

そこで、健診の重要性をさらに住民に周知・理解してもらうために、「健康管理情報システム」を導入し、個人の健康情報等の各種情報を管理に充分配慮したうえで、整理・集約・分析し、健康づくり施策に生かしているところです。

また、種々の生活習慣病の原因となる「肥満」を予防し、運動習慣を身に付けて生涯を通じて健康的な生活が送れるよう、温泉施設を活用した取り組みを進めています。

アゼリア２１では、温水プールや温泉を利用して、年齢に応じた「シェイプアップ教室」「ハツラツ教室」等を実施しているほか、高齢者を対象とする、安全な入浴方法の紹介・ストレッチ体操・筋力トレーニングを実施しています。そのほか、内牧温泉の町湯の利用は、高齢者の引きこもり予防にも効果を上げています。

近年では、住民がそれぞれの健康問題に気づき、その問題を共通認識するために、必要な情報を入手し、対策を検討していく組織づくりが必要となっています。

そのため、本市では健康づくり推進員と健康づくり推進協議会を設置し、行政と住民が協働して計画・実行・評価していく、継続した健康づくりを推進しています。

また、食生活を取り巻く社会環境等が大きく変化しているため、朝食の欠食、孤食、偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加、若年者・高齢者の低栄養化等、食を起因とする新たな健康問題の増加が見られます。子どものころから、生涯を通じて健康的な食生活を実践する力を育むことは重要です。朝食を毎朝作らない保護者が約２割もいることからも、子どもの順調な成長のためにも食育※事業は重要となっています。

そこで、食生活改善推進員を中心とした健康教室等を開催していますが、推進員がいない地区、学習会・研修会等に参加のない地区もあり、健康づくりに対する意識の地域差がみられます。

また、母子を取り巻く環境は、ライフスタイルや価値観の多様化等により変化しており、育児不安を持つ親が増加しており、虐待に関する相談も増えています。

（2）展開する施策の方向性

● 生活習慣病を予防するために、健診受診の重要性や食育の必要性を周知するとともに、受診者の年齢や性別等の特性に合わせた健診内容の充実を図ります。

また、健診結果を活用し健康指導や治療が必要となる方に対して、産業保健分野とも連携して保健事業への参加を促します。

● 現行の「健康管理情報システム」をバージョンアップ※し情報の活用性を高め、個別的健康データを統計処理及び分析活用します。これにより地域の健康問題を明らかにし、青壮年期の早世予防、健康寿命の延伸を目指します。

● 地域住民が手軽に健康づくりに取り組めるように、サポート体制の整備を進め、健康づくり組織に、わかりやすい情報の提供を行い、住民と行政が協働して生活や健康問題の解決に取り組んでいきます。

● 温泉の特性である浮力・抵抗・水圧・水温を活かし、生活習慣病等の疾病予防を図るために、既存の温泉施設を活用した健康づくりを推進します。

● 妊産婦、乳幼児に対する健康診査、子育てを支援する健康相談・訪問・育児教室等の母子保健活動を推進するとともに、母子をとりまく医療体制の充実を図ります。

（3）展開する施策

① 生活習慣の見直し及び健診等の充実

生活習慣病を予防するために、健診受診の重要性を周知します。併せて、現在実施されている健診内容に、変化していく疾病構造を反映した項目を盛り込み、内容の充実を図っていくとともに、住民が利用しやすい受診体制の整備を進めます。

地域全体の保健データの分析・健康教育の機会拡大等、健康リスクに応じた総合的な保健事業を展開するために、産業保健との連携・協力に努めます。

また、青壮年層の健診受診率を向上させ、早世予防・障害予防に繋げるとともに、発症リスクが高い人への指導の充実に努めていきます。

② 健康管理情報システムの充実

健康管理情報システムを活用し、取得したデータを検査項目及び地域ごとに統計処理し、住民にわかりやすく説明できるようなデータ加工を施し、地域の特性に応じた保健活動の推進を図ります。

各課・各機関で持っている情報を共有させ、健康・福祉情報を共有できるシステムを構築することで、必要な情報の収集時間の軽減を図り、タイムリーで的確な支援に繋げていきます。

③　温泉施設を活用した健康づくりの推進

既存の公的温泉施設（アゼリア２１・温泉センター・保健福祉センター等）を健康づくりの拠点として位置付けて、住民が活用しやすい取り組みを推進するために、専門の指導者（健康運動指導士等）の雇用、温泉の効用を学んだ温泉指導者の育成に努めます。

体育指導員・健康づくり推進員等を軸とした組織活動を活発化させ、住民の自主的な健康づくりの取り組みをサポートする体制や、個別的な指導が出来る体制の整備を進めます。

生活習慣や労働状況により発生しやすい「腰痛・関節痛」の改善や、ストレス関連の疾病予防のためにも、温泉利用を生活習慣に取り入れるよう啓発活動に努めます。

④　住民と協働した健康づくりの推進

健康や医療に関するデータをわかりやすく住民に提供し、健康に対する意識を向上させるために、健康づくりに関する自主グループの育成・活動を支援し、健康問題について住民と行政がともに検討していく場の設置を図ります。

健康づくり推進協議会・健康づくり推進員への研修を充実させ、地域のリーダーとして活動できるように支援していきます。

⑤　食育・食生活改善の推進

「自分の健康は自分でつくり・守る」という意識のもとに、個別の食生活改善メニューの作成を促進し、食生活改善に関するリーダーの育成を強化させ、地域の健康増進に対する意識の向上を図ります。

生活習慣・食習慣の乱れから起こる生活習慣病の予防に努め、大人だけでなく子どもの生活習慣・食習慣の見直しを学校等の関係機関や地域の協力を得ながら、積極的に行っていきます。

特に高齢者においては、各教室での介護予防の意識啓発を図り、高齢者の食生活の自立支援、低栄養予防、食生活改善に努め、要介護状態への進行を予防します。

⑥　母子保健医療体制の充実

誰もが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを感じながら子育てができる社会、子どもたちが健やかに育っていける社会づくりをめざして、妊娠期～青年期までの一貫した母子保健体制の確立と子育て支援体制の充実に努めます。

母子の健康保持・増進のための健康・相談指導を充実させ、家庭育児機能の育成・支援を行い、関係機関と連携して地域での母子保健活動の充実を推進していきます。併せて、父親が育児に参加しやすい環境づくりにも努めます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
基本健診受診率	基本健診受診者÷｛該当年齢の住民－(他機関受診者＋受診不可能者）｝	49.3%	50.5%	51.0%	
検査結果異常者割合 高血圧 総コレステロール 糖尿病	基本健診結果異常者（要指導者＋要治療者）÷受診者	 62.2% 49.9% 12.1%	 60.7% 48.4% 11.6%	 59.2% 46.9% 11.1%	（H14全国値） 55.5% 43.9% 11.6%
食育教室の実施率	食育教室を開催した幼稚園・保育所・小中学校数÷幼稚園・保育所・小中学校の総数	60.0%	80.0%	100.0%	
食生活改善活動の実施率	食生活改善活動を実施している地区÷行政区数	34.0%	50.0%	70.0%	
妊婦健康診査での異常率	妊婦健診での異常数÷妊婦健診受診者	42.7%	40.0%	38.0%	
乳幼児健診受診率	乳幼児健診受診児÷乳幼児健診受診対象児	97.0%	100.0%	100.0%	

2　地域福祉の推進

（1）現状と課題

地域で暮らす高齢者や障害者とその家族等の中には、さまざまな問題に直面しながら、「誰に相談してよいかわからない」という方が少なくありません。

こうした人々が安心して地域で暮らすためには、身近な相談者の存在が不可欠であり、日常的な近隣のふれあいや地域での見守り活動を通して、問題の早期発見に努めなければなりません。

本市においては、本庁及び支所の福祉窓口や、保健センター等において乳幼児から高齢者及び障害者に関するさまざまな相談を受けているほか、在宅介護支援センターでは２４時間体制で高齢者の相談に応じています。しかし、柔軟かつきめ細やかに対応するためには、より一層の窓口機能の強化が求められています。

また、世帯構成の変化等により住民同士のつながりが希薄化し、地域での相互扶助機能の弱体化が進んでいます。一方で、住民の福祉に対するニーズはますます高まりをみせ、多様化・複雑化しており、市町村福祉行政の役割はさらに重要となっています。

合わせて、地域で住民が交流を深め、相互に支え合うことができるような共助のしくみづくり（福祉ネットワークの形成）も求められており、地域住民が自主的に助け合うことの意義もますます大きくなっています。このため本市では、ボランティア活動の拠点として社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、福祉ネットワークの形成に必要なボランティア育成や充実したセンター活動のための支援を行っています。

そのほかにも、阿蘇圏域７市町村の社会福祉協議会が一体となり「阿蘇やまびこネットワーク」を設置し、認知症の高齢者や障害者等、支援を必要する方の問題を共有し、地域住民が解決に向けて協力していく体制を整備しています。今後は、支援を必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、見守り等の支援を行う地域でのネットワーク形成が必要となっています。

すべての人が暮らしやすい環境をつくる「ユニバーサルデザイン」※の理念に基づき、公共施設へのスロープの設置・障害者用トイレの設置などのハード面の整備への取り組みが求められていますが、すべての人が満足できるような環境には程遠いことから、身近なところから一つひとつ取り組みを始めているところです。

（2）展開する施策の方向性

● 正確で分かりやすい情報を提供するために、福祉に関する専門性の高い職員を養成し、各種相談と支援を一体化させ総合的な相談窓口を整備します。

● 住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営を支援します。

● 高齢者のみならず、障害者や子育て問題等を含む総合的に対応する地域のネットワークづくりに努めます。

● ユニバーサルデザインの考え方を推進するために、利用者、事業者、行政等が協働して取り組む体制を確立させ、さまざまな施策の計画策定段階から利用者の視点に立った、すべての人が暮らしやすい環境づくりに努めます。

（3）展開する施策

① 福祉サービスの適切な利用の促進

高齢者・障害者・子育て支援等の福祉サービスが一元的にわかりやすく整理された、福祉情報冊子の作成や、市の広報誌やホームページ等に福祉サービス情報コーナーを設け、適時性のある情報発信をすることで、きめ細やかな福祉サービスの情報提供に努めます。

相談体制の充実のために、福祉活動専門員等の専門職の育成強化に取り組み、高齢者・障害者・児童等の保健・医療・福祉に関する総合相談窓口を設置して、多様な相談に応じます。さらに、必要な場合には専門相談機関・サービス提供機関への連絡調整を行います。

認知症や障害を抱えている方の福祉サービス利用の権利を擁護するために、地域福祉権利擁護事業の活用を進めます。また、成年後見制度の利用を促進するための広報・啓発活動に努めていきます。

② 福祉ボランティアの育成

ボランティア活動への地域住民の積極的な参加を促進するために、市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関するさまざまな情報の収集・整理に努めます。

それらの情報を、市広報紙や社協だより、インターネットのホームページ等を活用し、ボランティアに関する各種情報提供や団体の紹介等を行い、活動を推進させていきます。

高齢者、障害者、子育て中の親等への支援活動を行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座やリーダー養成講座を開催していきます。さらに、ボランティア団体等の運営を支援するために、就業者がボランティア休暇を活用しやすい環境を整備していきます。

③ 地域ネットワークの充実

市社会福祉協議会、区長、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携を強め、地域が一丸となり、高齢者のみならず障害者や子育て問題等に対応する地域のネットワークを構築し、協働型の福祉を目指します。

多くの住民が誰にでもできる身近なボランティアへの参加を促進し、それぞれがもてる力を発揮させ、互いに顔の見える関係、心の通った人的ネットワークがつくれる場づくりを支援していきます。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

住民、行政、事業者等が一体となって、すべての住民が個人として尊重され、すべての人が安心して暮らしやすい環境づくりを目指し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。

サービス利用者、サービス提供事業者、行政等が協働して取り組むための体制づくりを進めます。これによって、さまざまな施策の計画策定段階において、地域で生活している高齢者や障害者等の利用者や福祉活動等を行っている人たちの意見や提案を取り入れることに重点を置き、意見を反映させていきます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
福祉窓口での相談件数	福祉窓口における相談件数	2,900件	3,500件	4,000件	
地域福祉権利擁護事業利用者数	地域福祉権利擁護事業の利用者数	2名	10名	１５名	
ボランティアセンター登録者数	阿蘇市ボランティアセンターに登録されている人数	1,389名	2,000名	3,000名	
小地域ネットワーク組織数	組織されている地域ネットワークの数	２箇所	１３箇所	40箇所	

３　高齢者福祉の充実

（１）現状と課題

本市の総人口に占める６５歳以上人口の割合は、平成１６年１０月には27.8％（全国19.5％、熊本県23.2％）となっており、全国平均に比べ約１５年早いスピードで高齢化が進んでいます。

このような状況の中で、明るく活力に満ちた超高齢社会を実現するためには、高齢者自身が地域社会の中で経験と知識を活かして積極的に役割を果たし、生きがいを持ち充実感のある生活を送ることが重要になっています。

このため本市では、一の宮高齢者センター・阿蘇保健福祉センター・波野高齢者コニュニティセンターを高齢者の生きがいづくりの拠点として、各種講座やスポーツ・文化・レクリエーション活動等を実施し、多くの高齢者が参加しています。

また、元気な高齢者の健康維持や介護が必要な高齢者の悪化防止のために、介護予防及び重症化予防に積極的に取り組むことが必要です。

そのために、転倒予防教室等の「介護予防事業」、住み慣れた地域で自立した生活していくための「生活支援事業」、家族の身体、精神、経済的負担を軽減するための家族介護教室や介護用品の支給等の「家族介護支援事業」に取り組み、高齢者の自立と生活の質（ＱＯＬ※）の確保を図ってきました。

このほか、安全で住みやすい住宅を整備するために、福祉用具や介護機器を有効に活用した住宅改造への助成を行い、高齢者に配慮した住環境づくりを推進しています。

また本市には、生活環境や経済的な理由により、自宅で生活することができない 65 歳以上の高齢者を受け入れる施設として、養護老人ホーム上寿園（定員５０名）があります。今後は、入所者の生活空間の確保や生活の質の向上等のために、ユニット化（個室化）への改善が求められています。

介護保険制度がスタートしてから５年が経過し、新しい社会保障制度として定着してきましたが、高齢者人口の増加に伴いサービス受給者も年々増加しています。特に、軽度者（要支援・要介護１）の認定率は要支援要介護者全体の約６割を占めています。制度開始当初から比べると、要支援が１.４倍、要介護１が１.７倍と大きく増加し、しかも重度化する傾向にあります。

このほかにも、包括的・継続的なマネジメント体制が充分ではない、サービスの内容が適切でない、在宅と施設の利用者負担が公平性に欠けている等の問題や課題も明らかになってきています。

このことから、「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」、「新たなサービス体系の確立」、「サービスの質の確保・向上」、「負担のあり方制度運営の見直し」をポイントに、平成１８年度から制度が見直されるため、新制度に基づく円滑な事業運営ができるよう、関係機関との連携を強化していく必要があります。

（２）展開する施策の方向性

● 高齢者が健康で生きがいを持ち、豊かな経験や知識を生かすことのできる仕組みづくりを行い、高齢者の社会参加と自立のための施策の充実を図ります。

● 住環境の整備をはじめとして、関係機関と連携し２４時間の相談体制を整備するとともに、ハード・ソフト両面にわたり高齢者の生活環境を整備していきます。

● 高齢者が、できる限り認知症や寝たきり等の要介護状態に陥ることなく、生涯現役で健康で自立した生活を送ることができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進します。

● 要支援・要介護者が、質の高いケアマネジメント※を受けて能力に応じ自立した在宅生活を営むことが出来るよう、支援していくとともに、必要なサービスの提供に努め、新しい制度に基づき介護保険事業を円滑に運営していきます。

（３）展開する施策

①　高齢者の生きがい対策の充実

高齢者の社会参加を促すために、高齢者を対象とした講座や各種スポーツ大会等の充実を図るとともに、老人クラブを中心とした地域での見守り・訪問活動等のボランティア活動を支援します。

市社会福祉協議会と連携してシルバーボランティア等のリーダー育成に努め、高齢者が人生経験で得た知識や特技を生かして活躍できる場として、世代間交流・ふれあい交流を実施します。高齢者の閉じこもりを防止するための外出に関する支援も併せて実施し、高齢者が充実した生活が送れるよう支援します。

就労を希望する高齢者に対し、本人の希望と能力に応じた仕事探しのために、県阿蘇地域振興局内の高齢者無料職業紹介所の利用を促進します。

②　高齢者の生活環境の整備

高齢者が住宅内での事故により入院や寝たきり生活になることも少なくないため、住宅改造に関する制度のＰＲを行い、住宅改造を促進します。それとともに、有効な住宅改修を行うために介護支援専門員や建築士等が連携し総合的なアドバイスを行い、高齢者が暮らしやすい住まいづくりを支援します。

福祉施策と住宅政策の密接な連携により、高齢者の安全や利便に配慮された住宅の供給を推進します。

高齢者やその家族からの相談に２４時間体制で対応できる相談窓口を設置するとともに、緊急通報システムを普及させ高齢者の緊急時における安全の確保に努めていきます。

③ 介護保険事業の充実

《介護予防事業の充実》

住民が生涯現役をめざし、個々の状態に合わせてより自立した生活を送ることができるように、要支援・要介護状態ならないような介護予防を推進するとともに、各種教室や広報紙等で介護予防意識の啓発に努めます。

そのために、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、要支援・要介護への予防事業を展開していく「地域包括支援センター」を立ち上げ、現行の予防給付の対象者の範囲、サービスの内容、マネジメント体制を見直し、新たな介護予防事業を展開します。

介護予防における住民の主体的な活動の実践と継続のために、リーダー育成を強化するとともに、地域におけるリーダーとしての活動発表の場を設けていきます。

介護予防を個から集団へと展開していく過程においては、地域力が欠かせないことから、民生委員・児童委員や老人会、区長等と協働・連携した活動ができるように、機会をとらえて支援を行います。

《介護保険事業の円滑な運営》

要支援・要介護者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護保険対象サービスだけではなく、高齢者保健福祉サービスや地域のボランティア活動等を組み合わせることによって、さまざまな社会資源を包括的に機能させるケアマネジメントが重要です。

そこで、要介護者の誰もが自立支援に向かった質の高いケアマネジメントを迅速に受けられるよう、ケアマネジメントに携わる介護支援専門員の育成や必要な情報の提供等の支援を行います。

平成１７年の法改正により、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、施設サービス利用者が新たに「居住費」「食費」等を負担することとなりました。そのために、在宅生活が可能な方に対しては、在宅生活への復帰を支援します。

さらに、高齢者が住み慣れた地域での生活を２４時間体制で支えるという観点から、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図ります。

今後、介護保険事業を円滑に運営していくには、地域住民の支援なしでは困難です。「自分でできること」「家族でできること」「地域でできること」「行政がすべきこと」等の役割を分担して、地域で高齢者を見守れる体制を整備していきます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
老人クラブに加入している高齢者の割合	会員数÷６０歳以上人口	58.7%	63.0%	70.0%	
住宅改修に関する相談対応件数	ケア会議で検討した住宅改修に関する相談件数	２０件	３０件	40件	
高齢者地域住民グループの組織率	高齢者地域住民グループ数÷老人クラブ数	38.0%（43クラブ）	68.0%（77クラブ）	82.0%（93クラブ）	老人クラブ総数　＝113クラブ
65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合	要介護認定者÷65歳以上の高齢者人口	18.5%	20.4%	21.4%	
要介護認定者に占める居宅サービス受給率	居宅サービス受給者÷要介護認定者数	57.2%	58.6%	60.0%	
ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ教室評価指数が３項目以上向上する人の割合	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ教室評価指数が３項目以上向上した65歳以上の高齢者÷（65歳以上の高齢者×5%）	10.0%	15.0%	20.0%	
65歳以上の高齢者に対する認知症予防教室参加の割合	認知症予防教室参加者数÷６５歳以上の高齢者人口	40.0%	50.0%	60.0%	

4　障害者福祉の充実

（1）現状と課題

国内では身体障害者及び知的障害者とも年々増加傾向にあります。また、ストレスの増大等により、精神障害者も増加しています。障害の重度化や高齢化も進んでおり、住民意識や障害者の生活実態、福祉ニーズも社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化しています。

こうした中、平成１５年度に社会福祉法等の一部が改正され、これまで行政がサービスの内容を決定していた「措置制度」から、自らがサービスを選択し、事業者等と対等な立場の「契約」によりサービスを利用できる「支援費制度」に移行しました。

さらに、平成１７年度には「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神障害者への福祉サービスの一元化や総合的なマネジメントが可能になったほか、これまでの応能負担から応益負担に移行されました。

本市における障害者福祉サービスは、身体・知的・精神の３障害を対象としたホームヘルプサービス※やデイサービス※等の在宅サービスのほか、長期の生活指導や訓練が必要な方を対象に、入所あるいは通所による施設サービスが提供されています。

このほかにも、医療費の助成、車椅子等の補装具の交付をはじめとする各種助成制度の実施、発達障害のある子どもの機能を高めるための地域療育等支援や、在宅の心身障害者のための創作活動や生活交流の場となる小規模作業所等の運営支援を行っています。

また、障害者の社会参加を促進し、ゆとりと潤いのある生活を実現させるために、スポーツ・文化活動、レクリエーション活動、仲間づくり活動等に参加する機会を確保することも必要です。

阿蘇圏域においても、身体障害者スポーツ大会、知的障害者の輝き大会、精神障害者のスポーツ大会も実施されています。しかし、障害者の主体的・自主的な社会参加を促進するためには、場の提供だけでなく、誰もが参加できる内容づくりや、自宅から会場への送迎といった移動手段の確保等、幅広い対応が望まれています。

障害者の雇用促進については、景気の低迷に加えて、障害者の高齢化・重度化が進んでいることで、阿蘇圏域では１７%程度の就職率にとどまっています。多くの障害者が働く機会を求めているにもかかわらず、雇用・就労状況は大変厳しい状況にあります。

今後は、障害者それぞれの適正や能力、障害の状況に応じた就労機会の拡大と、就労に向けた研修機会を確保し、関係機関との連携をとりながら施策を進めていくことが重要です。

（2）展開する施策の方向性

● 福祉サービス基盤の充実を図り、障害者が、家庭や地域で快適に自立した生活が送れる環境づくりを進め、共生社会の実現を目指します。

● スポーツや文化活動を通じ、地域住民等とのふれあい・交流を促進するとともに、障害者が主体的・自主的に社会活動に参加できるよう条件整備を進めます。

● 障害者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障害者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進するとともに、障害者の就労意欲の向上と社会的自立のための支援を行います。

（3）展開する施策

① 福祉サービス基盤の充実

家庭や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、できる限り家庭や身近な地域において、障害の特性や障害者のニーズに応じた適切な介護等のサービスが提供できる体制を整備します。

在宅障害者とその家族への多面的な支援のために、支援を行う事業所にサービス提供体制の充実を働きかけます。さらに、介護や介助にあたる家族の休息を目的としたレスパイトケア※（家族支援）の充実を図ります。

自己の意思表示が困難な方の財産管理や権利擁護等のために、地域福祉権利擁護事業の周知を図り、成年後見制度についても制度の周知を図ります。

② 障害者の生きがい対策の充実

住民の交流の場となる各種行事に、障害者が参加しやすいように、移動手段を確保する等の環境整備に努め、積極的な参加を促します。障害者が主体的に行う行事についても、多くの住民が参加するように PR を行い、交流機会の拡大を図ります。

施設あるいはグループホーム※での交流等の機会を増やすとともに、交流の場を通じて住民がボランティア活動に気軽に参加できる体制づくりを推進します。障害者も積極的にボランティア活動へ参加できるような機運を高め、支えあいの社会を構築します。

福祉のまちづくりに対する住民意識の高揚を図るために、障害と障害者に対する住民の正しい理解と認識を深め、庁内各部局の事業等において機会あるごとに積極的な啓発活動を推進します。

③ 就労の促進

民間企業やハローワーク等の協力により、障害者の働く意欲や能力に応じた就労の場を確保するとともに、継続雇用への支援を行っていきます。

障害者が抱えている問題解決と就労支援を推進するために、ハローワークが設置する「阿蘇地域障害者雇用連絡会議」を中心に、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関が十分な連絡調整を行うためのネットワークの整備を図ります。

在宅障害者の日常生活訓練や企業就労に向けた作業訓練の場、地域活動の拠点としても重要な役割を果たしている障害者小規模作業所等が、安定した運営ができるよう支援していきます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
在宅福祉サービスの利用割合	在宅福祉サービス利用者数÷障害者手帳所持者数	27.8%	30.0%	35.0%	
身体障害者福祉協会加入率	身体障害者福祉協会加入者数÷身体障害者手帳所持者数	67.5%	70.0%	75.0%	
障害者小規模作業所の稼働率	障害者小規模作業所の開所日÷365日	64.3%	71.4%	85.7%	
求職している障害者に占める就職件数の割合	就職件数÷求職している障害者数	17.0%	20.0%	25.0%	

5　児童福祉の充実

（1）現状と課題

少子化が日本の大きな社会問題となっています。本市においても同様に深刻な状況にあります。市内保育園の入所児童数においては、核家族化の進展による３歳未満児の入所増加等により、平成１６年度末では、平成１２年度末に比べて 165 名増加しています。

また、就学前児童の母親の約７割が仕事をしながら子育てをしているため、子育て家庭における保育ニーズは増大しており、ニーズに対応した保育サービスの充実が望まれています。

そのため、市内保育園では 13 園中９保育園で低年齢児保育・延長保育、保育園における一時保育が 13 園中７保育園で一時保育、全保育園で障害児保育を実施しています。

今後は、多様化する保育ニーズに対応するために、延長保育・一時保育・休日保育事業・夜間保育事業等の実施を、地域の実情や保育園規模を考慮しながら検討する必要があります。

保育園の設備及び機能については、老朽化した園舎の計画的な改築が必要であると考えられます。また、施設の効率化から近隣保育園との統廃合を含め検討するとともに、近年の低年齢児保育の増加に伴う未満児室の増改築や、保育スタイルの変化に伴う既存保育園の構造的改修を行い、保育環境の充実を図っていく必要があります。

また、全ての保護者が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図ることが重要です。就学前及び小学校児童保護者へのアンケートでも、子育てに悩みや負担感を持つ保護者が全体の半数に達しています。このことから、放課後児童クラブ（２ヵ所）、子育て支援センター（３ヵ所）を設置し、子育てを支援しています。

子育て支援センター※については、認知度は就学前保護者の約７割と高い状況にありますが、利用者したことのある人は２割程度にとどまっています。今後、積極的な参加を呼びかける必要があります。放課後児童クラブ※については、一の宮地域だけの実施にとどまっているため、今後は広域的な実施を推進していくことが必要です。

事情によりひとり親家庭となった場合には、育児や家事、仕事、住居等、さまざまな問題を一人で抱え、社会的、経済的、精神的に不安定な状態に置かれがちです。

本市でも、離婚件数の増加からひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭への支援のために、福祉事務所に母子自立相談員を配置し、民生・児童委員等と連携し、相談や福祉資金の貸付けや母子福祉制度について説明等を行っています。

今後は、母子自立相談員と民生・児童委員等の連携を図り、地域で支える仕組みづくりを検討するとともに、気軽に相談できる体制を整える必要があります。

（2）展開する施策の方向性

● 子どもの幸せを第一に考え、多様化していく保育ニーズに対応するために、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な保育サービスの提供に努めます。

また、低年齢児保育の増加に伴い、保育士の資質向上、保育環境の充実を図っていくとともに、実情をみながら地域に合った適正規模・配置での保育園の整備を図ります。

● 安心して子育てができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子どもや

子育て家庭を地域で支える環境づくりを進めます。

● 問題を抱えるひとり親家庭を取り巻く環境を改善するために、子どもの養育支援や親の健康・福祉の増進を図り、自立と生活の安定への支援や相談・指導体制を充実していきます。

（3）展開する施策

① 保育事業の充実

保育サービスを充実させるために、現行の保育サービスに保護者のニーズや意見を反映させる必要があります。そのためにも、サービス評価の仕組みを構築・実施して、保護者への情報提供に努めます。また、保護者等の実情を十分に把握し、子育ての負担軽減のために延長保育・一時的保育・土曜保育等の特別保育事業の実施に努めていきます。

保育園においても、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成により、心身の健全育成に努めていきます。

保育環境の整備のために、保育士の研修を推進し、多様な保育サービスに対応するため公立保育園と民間保育園の情報交換、特に人事交流によってお互いの協力体制を整備し、保育士の資質の向上に努めます。

老朽化した保育園については、長期計画の中で効率的に改築・改修を実施し、近年の人口動態を考慮し設置場所や適正定員についても見直しを行います。

② 子育て支援の充実

子育てに関する支援の要となる子育て支援センターの機能強化のために、来所者だけの対応でなく、家庭への訪問や公共施設への出張相談等積極的な活動を行い、より多くの保護者と子ども達に活用していただけるよう創意工夫に努めます。

保育園、保健課（保健師）及び小学校等の関係機関と連携して子育てに関する相談に的確に対応し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりに努めます。

子育てに関する費用負担を軽減するために、現在行っている中学校就学前までの医療費の助成のほかにも新たな制度を、社会情勢や子育て家庭の形態に応じて検討し導入します。さらに、就労家庭への支援や児童の放課後の健全育成のために、放課後児童クラブの取り組みを拡大させ、ニーズの高い学校から順に小学校付近に設置していきます。

子どもの虐待に対しては、ささいな事でも見逃さないという地域意識を醸成し、通報や相談窓口を広げて虐待の芽を摘み取るために、関係機関の連携を強化し、迅速で適切な対応に努めます。

親子が安全・安心して過ごせる環境づくりのために、乳幼児用のトイレや授乳室の設置等、親子に配慮した施設の建設がされるよう、関係機関に提言していきます。

③ ひとり親家庭への支援

母子自立相談員の専門性を高めるとともに、地域の民生委員等との連携を深め、育児及び生活相談に対し、身近できめ細やか、そして気軽に相談できる体制づくりに努めます。

母子家庭の就労の条件を向上させるために、各種資格や技術を取得するための費用の

一部を助成する制度の積極的な活用を促し、安定した収入の確保に努めます。併せて、親子がふれあい、レクリエーションを楽しむ機会等の充実や、ひとり親相互の協力と活動支援に取り組みます。

すべてのひとり親家庭に対し、子どもを心身ともに健やかに育成するための諸条件の整備と、健康で文化的な生活を確保するために、子どもの養育支援と親の自立支援を進めていきます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
特別保育事業の実施保育園数	延長・一時・特定保育等の特別保育事業のうち、いずれかを実施している保育園	8ヵ所	９ヵ所	10ヵ所	
放課後児童保育を実施する児童クラブ数	概ね小学３年生までを対象とした放課後児童保育を実施する児童クラブ数	２ヵ所	４ヵ所	５ヵ所	
病後時保育実施園数	病気回復期にある児童を保育する保育園数	０ヵ所	１ヵ所	２ヵ所	
母子自立支援相談件数	母子の自立を目的とした相談対応件数	10件	５０件	70件	

６　社会保障の充実

（１）現状と課題

社会保障制度は、住民のだれもが安心して健康的な生活が送れるように、社会全体でともに支え合う相互扶助の制度です。

本市での、国民健康保険加入世帯数は平成１７年３月末で６，３９１世帯となり、全世帯の約６０％を占めています。

保険給付費は、平成１４年の老人保健法改正によって、老人医療受給対象年齢が７５歳に引き上げられたことにより、７０歳以上の前期高齢者医療費や介護サービスの充実に伴う介護給付費納付金の増加、さらに不況に伴う離職者等による被保険者の増加等により、保険給付費は年々増加傾向にあります。

保険給付費の増加に伴い、被保険者へは税負担増を求ることになります。しかし、地域産業の停滞等により、国保加入世帯の所得が落ち込み、保険税の収納率も低下しているのが現状です。

そのため、医療費の適正化に努めるとともに、「国民健康保険税滞納対策事業実施要項」を定め収納率向上に取り組んでいますが、保険給付費の高騰が続いており、国保財政は極めて厳しい状況にあります。

国民年金は、経済的に安定した老後生活を送るための所得保障を行う仕組みとして「世代間扶養」を基本としています。

しかし、少子高齢化の進展から、現役世代の負担が大きくなることが見込まれています。そのため、所得の減少等により保険料納付が困難になるケースが増えています。また、制度への理解が薄れていることもあって、未加入者、未納者が増えています。

今後は、制度に対する住民の理解を得るための周知、啓発に努めていくことが重要です。

生活保護制度は、さまざまな事情で生活に困っている人々に対して、その生活を保障する制度であるとともに、自立を支援していくことを目的としています。

平成１６年度末の生活保護世帯数及び保護人員は、９３世帯１０８人であり、保護率※は3.6‰となっています。

本市施行後、生活に係る相談件数は増加しており、今後の保護率の上昇は避けられない状況にあります。

生活保護の開始理由については、生計を支える人や家族の傷病によるものや、老齢による収入の減少を理由とするものが大きな割合を占めています。

相談来訪者の多くは、抱えている問題が複雑多岐にわたっているため、面接相談にあたっては、懇切丁寧な対応を行うとともに、問題となっている内容を十分引き出し、関係機関との連携を図り、指導援助を行うことが重要です。

資産・稼働能力・扶養やその他の制度や法律を活用しても、最低限度の生活を維持できないケースに対しては、本制度により適正に対応し、あわせて生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであることを十分説明する必要があります。

（2）展開する施策の方向性

● 国民健康保険制度への理解が深まるよう、広報活動等により適正な受診を促進させ、関係機関との連携により医療費の適正化対策を進めます。併せて、保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めます。

● 国民年金の未加入者、未納者を減少させるために、広報・PR 活動を強化し住民に対して国民年金制度への周知徹底を図ります。

● 保護世帯の実態を的確に把握し、生活保護の適正な実施、きめ細かな処遇を確保するために、訪問活動の充実に努めます。

また、低所得者の生活の安定と自立への支援を図るため、生活相談や関係機関との連携の充実を図ります。

（3）展開する施策

① 国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営に向けて、レセプト※による資格・内容点検の強化や、医療費通知による健康意識の高揚、医療費の分析結果に基づく健康教室等を実施し、医療費の高騰抑制に取り組みます。

広報紙等を利用した定期的な啓発活動を行い、国民健康保険制度が被保険者の相互扶助で成り立つことへ理解を深めていただく。加えて、「国民健康保険税滞納対策事業実施要項」に沿った収納率向上の取り組みにより、自主納付の意識を高め、保険税の収納率の向上に努めます。

② 国民年金制度の啓発・普及

国民年金制度に対する意識の啓発のために、広報紙やチラシ等を活用して広報・ＰＲ活動を強化し、国民年金制度の周知に努めます。社会保険事務所の出張年金相談所等を活用して窓口相談の充実を図ります。

保険料が未納となっている被保険者対策として、社会保険事務所が行う収納業務に対して、情報提供等を行うことで収納率の向上に努めます。保険料納付が困難な場合は、申請免除等の手続きを指導していきます。

年金は老後の経済的な支えとしての役割が大きく、医療費や介護費用がかさむ高齢期の生活を安定させるため不可欠なものです。無年金者が出ないように、社会保険事務所の年金推進員と協力して受給資格要件を満たせるように努めます。

③ 生活保護制度

低所得者の自立を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談等の地域福祉活動を促進します。

生活保護は、生活維持のよりどころとなる制度であることから、住民の理解と信頼が得られるよう、被保護者の生活実態を十分に把握し、制度の適正な運用に努めます。

被保護者に対しは、各種の福祉施策や社会保障制度を活用したり、ハローワーク等の関係機関との連携を密にして就労を支援することで、自立へのバックアップを図ってい

きます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
年間5%ずつ伸びている1人当たりの医療費の伸び率の抑制率	H17年度を100とし年間5%ずつ伸びた場合と、抑制した場合の伸び率の比較	100.0% （100.0%）	124.0% （128.0%）	144.0% （163.0%）	〈上段〉 5%上昇の率 〈下段〉 抑制した率
国民健康保険税の収納率	国保税収納額÷現年分国保税調定額	93.0%	93.25%	93.5%	
国民年金に関する広報回数	年間の広報回数	１２回	１８回	２４回	
国民年金保険料の収納率	被保険者が納入した月の延べ数÷被保険者が納入すべき月の延べ数	70.1%	80.0%	90.0%	

7　地域医療等の充実

（1）現状と課題

本市は阿蘇地域の中心地ということから、内科・外科・歯科の病医院が多く立地しています。また、阿蘇圏域唯一の精神科病院もあり、比較的高い医療水準にあります。しかし、小児科や耳鼻咽喉科、皮膚科などについては不足しており、幼児等への対応が課題となっています。

医療機関との連携で、休日・夜間における在宅当番医制※や病院群輪番制※など救急医療体制に取り組んでいますが、小児医療や休日・夜間などの医療に対するニーズは高くなっています。今後は安心して医療サービスが受けられるよう、医療体制のより一層の機能向上と整備の充実が求められています。

また、本市には公立の医療機関が２つあります。うち、自治体病院の阿蘇中央病院は昭和２５年に設立され、地域の中核病院として、「患者さんの視点に立った診療環境の整備」に力を注いでいます。

しかし、外来棟は一部を除き、築３０年以上経過して老朽化が激しく、病棟でも機能性が低い状況にあります。医療機器についても、高度医療機器等の一部が未整備であり、特にＭＲＩ※が必要な時には民間の病院に外注している状況です。

地域住民の生命と健康を守るためにも、全面改築、移転新築、救急医療体制（救急医療センターの整備）等も含めて検討が必要な時期となっています。

経営状況に関しては、平成１３年度以降３年連続で純損失を出すなど、厳しいものとなっています。今後は、専門分野の確立（リハビリ、救急医療、健診部門）とともに抜本的な改革が必要です。職員の意識改革を図るとともに、自治体病院の基本的役割である高度な技術、医療機器や専門医療スタッフ等の充実が求められています。

波野診療所は、旧波野村における医療の確保を目的に昭和３８年に設置されました。その後、平成７年の改築により、保健センター及び社会福祉協議会事務所と併設されています。

同診療所は波野地域における唯一の医療機関で、プライマリ・ケア※（疾病の初期治療）を推進させるうえで、地域住民のかかりつけの医療機関として大きな役割を担っています。

波野地域においては、高齢化が顕著で医療機関も限られていることから、医療面での量的な向上とともに、高齢者特有の慢性疾患に対応した質的向上を図ることが大切です。

現在、医療従事者は、一般診療が派遣医師１名と、看護師２名、歯科診療が委託医師１名と歯科衛生士１名（嘱託）です。一般診療の医師については、自治医科大学卒業の医師が派遣されていますが、１年から２年で交代していることで、１人の医師による継続的な診察は困難な状況にあります。

経営状況は、患者数の減少等から厳しい運営を強いられていますが、へき地診療所として果たしている役割を考えれば、地域にとっては不可欠な存在であるります。今後は、医師や看護師の量的・質的充実を図る必要があります。

（2）展開する施策の方向性

● 医療に対する多様なニーズに応え、適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関相互の機能分担と連携強化に努め、地域医療の充実を図ります。

● 阿蘇中央病院については、救急医療、リハビリ、健診部門等の専門分野を確立させます。併せて、抜本的な経営改革を実施し、自治体病院に求められている役割を果たしていくための機能や体制の充実を図っていきます。

また、地域中核病院としての機能を向上させるために、移転新築を検討し、施設・医療機器の充実により住民のニーズに応えていきます。

● 波野診療所については、高齢者等が安心して受診でき、日々の健康状態を相談できるような身近で頼れる診療所として充実を図ります。また、保健・医療・福祉が連携したへき地保健医療対策を推進していきます。

（3）展開する施策

① 地域医療ネットワークの確立

住民に身近な医療を行う「かかりつけ医」の定着と在宅医療を促進します。また、医療機能に関する情報収集や患者紹介等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療までの医療機関相互の連携体制づくりを促進します。

② 公立病院・診療所の充実

≪阿蘇中央病院≫

住民の医療に対するニーズの高度化・複雑化が進むなか、一次医療※と二次医療※の機能分担を明確化し、より安全で安心な医療サービスが受けられる体制の充実を図ります。

健やかで安心な暮らしを創造するため保健、福祉との連携を強化し、健康相談や健康診査、介護支援など多様な住民ニーズへの対応を進めます。

市立病院の二次救急医療体制の充実を図るとともに、地域医療機関との連携を強化します。応急診療のあり方についても研究、検討を進め、住民に信頼される診療体制を確立します。

県の救急医療情報システムを活用することで、広域的な医療機関とも連携し、緊急時における救急医療体制を強化します。

建設検討委員会（仮称）を設置し、施設の改善に向けて検討していくとともに、医療機器の整備や患者への適切な診療情報の提供、医療相談機能の充実を進めます。

地域中核病院としての役割を果たすために、本市に不足している診療科の充実、専門分野の確立を検討し医療サービスの充実を図ります。さらに、経費削減のためアウトソーシング※等を検討し、経営の改善に努めます。

常勤医師の確保のために、熊本大学病院はもとより、民間の派遣会社等を活用する等により、医療従事者の確保に努めます。

小児科医師においては早急に常勤医師を確保し、阿蘇地域をカバーする２４時間小児医療体制の確保を目指します。

≪波野診療所≫

波野地域は、高齢化が顕著であることから、高齢者に多い慢性疾患に対応した医療の充実を図ります。さらに、保健・医療・福祉の連携を強化するために、併設されている保健センター及び社会福祉協議会と連絡を密にし、それぞれでの事業を効率的・効果的に実施していきます。

医療機器の充実については、老朽化した機器の更新のみならず、地域の医療機関とも連携のうえ、必要に応じて高度医療機器の整備を進めていきます。

医師の確保については、今後も自治医科大学卒業医師の派遣を継続的に要請し、歯科医師（委託）とともに、必要に応じて「へき地医療支援機構」の医療支援等の有効活用を図っていきます。

経営の健全化を図るために、小回りのきく医療を目指して、予防医療の推進、夜間・休日の患者受け入れ等を含めて検討し、サービスの向上による地域密着型の診療所となるよう努めていきます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（Ｈ17年度）	５年後の目標値（Ｈ22年度）	10年後の目標値（Ｈ27年度）	備　考
常勤医師及び医療従事者の確保	必要とする常勤医師の数				
	（阿蘇中央病院）	６人	８人	１０人	
	（波野診療所）	２人	２人	２人	

【2】　安全で快適なまちづくり

1　公園・緑地の整備

（1）現状と課題

公園は、文化・スポーツ・レクリエーションの場、ふれあいの場、交流の場として、人々に潤いと安らぎをもたらしているほか、災害時には重要な役割を果たしています。

本市には、観光を目的とした公園やスポーツ公園、親水公園等、目的に応じた公園が２０ヵ所以上整備されています。

また、空き地等の緑化を進めている地域やボランティア団体に対して、植栽にかかわる経費等を助成することで、緑ある快適な憩いの場が増えています。

しかし、身近な公園がない地域は数多く残っています。子どもが気軽で安全に遊ぶ場所や親子のふれあい等の交流の場が少ないために、既存の公園の機能拡充や公園の周辺環境の整備（遊歩道、案内板、植栽等）が求められています。

水辺空間となる河川については、これまで災害復旧事業等を主に改修が進められてきました。河川の直線化やコンクリート護岸及び砂防ダムや落差工等の河川横断工作物の整備が中心となっています。しかし、これにより、河川周辺の自然環境が変化し、生物の多様な生息・繁殖地を奪い、河川の水質の浄化機能をも妨げる結果を招いています。

これらのことから、これまでの災害防止だけの考え方のみの河川づくりを改め、生物が棲み子どもたちが水辺でたわむれ、人々の心を癒してくれる水辺空間となるように、自然型工法による河川整備が進められるようになってきました。

また、防災対策とリンクした遊水池の整備が県営事業により整備されました。そのため、黒川（内牧）遊水池は、河川に触れ合う憩いの水辺空間としても利用されるようになり、今後は他の地区での整備が期待されています。

（2）展開する施策の方向性

● 住民に親しみのある公園を整備するために、住民と行政の協働により豊かな自然と地域の特性を生かした公園づくりを推進します。

● 緑化を進める地域やボランティア団体等の活動を支援し、緑ある快適な環境づくりに取り組み、地域の緑化を進めます。

● 治水機能と併せて、生態系への影響や景観を考慮した河川整備を行い、人々が親しみのもてる水辺空間づくりに取り組んでいきます。

（3）展開する施策

①　公園の整備

徒歩圏内で安全に利用できる公園の整備や緑地を整備し、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティー活動の場を確保します。

歴史・文化やレジャー、親水性等の複合的な機能を持せた公園、生態系に配慮したビオトープ※公園等、地域の自然や特性を生かした公園の整備に努めます。

新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、計画づくりの段階から住民参画を促し、意見やアイデアを反映させ個性ある公園づくりを目指します。

②　水辺空間の整備

地域を流れる河川やその周辺の生態系を調査し、その影響を充分に考慮するとともに、景観に配慮した多自然型の河川整備を進めます。

多目的広場や散策路等の整備や水遊び等が出来る親水性の高い空間づくりを、関係機関や地域住民と協働して積極的に取り組みます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
身近で地域の特性を活かした公園・緑地の整備	整備された公園・緑地の数	２０ヵ所	２５ヵ所	３１ヵ所	
遊水地の整備ヵ所数	整備された遊水池の数	１ヵ所	２ヵ所	４ヵ所	

２　道路環境の整備

（１）現状と課題

本市は、東西に一般国道５７号と主要地方道阿蘇公園菊池線、南北に国道２１２号及び２６５号、主要地方道別府一の宮線、高森波野線の主要幹線道路が走っており、それらにアクセスする幹線市道が１級２８路線、２級３４路線あります。

これらは、観光地・観光施設を結ぶ路線が多いため、慢性的な交通渋滞が発生し、地域の連携交流や経済活動に支障をきたしています。

国道５７号の全線４車線化や中九州横断道路開通については、早期実現が求められていますが、公共事業費の抑制に加え、沿線の地形や用地等の問題もあり、進捗については未知数です。

幹線市道の１・２級市道については、延長が約１４９㎞あります。このうち１級市道は改良率８８.2%、舗装率９４.５%、２級市道は改良率６7.2%、舗装率９４.7%となっており、舗装は進んでいるものの、改良は遅れ気味です。

また、旧町村間をアクセスする幹線道路については、早期完成整備することが強く望まれています。

生活基盤道路については、９７６路線で、延長５８２㎞あります。その整備状況は舗装率７２.８%、改良率４８.５%と低いため、地域からの整備要望が高まっています。生活に密着した生活基盤道路の整備は、地域の均衡ある発展のためにも重要となっています。

また、本市が管理する橋梁は５０９ヵ所（総延長4,３１２m）あり、橋長数メートルのものから６０メートルを超えているものまであります。

道路橋については、橋の状態を把握するため点検業務を行い、異常があれば補修補強の対策を速やかに講ずることが、橋梁の安全と劣化防止にとって不可欠です。

（２）展開する施策の方向性

● 慢性的な国道５７号の渋滞緩和のために、広域ネットワークの重要路線である国道５７号４車線化と中九州横断道路の早期整備を、関係機関へ強く要望していきます。

● 骨格となる幹線道路整備については、住民の利便性、安全性の確保、地域の活性化のために、早急に整備を図っていきます。

● 住民に最も身近な生活道路の整備は、コミュニティ空間としての機能を活かしながら、計画的に整備を進めていきます。

● 定期的に橋梁点検を実施し、早期発見・早期補修に努め、計画的な橋梁整備を進めます。

（３）展開する施策

①　広域ネットワークの充実（幹線道路の整備）

中九州横断道路は、広域ネットワークを形成するうえで重要な道路です。渋滞緩和や災害時等の代替路線としての役割も大きく、域内市町村の意見集約や関係機関と意見調整を行い、早期整備に向けて国・県に対し強く要望していきます。

国道５７号の渋滞緩和を図るため、４車線化の早期整備に向けて、各種団体や地域住民の意見を集約し、期成会等において関係機関に働きかけていきます。

幹線市道については、「幹線道路整備計画」を策定し、整備を促進していきます。特に、東西幹線市道（通称８m道路）等の旧町村間を結ぶ路線の早期整備に向け、関係機関や地域と協働して取り組み、住民生活に良好な交通ネットワークの形成に努めます。

②　公共空間としての生活道路の整備

地域のニーズに即した生活道路を計画的に整備するために、沿線住民が抱える課題を的確に把握し、安全で快適な交通環境の形成や地域の特性に応じた道路整備を地域と協働して進めます。

住民に愛される「みちづくり」を目指して、計画段階から住民の積極的な参画を促します。

③　橋梁改修及び維持

危険橋梁の早期発見・早期補修のために、定期的な橋梁点検の実施に努めます。その点検結果を基に、危険度・通行量等により勘案した優先順位により、橋梁整備を計画的に進めていきます。

歴史的、文化的資源となる橋梁については、その保全を進めていくとともに、環境に配慮し親しみや好感の持てる橋梁整備を推進します。

（４）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
市道の改良率	改良済延長÷市道総延長	54.5%	59.0%	64.0%	改良：幅員４m以上に整備
市道の舗装率	舗装済延長÷市道総延長	77.2%	84.0%	91.0%	

3　生活交通の維持・確保

（1）現状と課題

本市では、１業者により３１路線の生活路線バスが運行されており、高齢者や学生等といった交通弱者の移動手段として重要な役割を果たしています。

しかし、過疎化や自家用車の普及等により利用者が減少し、ほとんどの路線が赤字運行で、バス事業者単独での路線維持が困難な状況にあります。

このため、赤字路線のバス事業者に対し財政支援を行い、路線を確保してきましたが、財政支援の総額は年々増加しているため、すべての赤字路線に補助金を交付していくことは困難になっています。

今後は、路線改廃等や利用促進策を講じるとともに、これまでのバス事業者への財政的支援による路線確保を見直し、代替交通サービス等の検討を行う必要があります。

また、ＪＲ豊肥本線については、土曜・日祝日に幹線道路が渋滞していることから、利用客の増加が見込まれますが、列車とバスとの接続がスムーズでない等の理由により、あまり活用されていない現状にあります。

ＪＲ豊肥本線は、平成１１年に熊本駅ー肥後大津駅間（２２．６km）が電化されました。これにより、所要時間の短縮、運行本数の増加、鹿児島本線との直通運転による特急「有明」の一部乗り入れが実現し、利用者の利便性が高まっています。

さらに、車内外の騒音、振動、臭気が軽減され、加減速もスムーズとなり、乗り心地が向上しています。

しかし、熊本市から本市方面への利用者にとっては、肥後大津駅での乗り換えが必要となるなどの不便となった部分もあります。

そのため、電化を宮地駅まで延長させるために、平成９年から阿蘇郡町村会において、JR 九州及び県への陳情や県町村会定期総会への要望提出等、関係機関への働きかけを行っていますが、それ以外に具体的な動きはありません。

ＪＲ宮地駅まで電化事業を進める場合、約３０㎞分の整備が必要となるため、経費等を含めたところで具体的に検討していかなくてはなりません。

（2）展開する施策の方向性

● 路線バスの利用促進を行うとともに、交通事業者・地域・行政が一体となって、地域の実情に応じた交通形態を検討し、生活交通の維持確保を図ります。

● JR 豊肥線の電化事業に関しては、高額となる電化事業費等を考慮したうえで、沿線市町村との連携を強化し、実現に向けて JR 等への働きかけを行っていきます。

（3）展開する施策

①　路線バスの維持

路線バス運営の厳しい現状を広く住民に周知し、系統ごとに路線バスの必要性を検討していきます。

利用者の極めて少ない路線については、地域住民の意見を参考にして既存路線の集約・再編を行います。廃止となる路線については、路線バス以外の交通対策の導入を検

討し、実証実験を行いながら費用対効果の高い生活交通基盤の整備に努めます。
保育園バスやスクールバス等のバス車両の有効活用についても検討していきます。

②　ＪＲ豊肥本線の電化の促進

ＪＲ豊肥本線は、本市を東西に横断し、駅も８ヵ所あることで、地域住民及び観光客の足として重要な役割を果たしています。

2011 年には九州新幹線が全線開通となるため､本市への観光交通アクセスの向上を図り、観光客や定住者を増加させるために、地元関係者等により電化促進期成会等の組織をつくり、経費等を含めたところで具体的に検討し、ＪＲ及び県、沿線自治体に働きかけを行っていきます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
生活交通施策に対する満足度	アンケートで満足、やや満足と回答した人数÷アンケート回答総数	生活交通体系の見直し中	60.0%	75.0%	

４　交通安全の確保

（１）現状と課題

平成１６年度に、県内では１３,１６７件の交通事故が発生しました。本市においても１９０件発生しています。中でも高齢者が被害者となった割合が高く、県内の交通事故被害者の５３.２％を占めています。

このようなことから、本市では産山村と共同で阿蘇警察署内に阿蘇地区交通安全教育推進協議会を設置し、交通死亡事故の被害者となる割合が高い高齢者や子どもを対象に、交通安全講話や実技講習会を開催しています。

講習会は、学校や老人クラブ単位で開催されていますが、学校での実施率は７０％と全校実施までは至っていません。高齢者に関しても老人クラブ単位での開催であるため、老人クラブに未加入の高齢者等への対応が充分ではありません。

その他の年齢層に対しては、交通指導員等による主要交差点等での街頭指導を実施しているところです。

また、本市では、転落等の危険や見通しの悪いヵ所の安全性を向上させるために、交通安全施設の新規設置や補修、歩行者の安全確保のために歩道の設置を行っています。しかし、現在の歩道設置延長は 14,437mで、設置率は２％にとどまっています。とくに、道路の狭さや段差により危険なヵ所が多く存在します。

このような危険ヵ所改善については、これまでも定期的な道路パトロールで緊急的に整備を行ってきましたが、その対応は充分な状況にありません。

今後は、交通・防災、道路環境整備の面からも、危険ヵ所の整備を計画的に進めていくとともに、事故防止のために地域とタイアップした危険ヵ所点検等の体制確立も必要です。

その他、道路管理不備により発生する事故を防止するために、穴ボコや構造不備等を早期に補修する等、維持管理を徹底していく必要があります。

（２）展開する施策の方向性

● 幼児から高齢者までの交通安全教育を推進し、効果的・重点的な広報啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。

安全運転管理の強化 運転者の交通マナー向上のため、関係機関と協力して、講習会を開催していきます。

● 安全で安心な道路環境の整備のために、歩道及び自転車道整備や交通安全施設の整備を計画的に進めていきます。

（３）展開する施策

①　交通安全意識の高揚

人命尊重の理念のもと、交通安全意識や交通マナーの向上を図るため、地域、民間交通安全団体、企業、学校等と連携しながら、交通安全運動や活動を展開します。

幼児から高齢者に至るまで、年齢に応じた体験・実践型の交通安全教育を進め、交通マナーの遵守や交通ルールを徹底し、事故を未然に防止していきます。

交通事故等の実態を踏まえ、交通安全についての広報活動を積極的に行います。

②　交通安全の確保及び道路危険ヵ所等の整備

住民生活の安全確保を基本に、家庭、学校、職場、地域等の連携を図りながら、事故防止のために危険ヵ所の点検体制を確立します。

交通安全施設台帳を整備し、危険ヵ所改善についてはユニバーサルデザインを基に、交差点の改良、歩道の整備、視線誘導標やガードレール等の交通安全施設を整備し、安全で快適な交通環境を形成します。

道路の管理や不法占拠の撤去等に努め、道路管理不備による事故が発生しないよう、道路管理者として適切な維持管理を行っていきます。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
児童及び生徒への交通安全教室の実施率	交通安全教室実施数÷市内の保育園・幼稚園・小・中・高校の総数	70.0%	85.0%	100.0%	
現役ドライバーを対象とした交通安全教室の実施数	現役ドライバーを対象とした交通安全教室の実施回数	―	年1回	年2回	
交通事故発生件数	市内で発生した交通事故の件数	190件	152件	121件	
歩道整備率	歩道整備済延長÷市道総延長	2.2%	3.2%	4.5%	

5　住環境の整備

（1）現状と課題

核家族化の進行等により世帯数は増加傾向にあります。民間賃貸住宅の建設や市営住宅への入居申込みも増加しており、住宅の需要は増大しています。

本市には、907 戸の公営住宅があり 896 世帯が入居し、入居率は 98.7%と高くなっています。また、総世帯数に占める公営住宅の整備戸数の割合（公営住宅充足率）は８.６%と県平均の５.４%を大きく上回り、本市の公営住宅は充実しています。

しかし、約７割が耐用年数を経過し老朽化しているとともに、建設当時の住環境・生活環境水準に合わせて建設されたため、「風呂場がない」「換気扇がない」等、現代の生活水準に即していない住宅もあります。

また、入居者の状況は、６０代の世帯主が全体の 40.0%、高齢者のみの世帯が全体の16.3%となっており、入居者が高齢化、長期化しています。そのため、年間空き家発生率は約４%と低くなっています。

今後は、市営住宅へのニーズに対して、公営住宅の基本理念である、「低所得者が安心して暮らせる住宅整備」とともに「地域づくり機能」等の付加価値を最大限に活用できるよう、マクロ的視野を持った整備計画の策定が必要となっています。

さらに、本市全体の「住環境」を再度見直し、恵まれた自然環境を活かした宅地開発・分譲と阿蘇の魅力を最大限に引き出せる快適環境の創出などに努めて、誰もが「住みたい」と思う住環境づくりが必要です。

（2）展開する施策の方向性

● 公営住宅の老朽度を考慮して、居住水準の向上を図りながら、誰もが暮らしやすい市営住宅の計画的な供給に努めます。

● 恵まれた自然を生かし、生活目的にあった環境（場所）の提供や、民間による住宅供給を促進するための取り組みを検討し、宅地化を推進します。

● 住民意識の向上や住民協力体制を確立させ、住民主体による良質な住宅環境の整備を図ります。

（3）展開する施策

①　公営住宅の整備

市営住宅マスタープラン（仮称）の策定に取り組み、計画的な改修・建替えを実施する中で、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの住宅の供給に努めます。

住宅建て替えに伴う入居者入れ替えを円滑に行うために、対象住宅の入居者に対し、早い段階から説明会等を開催し、事業の必要性に理解が得られるよう努めます。

②　地域に調和した宅地・住宅の供給促進

民間による住宅供給を推進するため、宅地化の条件が整っている用地については、各種制限の解除等を検討し、規制緩和や情報提供を図ります。これによって、民間の動き

を活発化させ、定住化を促進します。

地域に精通した地場建築業者等とタイアップし、阿蘇らしい建築物の提案や提供も含め、安全で快適な質の高い住宅の供給を進めていきます。

住民主体による住民協定や、開発事業者側との建築協定締結を促進し、住宅・宅地の供給と併せたコミュニケーションエリアの整備を推進します。

（4）指　標

指　標	指標の算出方法	現　状（H17年度）	5年後の目標値（H22年度）	10年後の目標値（H27年度）	備　考
公営住宅でユニバーサルデザインを取り入れた住宅戸数	ユニバーサルデザインを取り入れ、建て替え・改築した公営住宅の戸数	40件	１５０件	310件	
ユニバーサルデザイン建築物の整備支援件数	ユニバーサルデザイン建築物を整備する個人・団体に対して行った支援件数	5件	２５件	50件	

6　上水道施設の整備促進

（1）現状と課題

本市における生活用水の利用形態は、市管理供給の「阿蘇市上水道※」（旧黒川上水道、旧内牧上水道、旧一の宮町上水道の三地区を統合）及び簡易水道※（旧阿蘇町の８地区、波野地区簡易水道、深葉飲料水供給施設）と、財産区管理の簡易水道（旧一の宮町３地区）、利用組合管理の専用水道、個人管理の自家水施設があります。

市管理の上水道事業は、１日当たり実績最大給水量約１２,３００㎥で、給水人口は約１８,５００人（約7,３００戸）となり、上水道区域の配水管更新はほぼ完了しています。

しかし、給水管からの漏水等により有収水率※は約７７％と８０％を下回り、水の有効利用と経営上の観点からも、早急に改善が求められています。

また、一の宮町上水道では、国道５７号南側で住宅新築が相次いでいるため、水の需要が増加し、配水区域の最上部に位置している地域（ダイワリゾート地域等）で水圧低下や一時的な断水が発生しています。

内牧上水道では、新旧２系統の配水系があるものの、停電時の非常用発電設備が設置されていないため、長期間の停電時の対応が困難となっています。

旧黒川上水道では、送水施設が更新時期を迎えており、主要水源である殿塚水源の冬季の渇水時対策と併せて、対応を迫られています。

市管理の簡易水道事業の状況は、１日当たり実績最大給水量約２,６００㎥で、現在給水人口は約５,８００人（約１,８００戸）となっています。

波野地区では、生活用水の安定供給のために、施設整備を１０ヵ年計画（Ｈ８年度～Ｈ１８年度）で実施していますが、既存水源では水量的に不足し、ポンプ設備に負担がかかり動力費がかさんでいます。

他の簡易水道施設については、ほぼ整備が完了していますが、有収水率が低くなっている地区もあります。

また、市営水道については、町村合併により水道料金体系が統一されていないため、料金の地域格差の是正について、個々の経常収支や地域の実情を勘案し慎重に検討していく必要があります。

財産区管理の簡易水道は、坂梨地区、中通地区、古城地区の財産区において、各々の給水条例に基づき、独立した運営がなされています。

そのため、各財産区の料金及び給水方法・条件等が異なっているため、財政状況にばらつきがあります。

今後の課題として、安全な水の安定的な供給を図るために、水源の確保や老朽化した施設等の整備を計画的に実施し、さらなる公衆衛生の向上と生活環境の改善とに努めていく必要があります。

（２）展開する施策の方向性

● 上水道の統合に併せて上水道整備計画を策定します。計画では整備目標を長期・中期・短期（緊急）ごとに設定して、計画的に整備を進めていきます。

有収水率が低いことから、水の有効利用及び経営上の観点から改善計画を策定し、水道事業経営の安定化を目指します。

● 市営簡易水道については、簡易水道同士の統合や上水道への統合を視野に入れながら、整備を進めていきます。

危機管理対策を強化していくとともに、維持管理面の効率化を図ります。

● 財産区管理の簡易水道については、適切な水質管理の強化を図るために、技術者の確保に努めるとともに、施設の老朽化に伴う布設替えを計画的に実施します。

（３）展開する施策

① 上水道の整備

平成１７年度の上水道統合に併せて、隣接する黒川上水道と一の宮町上水道の連結を含む整備計画を策定し、長期・中期・短期（緊急）の整備目標を設定して取り組んでいきます。

短期（緊急的）の整備目標としては、黒川上水道における渇水期の水源水量不足や緊急時（老朽送水管の破損等）の給水対策として、老朽送水管の布設替え及び一の宮町上水道との連結を行っていきます。また、近年では、群発的な地震が九州管内でも発生しており、天災やテロを含む危機的状況への対応が必要となってきているため、危機管理計画を策定し対応していきます。

中期の整備目標としては、黒川上水道の水量不足を考慮して、新規水源開発及び大規模配水池（３０００㎥級）の築造を推進し、両上水道を総括的に整備します。

長期の整備目標としては、貴重な地下資源である水源水の有効利用及び水道事業経営の安定化を目指し、有収水率を９０％まで向上させることを目的として、漏水調査業務の実施や、配水管、給水管の更新を実施します。

② 簡易水道等の整備

≪市管理簡易水道≫

維持管理面の効率化を図るために、隣接する２地区以上の簡易水道の統合や近接する上水道への統合を視野に入れ整備していきます。

山田簡易水道と小野田簡易水道については、施設が未更新です。特に配水管については残存老朽管の比率が高いため、重点的に整備を促進していきます。

波野簡易水道については、更新整備が平成１８年度に完了しますが、従来からの水量不足については改善されていないため、新規水源開発を中心に整備を進めていきます。

また、遠隔監視装置が未整備であり、緊急時の対応が困難な状況にあるため、危機管理対策を進めるうえで、遠隔監視設備の設置を検討します。

≪財産区管理簡易水道≫

適切な水質管理の強化を図るために、水道施設の年別整備管理計画を策定します。県生活衛生課、阿蘇保健所と連携を取りながら、財産区管理会委員の水道研修会への参加を促し、技術指導を行っていきます。

老朽化した水道施設の布設替え等は、簡易水道事業の収支を考慮しながら、財産区ごとに計画的な実施に努めます。

水供給知識の乏しい利用組合で管理している専用水道については、指導行政機関と協力し、適切な指導と上水道、簡易水道への移行を促進していきます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
上水道における有収水率	上水道の年間総有収水量÷上水道の年間総配水量	77.0%	85.0%	90.0%	
一の宮・黒川・内牧上水道の実質的統合	会計システム以外で現場サイドでの実質的統合状況	会計システムのみの統合	・一の宮・黒川連絡管の接続 ・新規水源開発 ・大規模配水池の築造	・内牧・黒川連絡管の接続 ・計装設備の更新（集中管理システムへ）	
簡易上水道における有収水率	簡易上水道の年間総有収水量÷簡易上水道の年間総配水量	74.0%	85.0%	90.0%	
財産区簡易水道における老朽管の更新率	財産区簡易水道において老朽管を更新した割合	老朽化した配水管の総延長 L=38,728m	50.0%更新	100.0%更新	石綿管⇒塩ビ管

7　下水道・排水施設の整備

（1）現状と課題

家庭から直接水路等へ排出された生活排水は、悪臭を発生させ水質汚濁の根源となっています。

また、汲み取り、単独及び合併浄化槽から出るし尿は、処理後に発生する汚泥の一部を投棄する等の行為で、環境破壊の原因の一つとなっています。

本市では、生活排水に伴う水質汚濁・悪臭防止策として公共下水道、合併浄化槽等の整備を進めていますが、平成１６年度末現在汚水処理人口普及率※（公共下水道・合併処理浄化槽整備人口）は全体の 30.1％と非常に低い状況にあります。

また、水洗化人口比率も平成１６年度末現在 67.6％と、県平均からすると低い数値となっています。

公共下水道普及率は、15.3％と熊本県平均普及率の半分以下で、過去５年間の伸び率も２.２％と伸び悩んでいます。事業着手の昭和５２年度から、すでに２８年が経過していますが、事業進捗は遅れています。

効率的な下水道整備を進めるためには、取り組み施策の線引きや用途区域等、土地利用計画がしっかりしていることが前提になります。

下水道、排水施設整備を早期に完了することで、公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、合併処理浄化槽設置事業等のメリットとデメリットを考慮し、地域の実情に応じた事業を組み合わせ、快適な生活環境の維持保全、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という目的を達成しなければなりません。

また、公共下水道事業の健全な経営のために、区域内の水洗化人口を増やし使用料を増加させる必要があります。公共下水道整備とともに、人口増を目的とした施策を推進していくことが必要です。

合併浄化槽については、個人設置型（個人管理）の普及を図っていますが、今後は市町村設置型（行政管理）への移行を検討していく必要があります。

（2）展開する施策の方向性

● 地域実情に応じた汚水処理方法を検討し、下水道、排水施設整備を早期に整備し、水環境等の改善を図っていきます。

● 下水道経営安定のために、使用料の収入増加を目指すとともに、適正な維持管理に努め、事業費及び維持管理費のコスト削減を行います。

（3）展開する施策

①　下水道の整備促進

良好な水環境への改善に向けて、水環境に対する地域住民の理解と協力の確保を図ります。地域の特性に応じた汚水処理施設整備を実施し、適切な役割分担のもと未普及地域の解消に取り組み、快適で環境にやさしい生活環境を創出します。

②　効果的な管理の実施

企業誘致や宅地開発、観光施設整備等の人口増加を目的とした施策と、下水道事業等の環境基盤整備とを組み合わせることで、使用料の収入増加を図り経営の安定化を進めます。

環境に対する負荷削減のために、普及拡大等に伴い増加する下水汚泥の減量化に努めます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
下水道普及率	下水道整備区域内人口÷市の総人口	15.3%	23.6%	29.0%	計画人口 10,400人
汚水処理人口普及率	（下水道処理人口＋合併浄化槽設置人口）÷市の総人口	30.1%	45.1%	57.8%	
水洗化人口比率	（下水道処理人口＋合併及び単独浄化槽設置人口）÷市の総人口	67.6%	81.1%	91.8%	（再掲） 単独から合併への移行率を5%

8　防犯活動の推進

（1）現状と課題

市民が安心して暮らしを営む上で、防犯対策は不可欠です。近年は犯罪の複雑化が進んでいることから、地域、警察が一体となって犯罪防止に努めていかなければなりません。

本市では、平成１７年４月から少年補導員・指導員・地区防犯パトロール隊等により「阿蘇防犯パトロール隊」を組織し、青色パトカーで週１回程度パトロール巡回を実施しています。

青色回転灯装備の防犯パトカーの導入は、県下初の試みです。この取り組みを推進するために、各地区にパトロール隊を育成して、地域での防犯意識向上に努める必要があります。

しかし、法的にはパトロール中に犯罪行為を目撃しても検挙できないため、警察に通報するためのホットラインの確立が課題となっています。

その他、永水防犯推進協力会、阿蘇地区学校等警察連絡協議会、阿蘇地区金融機関連絡協議会、阿蘇警察署防犯連絡所等の防犯組織があり、自主防犯パトロールのほか、防犯広報、子ども保護、乗り物の盗難予防、放置自転車対策、駐車・駐輪場警戒、観光地警戒に取り組んでいます。

また、防犯に対する地域の連帯感を強めていくために、阿蘇中部防犯親子ソフトボール大会の開催や防犯標語コンテスト等の啓発活動を実施しているほか、ＡＳＯ安心安全ネットワークを導入し、阿蘇市全体の火災発生情報、不審者情報、行方不明者情報等を希望者に電子メールで配信しています。

さらに、電気料全額助成の防犯灯設置を促進していますが、一部通学路では電線がないことなどで、思うように設置が進んでいません。

（2）展開する施策の方向性

● 各地区にパトロール隊を育成し、地域での防犯意識向上に努めていくとともに、パトロール隊と警察のホットラインを確立します。

● 警察、行政、地域住民等との連携で、地域ぐるみの防犯活動を展開していくために、更なる防犯体制及び防犯施設の充実を図っていきます。

（3）展開する施策

①　警察及び地域組織との連携

青色パトカーを活用したパトロール等の実施回数を増やすことにより、地域での防犯意識の向上を図ります。また、各地区においてパトロール隊の結成を促し、防犯体制の確立を図ります。パトロール隊の権限については、今後関係機関と協議を行い検討していきます。

防犯親子ソフトボール大会を今後も継続し、警察及び地域組織との連携を図ります。

②　防犯意識の高揚

学校教育や社会教育を通じて、地域社会全体の防犯思想の普及を強化し、住民の防犯意識の高揚と、防犯に対する地域の連帯意識の向上を図ります。

防犯防災情報等を電子メールで配信するシステム（ＡＳＯ安心安全ネットワーク）の活用を推進するために、登録者の拡大に努め、火災情報・不審者情報・行方不明者情報等、市内の防犯情報を共有することで、防犯意識の向上を図ります。

夜間の犯罪防止と交通安全のための防犯灯を市内にくまなく設置し、安全な環境づくりを推進します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H16年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
刑法犯罪認知件数	阿蘇警察署管内における刑法犯罪認知件数	２９５件	236件	189件	

９　防災対策の実施

（１）現状と課題

近年、全国的に水害・火山噴火・地震等の自然災害等が数多く発生しています。

本市は、雄大な草原と緑豊かな自然環境に恵まれていますが、急峻な地形や火山灰による脆弱な地質等であることから、豪雨、地震、火山噴火等が発生した場合には、土石流、がけ崩れ、山地崩壊等による土砂災害が起きやすい環境にあります。

これまでも、昭和５４年の阿蘇火山爆発による噴火や平成２年の梅雨前線豪雨による土石流により、家屋、道路、公共施設等に大きな被害をもたらしました。

また、地質上台風や梅雨期の豪雨時に一気に水量が増す河川が多いことから、自然災害を受けやすい状況にあります。

また、土石流危険渓流（３２渓流）、急傾斜地崩壊危険ヵ所（７５ヵ所）、地すべり危険地域、県が指定している山地災害危険地区（１６４ヵ所）等の危険箇所も数多く存在します。

これらの危険ヵ所については、災害防止のための整備を促進するとともに、十分な啓発や避難体制の整備等の総合的な対策が必要です。

阿蘇火山災害に対しては、南阿蘇村と協力して「阿蘇火山防災会議協議会」を設立し、阿蘇火山噴火に伴う住民の避難誘導、災害対策本部の設置等や、火山ガスによる観光客の搬送等のガス対策を行っています。

さらに、阿蘇火山防災計画に基づき、自衛隊・県警・消防署等の３３団体（約４００名）の協力を得て、毎年阿蘇火山爆発を想定した大規模な訓練を実施しています。

今後も、火山災害が発生する可能性が高いため、阿蘇火山の臨時火山情報（Level３）あるいは緊急火山情報（Level４）の発令を受けた際は、観光客等の避難誘導を安全かつ迅速に行わなければなりません。

また、防災・災害情報の伝達・収集に活用される防災行政無線は、周波数が市町村ごとにひとつしか与えられないため、合併時に機種や周波数の統一を図らなければなりません。しかし、旧町村ごとに導入時期や導入メーカーが違うため、早急に統一することは困難です。

そのため、現状では「防災無線移行計画書」を九州電波管理局に提出して、暫定的に３つの周波数を継続して使用しています。

また、大災害が発生した場合、公共の防災機関だけでは対応することが困難なため、地域住民の訓練指導や防災知識の普及啓発を目的に自主防災組織を組織することが必要です。

（２）展開する施策の方向性

- 計画的な河川改修により、洪水による被害の拡大防止に努めるとともに、河川の能力維持と安全性の向上のために、流域住民と一体となった取り組みを推進していきます。

- 山地整備のための用地を確保するとともに、国、県に対し治山・保安林事業の事業実施を強く要望し、早急に防災機能の高い森林整備を実施していきます。

● 防災面を考慮した新たな火口見学方法を検討していくとともに、臨時火山情報あるいは緊急火山情報の発令時には、観光客等の避難誘導を安全かつ迅速に行う防災避難体制を確立します。

● 広域的な防災情報ネットワーク等の防災情報基盤を整備するとともに、防災行政無線の周波数及び機器の統一時期を検討し、難聴地域の解消に努めていきます。

（3）展開する施策

① 河川整備による安全性の確保

黒川・東岳川・西岳川等の県管理河川や市の管理河川である準用河川等については、災害に強い護岸整備を進め、河川機能の充実を図ります。

継続的に河川機能の維持のための活動を行う団体等への支援や、活動への地域住民の積極的な参加を促していきます。

② 山林整備による安全性の確保

未整備の山地災害危険地区については、国・県に対し早急な事業実施の働きかけを行います。併せて、治山施設の設置と保安林整備事業を活用した本数調整伐を推進することで、防災機能の高い森林整備に努めていきます。

事業実施には民有林用地の協力が不可欠であるため、地域住民に治山・保安林事業の重要性の周知を図りながら、国と連携して用地関係者に対する交渉に力を入れ、早急な森林整備を推進していきます。

③ 阿蘇火山防災対策の実施

火山ガスに対する危険防止策として、火山ガス安全対策委員会を開催してマニュアルをリニューアルします。クリーンルームの設置やガスマスクの着用を呼びかける等、関係機関と十分に協議を行い、観光面・防災面ともに充実した火口見学方法を検討していきます。

火山爆発時の対応として、阿蘇火山防災会議協議会の規制看板等の整備を行い、併せて避難施設や避難看板の設置・修復を行います。

④ 災害を防ぐまちづくりの推進

山崩れや土石流等の災害を未然に防止するため、引き続き危険区域の点検を強化します。未整備区域に対しては緊急性の高い地域から対策を講じるとともに、被害情報の収集や住民への情報提供を円滑行うために、情報伝達機能の強化を図ります。

防災マップ（ハザードマップ）を作成し、避難所や避難経路の周知徹底により、安全な避難誘導に努めます。

地域防災無線による緊急時の情報伝達システムの充実、迅速な初動体制システムを確立するとともに、インターネット等を活用した新しい情報伝達手段や防災情報提供体制の整備を進めます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	５年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
山地災害危険地区整備率	県指定の危険地区（164ヵ所）の整備率	71.0%	75.0%	80.0%	
阿蘇地区民有林治山事業の整備率	治山事業整備対象箇所（565ヵ所）の整備率	63.0%	78.0%	100.0%	
個別受信機普及率	防災無線の個別受信機の設置世帯／全世帯	77.0%	100.0%	100.0%	

１０　消防力及び予防体制の強化

（１）現状と課題

火災は、かけがえのない生命・大切な財産を奪っていきます。

本市でも、年数回の火災が発生しており、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加で、不注意による火災の発生や犠牲者の増加も予想されるため、防火指導の強化が重要となっています。

このため本市では、春・秋年２回の火災予防週間及び年末特別警戒期間中に、火災予防や防火知識の普及・啓発のため、消防団の巡回や広報及び全国統一標語の配布等を行っています。

また、本市の消防団は、合併に伴い２４分団（７３班）、団員実数８５１名で組織され、地域防災の中核的な存在として、地域の安心･安全のために大きな役割を果たしています。しかし、近年では、消防団員数の減少や高年齢化等の課題に直面しています。

消防機器の装備については、ポンプ車５台、小型ポンプ付積載車５２台、小型ポンプ付軽積載車１８台を完備しているほか、林野、原野火災が多い地域であるため各班に２～３台の背負い式水嚢と、地区毎に動力噴霧器も４台配備しています。

消防水利は、消防施設整備実態調査に基づくと、基準数９５７に対し現有数５６５となっており、充足率５９パーセントと不足している状況にあります。

（２）展開する施策の方向性

● 消防水利の設置を推進し、すべての火災に対応するために、消防機材の高度化を図るとともに、老朽化した資機材の更新に努めます。

● 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を啓発し、消防団活動とは違った形で組織した自主防災組織の組織率の向上に努めます。

● 不足する消防団員を確保するために、消防団員の勤務先等に消防団活動への理解を求めていくとともに、地域の実情に応じて定数の見直しを検討していきます。

● 防火意識を高揚させるために、防災無線や消防団員により啓発活動を実施するとともに、各学校、保育所等において防火教育を実施していきます。

（３）展開する施策

①　消防基盤の整備

防火水槽、消火栓の設置については、消防水利の基準等に照らし、活用性の高い消防施設とするために、地元関係者と協議しながら計画的に整備していきます。

耐用年数を過ぎている小型動力ポンプ、積載車等の消防機材については、順次に更新を進め、緊急時に即対応できる機材の整備に努めます。

消防団員を確保するために、消防団員が勤務する会社等に対して、出初め式等において、協力に対する感謝状の贈呈等を行うとともに、行事開催時には文書を送付し消防団の出動に対する理解を求めていきます。

地域の高齢者、若年者の割合等を考慮し、地域の実情に応じた消防団員の適正配置を行うための検討会を開催します。

自主防災組織に幅広い世代に参加してもらえるよう、消防職員・団員・医療関係・自衛隊等の経験者を地域の防災リーダーとして育成し、地域住民への啓発を図り、自主防災組織への参加を促していきます。

②　防火知識の普及

春、秋の全国火災予防運動期間・年末警戒時等に重点的に啓発活動を行い、地域住民の防災意識の高揚に努めます。

各保育所、小学校に幼少年消防クラブを結成し、消防署、消防団と連携を図りながら各種行事等に取り組み、防火教育を推進します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現　状 （H17年度）	5年後の目標値 （H22年度）	10年後の目標値 （H27年度）	備　考
自主防災組織の組織率	自主防災組織の組織数÷行政区数	3.4%	60.0%	100.0%	
消防施設の充足率	消防施設整備実態調査に基づく充足率	59.0%	62.0%	68.0%	

第６節　個性あふれる生涯学習都市づくり

【1】　学校教育環境の充実

1　学校教育の充実

（1）現状と課題

現在、本市には小学校１１校、中学校４校があり、総児童数１，５９０人（８８学級）、総生徒数９１６人（３４学級）となっています。

各小・中学校では、学習指導要領に基づいて組まれたカリキュラムを実施しています。本市は自然環境に恵まれており、豊かな心を持った児童・生徒を育てる教育環境が整っています。

学力向上を目指す取り組みとしては、教員の加配（定数よりも多く配置されること）により専科授業やＴ．Ｔ（ティーム・ティーチング）、少人数指導を実施しています。専科授業については、理科・算数等の専門教員が配置され、より踏み込んだ専門的で充実した授業を実施しています。

また、平成１４年度から始まった「総合的な学習の時間」では、地域（国際）理解や情報、環境、福祉健康等従来の教科の枠を越えた学習が実施されています。児童・生徒が自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断することにより、課題（問題）を解決する能力が育成されています。このことは、探究心を高めるとともに、自分自身を見つめ直して、自らの生き方を考える能力を高め、本来の目的である「生きる力」・「確かな学力」を育む授業へとつながっています。

一方、学校教職員の資質及び指導力向上を図るため、学校教育指導主事を配置し、確かな学力向上に取組む必要があります。

児童及び保護者の就学への不安を解消するための取り組みとして、保育園及び幼稚園と連携を図っています。その一つとして、園児や保育士等が学校行事へ参加することで親睦を深め、保育内容・教育内容の情報の交換等を実践しています。今後は、健康面についても連携を密に行い、相互にその対策を講じていく必要があります。

（2）展開する施策の方向性

- 子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばすとともに、心身ともに健やかで豊かな心を持つための教育を重視し、基礎学力の充実はもとより、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

- 真に「生きる力」、「確かな学力」を養うために必要な授業を展開し、教科の枠を越えた総合的な学習を推進します。

- 連携学校(園)において幼児・児童の資質及び健康等に共通認識を持ち、一体となって教育活動等を展開します。

（3）展開する施策

①　小・中教育の充実

ゆとり教育の推進により、豊かな心を育む授業に取り組み、子どもたちが郷土に誇りを持って生活が出来るような環境教育、体験教育等を実施するため、社会科、生活科、総合的な学習の時間を工夫しながら取組んでいきます。

児童・生徒の学力向上を図るため、学習発表会や研究授業等に取り組むとともに、教職員の資質及び指導力の強化を図っていきます。

特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進し、地域と連携した教育を実施します。

②　総合的学習の推進

総合的な学習の時間では、豊かな体験を通して、より効果のある学習となるような授業を展開します。中でも国際理解教育においては、国際化、情報化の時代に対応するために中学校に配置されている外国語（英語）指導助手を小学校にも派遣し、英語や文化を学ぶとともに、郷土に誇りを持つための取り組みを今後も推進します。

③　幼稚園、保育園、小学校の連携

就学前教育において身に付けさせたい態度や育てたい資質を把握するとともに、その効果的な指導方法を検討し、就学前から小学校低学年を見通し、保育及び学校（集団）生活等のねらいをより効果的に達成するために、長期的な視点に立った連携を推進します。

健康面については、学校等保健委員会と連携を図りながら、家庭や地域を通じて健康づくりの啓発に取り組むとともに、健康・安全教育を推進します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
学校教育指導主事	市内１５学校に対して、全体で３名程度（５校に１人の割合）	０名	２名	３名	

２　小学校、中学校の施設整備及び機能充実

（１）現状と課題

本市の児童・生徒数は年々減少しており、少人数学級や複式学級が増加する傾向にあります。このことから、学校運営における適正な規模を検討する時期にきており、すべての児童・生徒が、均衡な義務教育を受けられるよう、教育環境を整えていかなければなりません。

各学校の施設とも、老朽化が著しく進んでいるため、計画的な整備が必要となっています。そのため、施設整備の大規模な改修においては、校舎の安全性、耐震性、さらにはユニバーサルデザイン等を考慮し、学校の統廃合問題も見据えて実施していかなければなりません。さらに、統廃合後の施設の跡地利用の問題や学校の配置についても、保護者や地域住民の意見を基に検討していく必要があります。

また、校舎内にはパソコン室が設置され、コンピューター等の機械器具等の整備により、知りたい情報の収集や情報化社会に対応できる知識の取得ができるようになっています。平成１７年度からは、「ＡＳＯ安心安全ネットワーク」がモデル校に導入され、携帯電話等を活用して、学校と保護者間の防犯情報や緊急時の連絡等、迅速な対応が可能となっています。

今後は、各学校と教育委員会を相互に結び、事務の迅速な処理を図るため情報を共有するネットワークの整備も必要です。

（２）展開する施策の方向性

● 学校の適切な規模を検討し、統廃合問題を見据えて計画的な施設整備を進めていきます。

● 学校施設の跡地利用については、地域さらには市全体が活性化するような有効的な利活用を検討していきます。

● 学校と保護者間の緊急時の連絡、情報提供が可能なシステムの普及導入を促進するとともに、教育委員会と学校間のネットワークを構築し情報の共有化を図ります。

（３）展開する施策

①　学校教育施設の整備の促進

学校施設の整備は、適正規模検討委員会（仮称）での検討結果を基に、地元住民等の理解を得ながら、統廃合問題も見据えた改築計画を策定し、計画的な改築を進めていきます。

老朽施設については、児童生徒の安全性確保と教育環境の改善、地域住民の緊急避難的な施設としての機能も念頭に掲げ、耐震診断等を実施し、その結果に基づき改築や改修を実施します。

②　学校施設跡地の有効活用

学校施設の跡地利用については、住民や専門家の意見を広く求めます。また、他の自治体の事例を参考にし、地域さらには市全体が活性化するための施設となるように、個々の立地条件等を踏まえて、庁内の跡地利用検討委員会において十分に検討していきます。

③　学校ネットワークの構築

学校と保護者間の情報伝達が迅速に行える「ＡＳＯ安心安全ネットワーク」を全校に導入し、防犯情報の提供や緊急時の連絡に努めていきます。

地域に情報を提供できる開かれた学校づくりを推進するために、全学校でホームページを開設し有効に利用していくとともに、教育委員会や各学校とのネットワークを構築し、迅速な情報伝達や情報の共有による事務の効率化・簡素化を図ります。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	５年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
耐震診断調査	全学校数に対する耐震診断学校数（全１５学校、内３校診断済み）	２０.0%	１００.0%	１００.0%	
大規模改修	全学校に対する改築学校数（全１５校、改築数６校）	４０.0%	５５.0%	７０.0%	
階段昇降機またはエレベーター	全学校数に対する階段昇降機設置数（全１５校、階段昇降機２校）	１３.0%	４０.0%	７０.0%	
身体障害者用トイレ	全学校数のうち身体障害者用トイレの設置数９校	６０.0%	８０.0%	１００.0%	
安心・安全情報共有システム導入	システム導入学校数（２校）÷全小中学校数（１５校）（H１７の例）	１３.0%	６６.0%	１００.0%	全小中学校
ホームページの開設	ホームページ開設学校数（４校）÷全小中学校数（１５校）（H１７の例）	２６.0%	６６.0%	１００.0%	全小中学校

【２】　生涯学習の充実

１　生涯学習の推進

（１）現状と課題

住民一人ひとりが、生き生きと楽しく心豊かに暮らせるように、生涯にわたり自由に学習する機会を選択でき、自主的に学習を進める環境づくりが求められています。

本市でも、多くの方々が趣味・教養を高め、より明るい毎日をおくっていただくために、市施設や各公民館を拠点に講座を開設しています。現在は、一の宮地区２５講座、阿蘇地区１５講座、波野地区４講座、計４４の本講座があります。

講座は、自主講座（自主運営）と本講座（市主催）の２種類で、自主講座には、約１５０人が受講しています。

本講座は、約５７０人が受講していますが、受講者の固定化がみられ、学習歴の違いから新規受講者が長続きしない傾向にあります。

また、本市には図書館が３ヵ所あり、誰でも気軽に楽しく利用されています。図書館では、年間約１３万冊の貸出しがあり、毎年約６千冊の図書を購入して図書の充実を図っています。図書館の利用が困難な方のためには、移動図書館（阿蘇図書館）も運行しており、年間約５千冊の貸出しがあります。今後は、さらに利便性を高めるために、電算システム等の整備を行い、市内３ヵ所の図書館の融合が必要です。

また、国際感覚豊かな人材を育み、国際理解、異文化体験、地域間交流などを目的とした特色ある教育活動として、姉妹都市事業が実施されていました。本市としては、姉妹都市の枠にとらわれない国内外の交流により、国際感覚を身につける子どもたちの育成に努めていくこととしています。

（２）展開する施策の方向性

- 生涯学習の長期受講者の自主活動への移行を促すとともに、新規受講者が参加しやすい環境を整えます。

- 各図書館で所蔵する図書データを一元化し、利用者のサービス向上を図ります。

- 国内外の交流機会を拡大させ、交流を通じて個性豊かな児童生徒の育成に努めます。

（３）展開する施策

①　生涯学習講座の充実

本講座の実施期間を３年単位とし、修了者については、自主講座への移行を促すとともに、これまで身につけた能力・技術を還元し、地域の文化振興に役立てていけるように支援します。また、自主講座の開設についても支援します。

②　図書館の利用促進

確実で速い貸出返却、検索、点検などの業務が行えるように「阿蘇市立図書館システム」（仮称）を導入し、３ヵ所ある図書館間のオンライン化を図ります。

登録をすれば３館で利用できる利便性もあるため、住民に利用しやすい図書館を目指します。

移動図書館については、市内全域を対象に巡回し、図書の利用促進に努めます。

③　児童・生徒の交流事業の促進

行政主導による交流ではなく、地域や民間団体等の結成を目指すとともに、学術、スポーツ、産業など幅広い分野での交流を促進し、国際感覚豊かな児童生徒の育成に努めます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	５年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
住民一人当たり蔵書冊数	年間図書購入費÷1 冊平均単価＝購入冊数 蔵書冊数÷人口＝1 人当たりの蔵書冊数	3.85 冊	4.39 冊	4.93 冊	
生涯学習講座の受講者数	団塊の世代といわれる階層の退職に伴い、今までにない受講者数の伸びが予想される。	７２０	８５０	1,１００	
児童、生徒の交流事業数	姉妹都市は解消したが、今後も違った形での交流を実施していきたいとの要望を北海道釧路市（旧阿寒町）とアメリカ合衆国ラグレンジ市が示していることと、その他の自治体との交流を考慮して算出。	1	3	5	

2　地域連携による青少年の健全育成

（1）現状と課題

青少年の健全育成のために、地域での奉仕活動・体験活動等による地域教育力の強化や小中学校での人権教育、総合学習・社会教育での各種スポーツ活動、親子教室等を通して、家庭教育力の向上に取り組んできました。

子どもたちが健全に育つためには、学校教育のみならず家庭教育も重要です。家庭は社会生活の最小単位であり、親子の愛情と信頼関係の中で行われる教育の場でもあることから、人間形成の上で最も大きな比重を占めています。

しかし、核家族化や少子化の進行により、家庭においても社会生活を行う上でもっとも大切といわれる生活習慣や生活態度等が、十分に育まれていない状況があります。

このため、子どもに遊びを教えたり、社会的ルールを教える場として、世代間交流や子ども会活動などによる伝承遊び教室などを実施し親睦を図っているところです。

地域教育活動が、学校教育と家庭教育との密接な関連性を持っていることから、学校教育との連携の確保に努め、家庭教育の向上に資することとなるような取り組みを強化していく必要があります。

一方、子どもたちの周辺では、犯罪や危険ヵ所等での事件事故が後を絶ちません。学校内への不審者の侵入等の事件が相次いで発生している中、子どもたちを守るため、教職員及び保護者をはじめとする関係者の危機管理意識の強化が迫られています。しかし、登下校時だけを取ってみても、防犯パトロールを実施している学校は、ほぼ半数と十分な状況ではありません。また、地域周囲に潜む危険ヵ所を全て把握するのも困難な状況です。

（2）展開する施策の方向性

● 家庭教育の必要性について周知するとともに、人と人とのつながりや地域の連帯感を育み、地域全体で児童・生徒並びに青少年の健全育成に向けて取り組みます。

● 保護者、地域、学校が一体となり、児童生徒の安全確保のため、防犯意識と危機管理意識の啓発に努めるとともに防犯体制の充実に努めます。

事故を未然に防ぐために、学校及び地元住民と協力しながら地域の危険ヵ所の把握を進めて、安全確保に努めます。

（3）展開する施策

①　家庭教育力・地域教育力の充実

子どもたちの健全育成のために、休日を利用した各種のスポーツ活動や子ども会活動を通じて、親子交流活動を推進します。また、家庭教育の必要性についての講演会やＰＴＡ研修会等を推進します。

「あいさつ」運動を推進し、人と人との繋がりや地域の連帯感を育てるために、世代間交流や子ども会活動などによる伝承遊び教室などを実施し、地域での教育を充実していきます。特に、地域の各種団体（ＰＴＡや子ども会等）や学校と協力しながら「子育て」「親育て」に努めます。

②　子どもたちの安全の確保

保護者や地域住民の協力を得て「地域学校安全推進指導員」を配置し、危険ヵ所の把握に努め、防犯の意識啓発を図ります。

学校内での安全確保のため、文部科学省や学校で作成した防犯に関する危機管理マニュアルを基に、事件事故の未然防止や、実際に事件事故が発生した時の早急な対応のための防犯訓練など、教職員と子どもたちが一体となって、学校での危機管理体制に努めます。

さらに、地域ぐるみで、登下校の巡回や通学路の安全点検等を実施し、各学校で作成した安全マップを基に安全体制の確保に努めます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
地域学校安全推進指導員	現在、４校に対して指導員配置が１人。今後は、各学校に１人の計算。	9.0%	５４.0%	１００.0%	

3　スポーツ・レクリエーションの振興

（1）現状と課題

近年は、健康・体力の維持増進を図るため、スポーツに対する関心も高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけではなく、コミュニティや生きがいづくりにも繋がります。

生涯スポーツの普及により、グループや家族でスポーツを楽しむ愛好者が増えています。本市においても、「市民スポーツ大会」や「市民地域対抗駅伝大会」を開催するなど気軽に楽しめるスポーツ普及に取り組んでいます。

本市の社会体育施設は、小学校 11 校、中学校 4 校の体育館とグラウンド、市立体育館、武道場 2 館及びグラウンドがあります。学校施設のグラウンドでは、市内のクラブチームによる野球やサッカー等が盛んに行われています。学校体育館についても、住民で結成しているクラブチームがバレーボール、バスケットボール等の練習に励んでいます。また、アゼリア 21 の温水プール、トレーニングセンターは、会員数も多く、住民の交流の場や健康・体力づくり施設として社会体育振興に大きな役割を果たしています。

総合スポーツ施設として機能を備えている、阿蘇体育館、農村公園あぴか、一の宮運動公園等では、合宿や競技大会の利用が多くなっています。しかし、シーズン中は利用が集中するため、一時的に利用が困難となることがあります。今後、利用者が増えるにつれ、施設の拡充も検討していかなければなりません。

また、学校の部活動においては、少子化の影響や指導者不足により部活動の組織編制ができなくなり、活動を休止したり廃部するような事態が生じ、子どもたちが本当にやりたいスポーツができないという状況にあります。

一方、成人では運動しているほとんどの人がスポーツクラブに加入しています。これらのクラブは、何らかのリーグに加入している本格的なクラブ活動と、体育協会の種目に加入して活動している人がいます。これらの活動は、比較的私的なつながりによるものが多く、初心者の新規加入は難しい状況にあります。ただ、趣味程度で楽しめるミニバレーなどは、各校区や地域で大会も開催されているため、男女問わずの愛好者も多くなっています。

高齢者のスポーツ競技として定着しているグラウンドゴルフやゲートボールは、各地域や老人クラブ単位で実施されており、愛好者も多く、市内外の大会に参加している方も多くなっています。

（2）展開する施策の方向性

- 屋内外競技施設を拡充し、合宿やスポーツ大会を誘致するとともに、地元住民が気軽に利用できる施設整備に努めます。

- 生涯スポーツの概念を浸透させるために、講習会やスポーツ教室を実施し、スポーツの振興を図るための指導者の育成と確保に努めていきます。

- スポーツクラブ組織(総合型地域スポーツクラブ)の設立を目指し、市内全域、全住民を対象にしたスポーツクラブで、地域に根ざしたスポーツの普及・振興を図ります。

（3）展開する施策

①　スポーツ環境の充実

総合スポーツ施設の有効利用を図るため、スポーツ合宿等を誘致していきます。また、各種競技間での施設利用の重複をなくすため、多目的広場の整備を行うとともに、民間スポーツ施設の情報を提供します。

住民のスポーツ施設として提供している学校ナイター施設（グラウンド及び体育館照明）の点検や改修を行い、住民のスポーツ活動の拠点づくりを目指し、快適なスポーツ環境の整備を図ります。

②　生涯スポーツの普及促進

住民の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことができる」環境を目指し、スポーツを通じた活動や健康づくりなどを行います。

住民の健康・体力づくりを推進するため、スポーツ活動への支援、地域スポーツ推進体制の強化、指導者の育成及び確保、スポーツリーダーバンクを設置することでスポーツ活動への参加促進を図ります。

スポーツへの関心を高め、レベル向上を目指すため、競技スポーツ大会(プロスポーツやハイレベルなスポーツ大会)誘致など促進により、競技スポーツの振興を図ります。

③　総合型地域スポーツクラブの設立

子どもたちがやりたいスポーツに取り組み、初心者も気軽に新規加入できるよう、体育指導委員を中心に体育協会、その他社会教育団体及び市内有志によって事務局を設置し、総合型の地域スポーツクラブを設立します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
市民スポーツ大会参加者数	1 大会参加者数　種目を増やし年間に 2 回から3回実施し、参加者の合計とする。	300 人	６００人	９００人	
多目的広場整備		3 面	4面	5面	芝広場
住民のスポーツ実施率	スポーツ実施率が低い年代が３０歳代から５０歳代であるため、市内の小中学生保護者及び高齢者を対象に実態調査を実施する。	―	２５.0%	３０.0%	
総合型地域スポーツクラブ	市に存在するスポーツクラブで、総合型地域スポーツクラブとして設立可能な団体数。	0団体	2団体	5団体	

【3】　歴史・文化の振興

1　芸術・歴史・文化活動の推進

（1）現状と課題

豊かな自然環境に恵まれた阿蘇には、独自の風土に培われた文化があり、その文化が歴史となり現代に至っています。また、各界に偉人著名人を多く輩出するとともに、多くの文人が訪れ、多くの文学作品の舞台となっています。

「阿蘇」という知名度から、対外的にも各分野で高く評価されていますが、地元では気づかない、多くの埋もれた「資源」が眠ったままとなっています。普段見慣れた景観や身近な生活の中にもさまざまな資源があるということを再認識することが、地域文化資源や歴史的遺産等の活用において重要です。

近年、住民や観光客からも、地域文化資源や歴史的遺産への関心と学習意欲が高まっており、さまざまな保存活用が望まれています。そのためには、まずソフト面の充実を図り、市文化協会を初め、民間文化芸術団体やまちづくり団体、個人との連携を深め、市全体の文化振興を推進しなければなりません。

また、地域伝統芸能は、少子高齢化により後継者不足が深刻化しており、芸能そのものが伝承の危機を迎えています。高齢者層と子ども達の交流の中から、新たな文化創造の礎を見い出し、次世代へと保存・継承していく基盤づくりを図らなければなりません。学校や公民館活動、老人会、子ども会など関係団体や地域にも協力を求め、人づくりや活動の場の提供と企画立案が必要です。

（2）展開する施策の方向性

● 地域の特色ある芸術文化を復活し、住民に本物の芸術文化に触れる機会や体験・参加する機会を提供し、地域の芸術文化活動の水準向上に努めます。

● 年代や性別にとらわれない広範囲な文化振興施策を検討し、文化意識の高揚と地域活力の創生を目指します。

● 地域を題材とした有識者による講演会や学習会等を開催し、地域資源の発掘を推進すると共に郷土を正しく理解できるよう努めます。

（3）展開する施策

①　郷土学習の推進

住民向け講座や学校教育の場において郷土の歴史を通して、改めて阿蘇市の素晴らしさを再認識しなければなりません。郷土の誇りと愛着に繋がる調査・保存を推進し、学習の機会や愛護思想の向上に努めます。そのために、旧町村史の資料をもとに学校教材として利用できる副読本の作成に取り組みます。

地域の遺産は、いったん失われてしまえば再現することが不可能です。地域と共に培った地域の遺産を守り維持し、より深く地域に根ざすよう、周知徹底や意識高揚を図ります。

②　人材育成と文化の醸成と創出

他地域との文化交流をもとに、広域的視野における文化推進と広域的ネットワークの構築、指導者の確保と人材育成を目指します。

住民のニーズに沿った文化事業を企画立案し、住民が心豊かで文化豊かな生活を営むことができるよう、効率的・効果的な事業を展開します。

③　文化活動団体の育成

文化団体の育成と団体間の連携強化を図り、文化芸術活動や伝統文化継承活動等を鑑賞・参加体験する機会を提供します。併せて学校教育との連携により子どもの芸術文化活動の推進に努めます。

後継者の育成と学術的な記録保存を推進します。併せて団体間の広域的連携を強化し、公演の場の提供等を内外に広く周知・啓発を行い、地域の文化団体の活動を支援します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
文化協会加盟人数	現在の阿蘇市文化協会加盟延べ人数	1,０００人	1,２００人	1,３００人	
郷土史研究グループ	現在は団体自体が存在しない。	0	1 団体	3 団体	
国・県指定文化財	阿蘇市管内の国・県指定文化財数（国選択を除く）知名度を％	１０.0％	３０.0％	６０.0％	
埋蔵文化財包蔵地（ヵ所）	阿蘇町文化財調査報告第５集「阿蘇町遺跡地図」、熊本県遺跡地図より旧３町村のデータを参照	510 ヵ所	535 ヵ所	620 ヵ所	遺跡分布調査

2　歴史・文化を活用したまちづくり

（1）現状と課題

本市には、地域の歴史・文化を活用した地域活性化素材が豊富にあります。一方、リーダーとなる人材不足とともに、地元の認識不足などで阿蘇ならではの地域財産が十分活かされていないのが現状です。

本市には「神楽」・「牛舞」・「虎舞」などの歴史的な伝統芸能が各地域で継承されています。これらの伝統芸能を継承することは、我々に課された責務であります。

しかし、地域の中には後継者不足により、芸能そのものが伝承の危機を迎えているところもあります。現状では、地域の伝統芸能を受け継ぐ基盤が十分とはいえません。

地域の歴史・文化を活用したまちづくりや伝統芸能を受け継ぐ基盤を確立するためには、中通古墳群や阿蘇神社、西巌殿寺などの文化遺産の情報を広く地域や住民に提供し、認識を深めることが必要です。また、地域住民の活動を通して、貴重な文化財を保存していくための活動の場や、地域文化情報を受発信する拠点施設の整備が必要となっています。

阿蘇の文化財は、観光資源としての利活用が求められています。各機関や組織等との連携や地域協力のもと、史跡散策ルートの開発や案内人の養成など取り組むべき課題があります。これらの活動や利活用を進めることで、文化財の保存につなげていく必要があります。

（2）展開する施策の方向性

● 散策ルートの開発を行い、案内人やボランティアを養成、パンフレットや小冊子（学校教材として利用可能な子供向けの資料作成）の刊行を目指します。

● 歴史的まちなみに向けて環境整備を推進し、地域の歴史・文化を継承したまちづくりへの支援に努めます。

● 既存のものだけではなく、新たな資源の発掘に努め、多面的で利活用可能なデータベース化を進めます。貴重な文化財については指定文化財化を推進し、その保存に努めます。

● 住民の伝統・文化活動や文化財の集合展示、情報の受発信を行うために文化ホールを建設します。文化ホールの活動を通じて、阿蘇の自然や観光等の地域資源を最大限活用し、地域の振興を図っていきます。

（3）展開する施策

①　地域の文化資源、歴史遺産等の保存及び周知

歴史と伝統を正しく理解し次世代に継承するため、調査・保存・活用の要となる専門知識を有する学芸員を増員し、地域に伝わる歴史遺産等の専門的な学術調査を実施します。重要性が高いものについては、指定文化財化を推進し、その保存に努めます。

文化的農業景観の保全や名勝地の指定化を推進します。併せて、調査の成果や情報がまちづくり等の素材として利活用できるよう、住民に情報提供します。

観光との連携を強化することにより、案内人の養成、説明板等サイン関係やアクセス面の整備、観光パンフレット等への掲載を行います。

まちづくり団体等の活動による散策ルートの開拓や学習会を進め、地域の文化資源の資質向上に努めます。

②　地域と連携した文化のまちづくり

地域と一体となって地域の調査分析を行い、将来的展望に立って、歴史的まちなみや史跡等地域特有の資源を活かしたまちづくり、住民自体が魅力を感じる個性豊かで情緒あふれる住環境整備を目指します。

民間の知識と経験等を幅広く取り入れ、本市の文化振興の活力に貢献するまちづくりをします。

③　文化資源等の情報の一元化

既存の資源を再調査するとともに、新たな資源の発掘に努めます。そのために、共有財産としての再認識のもと、多分野に利活用可能なデータベース化を進めます。

④　文化施設の建設推進

歴史、文化に対する住民意識の高揚と文化財保護意識の普及啓発を図り、歴史、伝統を生かしたまちづくりを進めます。そのために、阿蘇の歴史と文化の受発信拠点、活動拠点となる文化ホールの建設を推進します。

自然環境や観光資源、宿泊施設などのバックグラウンドを背景に、文化ホールの活動を通じて都市との交流に努めます。地域の賑わいや集客による経済波及など地域の振興に努めるとともに、合併後の住民間の交流を促進し、本市の一体的なまちづくりに努めます。

古文書などの歴史的な地域資料の継続的な収集・整理を一元的に行うとともに、将来に伝えるための資料館の整備を検討します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5 年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
国・県指定文化財	阿蘇市管内の国・県指定文化財数（国選択を除く）　知名度を%	１０.0%	３０.0%	６０.0%	
埋蔵文化財包蔵地	阿蘇町文化財調査報告第５集「阿蘇町遺跡地図」、熊本県遺跡地図より旧３町村のデータを参照	510 ヵ所	535 ヵ所	620 ヵ所	遺跡分布調査（ヵ所）
伝統的建造物群保存地区	旧豊後街道の宿場町として坂梨宿場会による活動実績と歴史・文化を活かしたまちづくりのモデル地区	0 ヵ所	0 ヵ所	1 ヵ所	
地域特色を活かしたまちづくり	民俗芸能を郷土学習の一環として地域と学校の連携により実施している地区（学校）数	5 地区	6 地区	8 地区	伝統芸能

第７節　住民参加による自立したまちづくりの推進

【1】　住民と行政の協働によるまちづくり

1　住民と行政のパートナーシップの構築

（1）現状と課題

地方分権化が進展する中、行政主導のまちづくりから住民の参画による個性的で魅力あるまちづくりへの転換が求められています。これからのまちづくりは、住民一人ひとりが「自ら考え自ら行動する」という意識に立って主体的に行動し、住民と行政が適切な役割分担のもとで協働していくことが大切です。

女性や障害者、高齢者、青年層等の参画により、住民の総意としての企画立案するためには、行政の「地域住民とともに政策を決定し実行する」という意識と、住民の「自らの手でまちづくりを行なう」という意識を、高揚させていくことが必要です。

しかし、審議会や協議会等の委員構成は各組織の代表者をあてるため、固定されたメンバーが多く、意見が偏ることが懸念されています。

また、住民の市政に対する理解と信頼を深めるためには、積極的な情報公開が必要です。情報公開は、行政の公平な運営と透明性の確保、住民と行政の信頼関係の確立には欠かせませんが、個人情報保護には充分注意する必要があります。

本市では、広報誌やホームページ等で情報提供を行っており、毎月発行の「広報あそ」では、住民や各種団体の多様なニーズに応えた情報発信に心がけています。

町村合併後の均衡ある発展を目指すために設置された「地域審議会」とまちづくり団体、住民、行政が情報を共有し、問題意識を持つことで、新しい視点に立った総合的なまちづくりが出来るものと期待されます。

また、住民のまちづくりへの参画、協働意識を促すため「市政モニター制度」や主要施設に「ご意見箱」を設置し、住民の声が聞こえる体制づくりに努めています。今後、これらの意見・要望等を行政施策に反映させるとともに、幅広く周知を図っていかなければなりません。

（2）展開する施策の方向性

● 住民と行政が互いに役割を分担しながら、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めていきます。

● 広く住民からの意見を聴取することに心がけ、政策や方針決定の場への女性の参画を促進し、あらゆる分野における男女共同参画を目指します。

● 広報誌の内容をより充実させることで、行政・地域の動きや情報を的確に伝達するよう努めます。

市政モニター制度やご意見箱での意見・アイデアを、業務に反映させます。

● 情報公開条例の周知を図り情報の開示に努めるとともに、個人情報の適正な管理・保

護を行います。

（3）展開する施策

①　住民参画によるまちづくり

広報誌等の活用で、情報提供やまちづくり講演会等を開催し、住民の参画意識の高揚を図るための学習機会を拡大するとともに、住民参加の体制づくりを推進します。

住民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、各種団体や住民主体の活動への支援に努めます。

②　男女共同参画によるまちづくり

「男女共同参画社会基本法」に基づき、阿蘇市男女共同参画懇話会や推進会議等で議論を深め、地域に密着した『阿蘇市男女共同参画推進条例』の制定を推進します。

男女がお互いの人権と個性を尊重し、自立し、相互に協力し合う男女共同参画社会の実現を目指してます。そのために、意思決定過程への女性の参画、男女共同参画意識を浸透させる効果的な啓発などの環境づくりを推進します。

③　広報広聴活動の充実

「生活に役立つ」「市政への関心を高める」「地域づくりへの参加意欲を促進する」「市への愛着をもたらす」広報誌づくりに努めます。インターネットのホームページ等についても、同様に各業務主管課と連携し情報提供を行います。

市政モニター制度やご意見箱の有効利用を図るなど、住民の声を市政に反映させます。

④　情報公開の推進

住民が情報を入手しやすいような環境整備を行うとともに、公文書の的確な編纂、保存管理、開示請求に即応できる体制づくりを図ります。

職員各位が情報公開条例、個人情報保護条例の趣旨・目的を十分理解したうえで、積極的に情報開示を進めます。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	５年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
文書管理システムの導入		未導入	電子決裁を含んだシステム導入	導入済み	
情報公開コーナーの設置	本庁及び各支所図書館	０ヵ所	３ヵ所	６ヵ所	
開示請求件数	今年度の請求件数から算出	７件	20 件	30 件	
行政情報の提供件数	合併当初に調査した各種計画等の調べを参考に算出	７９件	１００件	１２０件	
協議会・委員会等での女性の進出率	各審議会等の現状により算出	２０件	３０件	４０件	

【２】住民自治の確立

１　地域づくり活動の推進

（１） 現状と課題

本市には、行政区、公民館活動団体、農業団体、教育福祉関係団体、地域の活性化や特産品開発等を行う団体など、さまざまな団体が、それぞれに地域づくりに貢献しています。

本市は、各種団体に対し、活動内容やその実態を把握し、各種情報の提供を行っています。しかし、リーダー的人材が少ないため、異業種間での交流機会はほとんどなく、組織間の連携が取れていないのが現状です。

一の宮地区においては、地域づくり団体の相互交流と連携による自主的・主体的な取組みを促進するために、「地域づくり団体協議会」を設立しています。そこでは、地域づくり団体相互の情報交換、各種イベントの開催と連携、地域づくり研修会等の開催等を行っています。

一方、行政区を単位とした地区においては、人口の減少や高齢化により山林の管理や伝統文化の継承、地区の草刈など困難になっています。今後、ますますこの傾向が顕著となり、集落の荒廃や管理放棄林の増大などが懸念されます。このため、地域の自治機能の維持・強化、地域の活動を活性化することが課題となっています。

阿蘇地域の振興・発展には、これらの民間活力は必要不可欠です。住民が積極的に地域づくりの場へ参画していくとともに、各種団体間の意見交換や相互交流をすすめ、問題意識の共有化に努める必要があります。

（２）展開する施策の方向性

● 地域づくり団体の創意と活力を最大限に活かし、団体自らの手による自発的な活動を支援していきます。

● まちづくり団体を組織化し、地域・住民・行政等が協働した地域づくりに取り組める環境を築きます。

● 地域活動の活性化を図るため、各地域の公民館を拠点に主体的な活動を推進し、地域自治を確立します。

（３）展開する施策

①　地域づくり団体の育成

地域づくり団体の育成・活発化を図り、自主的・主体的な活動への支援のため、『人づくり・地域づくり事業』を推進します。

市内にある地域づくり団体相互の交流をすすめ、地域・住民・行政等が協働して地域づくりに取り組む体制づくりを強化します。

地域づくりのリーダー的人材の育成を図ります。

将来は、ＮＰＯ法人化を目指すＡＳＯ田園空間博物館との連携強化により、農業体験、自然体験、伝統芸能体験等による都市と農村の交流や、観光客誘致のための企画提案など

への積極的な参加を促進します。

②　住民自治の確立

地域の助け合いの精神と自治意識の確立を目指して、集落・地区単位での住民間の交流を深め、住民一人ひとりが地域づくりや相互扶助の場に参画できる社会づくりを推進します。

地域を住みやすくするという自治意識の高揚や地区の活性化を図るために、住民と行政とがその役割を明確にします。

花いっぱい運動などの緑化活動や伝統文化継承活動など、住民活動を支援します。

③　公民館を利用した活動

地域住民の自治能力を高め、連帯感の向上を図るために、公民館を各種活動の中心的施設として、新たな活動や学習意欲を高める地域の自主活動を推進します。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備考
公民館利用者数	公民館等を利用している生涯学習関係等講座受講生及びその他利用数	延べ 1,300 人	延べ 2,000 人	延べ 2,500 人	
地域づくり団体登録数（割合）	まちづくり商工観光課で把握（団体からの申請が必要）している地域づくり団体数（広報誌やＨＰで登録依頼）	20.0%	100.0%	100.0%	

2　人権教育の推進

（1）現状と課題

人権教育は、「就学前教育」「学校教育」「社会教育」に分けられます。

「就学前教育」は、幼児期から豊かな情感や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の原点です。

「学校教育」は、地域や学校の実情、児童生徒の発達段階に応じて、人権学習を行い、人権意識の大切さを学んでいます。

「社会教育」は、基本的人権の１つである「教育を受ける権利」を生涯にわたって保障する施策として位置づけられています。「社会教育」を通して、人々の人権意識を高め、明るい社会をつくることが一段と重視されています。

これまで、地域改善対策特別対策措置法により、あらゆる差別をなくしていくための施策が行われてきました。これにより住環境の整備など生活面においては、周辺地域との格差が埋まりつつありますが、教育や啓発の遅れによるさまざまな人権問題が今なお残っています。子どもたちの間でも、いじめにより自らの命を絶ったり、暴力により命を奪われたりなどの事件が多く発生しています。地域社会においても部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する暴力や虐待、在日外国人への差別などが繰り返されています。さらには情報通信技術の発展により、ネット上への差別書き込みなどが起こるなど、差別が多様化、陰湿化しています。

このため、隣保館やコミュニティーセンターにおいて、地域の代表者や各種団体、企業等を対象とした研修会や講演会、交流活動、フェスティバル等が行われています。しかし、参加者の固定化や仕事の都合などを理由に、参加者の減少が見られます。

（2）展開する施策の方向性

● 「人権教育啓発の推進に関する基本計画」を策定します。これをもとに、人権教育・人権啓発の方向性を各分野で共通認識をもって専門的に実施していきます。

● さまざまな機会をとらえ、人権問題を正しく理解し、人権学習に取り組むとともに、企業等を通じた研修などを推進し、誰もが参加しやすい環境づくりを目指します。

● 地域のさまざまな代表者が、常に人権意識の視点に立って地域活動を行えるように人権教育に努めます。

（3）展開する施策

①　人権教育及び人権啓発の推進

「人権教育啓発の推進に関する基本計画」を策定します。それをもとに「阿蘇市人権・同和教育推進協議会」において、それぞれの問題点等を明らかにし、差別の解消と人権意識の高揚に努めます。

多くの人々が人権問題についての理解を深めるために、公民館等の社会教育施設を中心として、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取り組みを促進します。

学校教育との連携を図りながら、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図ります。

（4）指　標

指　標	指標の 算出方法	現状 （H17 年度）	5年後の目標値 （H22 年度）	10 年後の目標値 （H27 年度）	備　考
住民の人権教育のための学習の機会	各中学校校区での人権学習会や公民館を利用した実施数及び地域の代表者への研修会。また、広報誌等による啓発	18 回	２９回	３４回	

語句の注釈

語　　句	意　　味
あ行	
ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す。
アウトソーシング	業務を外注すること。
アクセス	産業・住宅で，交通の利便性。または、情報システムや情報媒体へ接触・接続すること。
一次医療	熱が出た、下痢、頭が痛いといった訴えを開業医が診察、治療をすること。
インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピューターネットワーク。
ＡＤＳＬ	AsymmetricDigitalSubscriberLine（非対称デジタル加入者線）の略で、電話線（銅線）を使ってデジタルデータ通信を行う技術の総称。
エコアクション２１	中小企業を主な対象としＩＳＯ１４００１をベースとして構成された、取り組みやすい環境経営システムの一手法。
エコファーマー	県が認定した持続的な農業生産方式（堆肥などによる土づくり・化学肥料削減・農薬削減の組み合わせで行う環境保全型農業）に取り組む農業者。
ＮＰＯ	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
ＭＲＩ	magnetic resonance imaging の略。人体の細胞がもつ磁気を核磁気共鳴を利用して検出し、その情報をコンピューターにより画像化する診断法。
汚水処理人口普及率	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設の処理人口が総人口の何割にあたるかの比率。
オンライン	コンピューター端末の入出力装置などが通信回線を通じて中央の処理装置の直接制御下に置かれている状態。
か行	
カリキュラム	教育の目的に合わせて考え出された教育内容を修業年限の間で総合的に計画したもの。
簡易水道事業	計画給水人口が５，０００人以下の水道事業。

ＱＯＬ	Quality of life（クオリティ・オブ・ライフ）の略で「生活の質」という意味。
京都議定書	「気候変動枠組条約第 3 回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素など 6 つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書のこと。会議が 1997 年 12 月に京都で開催されたことからこう呼ばれる。
グリーンツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。
グループホーム	障害者・高齢者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。
ケアマネジメント	介助を求める人のニーズに対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する方法のこと。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費（借入金の返済のこと）など毎年経常的に支出しなければならない経費に、地方税や地方交付税など経常的に確保できる一般財源収入をどれだけ充てているかを示す指標。
下水道普及率	行政区域内人口に対して公共下水道が整備されている下水道排水地域人口の割合。
公債費比率	財政構造の健全性（長期安定性）を示すもので、標準財政規模に対して、返済額がどの程度であったかを測るもの。
国際環境規格（ＩＳＯ14001）	組織の継続的な環境保全のための仕組み（環境マネジメントシステム）に対する事項を規格化したもの。（International Organization for Standardization の略）
子育て支援センター	育児中の不安への相談や、保育サービスなどの情報提供など、家庭の子育てを支援する施設。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域，およびその集団。
コンテンツ	情報の内容。
コンポスター	土中の微生物のはたらきを利用して、生ごみを堆肥（コンポスト）にかえる容器のこと。庭に埋め込んで使うもので、ゴミの再生利用が可能なところから、環境問題・ゴミ処理問題の両面から注目されている。
さ行	
財政力指数	市町村の財政力を判断するための指標の一つ。指数が「１」以上の場合は普通交付税の交付がない。
在宅当番医制	病院・診療所が日曜・祝日に当番制で治療を行う制度。

サテライト	地域の自然景観、水、建物のほか、地域の産業や住民の生活そのものまでも含めた有形・無形の地域資源のこと。
三次医療	命にかかわる疾患や怪我など、高度な医療が必要を必要とする重症の患者に対して検査や治療を続けること。
三位一体の改革	①国から地方自治体への国庫補助負担金の削減、②地方交付税見直し、③税源移譲の３つを同時に進め、「国から地方へ」という地方主権の流れを確かなものにする制度改革。
ＧＩＳ （地理情報システム）	Geographical Information System の略。デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータを統合的に扱う情報システム。
自然エネルギー	太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。
実需者	実際に消費する商品の需要。
上水道事業	計画給水人口が５，００１人以上の水道事業。
情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。
ショッピングモール	遊歩道や歩行者専用の買い物広場などのある商店街。
新エネルギー	自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。新エネルギーの導入により、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、二酸化炭素の排出量を減らすことが出来る。
水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のこと。水源林。
スポーツリーダーバンク	指導者登録制度。
スローフード	大量栽培のものではない有機農法などで作られた安全な食材や、その加工品のこと。ファーストフードやインスタント食品ではない、手間ひまかけた料理など。
専用水道	１０１人以上の居住者に水を供給する自家用の水道。または、１日の最大給水量が２０㎥を超えて生活用水を供給する水道。

総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）	地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク。中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関 WAN にも接続されている。
総生産額	生産された出荷額、売上高等の財貨・売上高を貨幣評価したもの（産出額）から、原材料、高熱水費などの物的経費（中間投資額）を控除したもの。
ＳＯＨＯ	Small Office Home Office の略で、一般的には在宅でパソコンを使って仕事を行うスタイルのこと。
ソフトウェア	コンピューターを動作させる手順・命令をコンピューターが理解できる形式で記述したもの。
た行	
ターフ	芝、芝生。
第三セクター	国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。（公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶ）
ダイヤルアップ	電話回線や ISDN 回線などの公衆回線を通じてインターネットや社内 LAN に接続すること。
地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）	地方公共団体が住民・あるいは地方公共団体間の文書のやり取りを電子的に行う場合に、作成する電子文書等の内容が改ざんされていないかを確認する手段。
中食産業	外食と内食（家庭での食事）の中間に位置するお持ち帰り弁当等。外食だが接客という機能がないもの。
ＴＭＯ	商店街、行政、住民などが参加し、まちの運営を横断的・総合的に調整し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むための機関のこと。Town Management Organization の略。
Ｔ．Ｔ	複数の教師が教える授業。
デイサービス	介護保険等で給付されるサービス。在宅介護を受けている高齢者や障害者がデイ-サービス-センターへ通所し、リハビリテーションや日常生活の介護などを受ける。
データベース	コンピューターで相互に関連するデータを整理・統合し、検索しやすくしたファイル。
特用林産物	森林から生産されるもののうち、建築用材以外のもの。
トレーサビリティー	生産・流通履歴の追跡。
な行	

長伐期施業	一般的に伐採される木材年齢は 40 年～60 年ぐらいだが、長伐期施業は伐採年齢を 80～100 年にする方法のこと。この施業では大径材が生産されることから、高収入が得られることと、森林の生態系が長期にわたり安定的に維持されるという特徴を持っている。
二次医療	一次医療だけでは不安が残るため、入院して検査をうけるなどの対応。
認定農業者	計画的に農業経営の改善を図っていこうとする農業者で 5 年後を見通し、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、農業従事の態様等の目標と達成を示した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた者。（農業経営改善計画の認定制度）
ネームバリュー	世間での知名度。名前そのものの価値。
ノーマライゼーション	障害者が、通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。
は行	
バージョンアップ	ソフトウェアなどを改訂すること。また、既存のものをより新しいものに置き換える作業のこと。
パートナーシップ	友好的な協力関係。
バックグランド	絵画・写真などの背景。遠景。
ＢＳＥ問題	ＢＳＥ（Bovine Spongiform Encephalopathy：牛海綿状脳症）は牛の脳の組織がスポンジ状になる病気。発症すると行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後２週間から６ヵ月で死亡する。ヒトの新変異型クロイツフェルトやヤコブ病は、BSE に感染した牛と似た症状の疾患で、BSE に感染した牛の異常型プリオンを含むと考えられる特別部位をヒトが食べることにより、起こる病気ではないかと疑われている。
ビオトープ	動物や植物が恒常的に生活できるように造成・復元された小規模な生息空間。
病院群輪番制	休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的に、病院が輪番制で診療にあたるもの。
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値。
複層林施業	森林を伐採する際に、一斉に伐採するのではなく、少しずつ伐採し、伐採したところには新たに苗木を植え、既に天然に育成している稚樹を育成する施業方法のこと。

普通交付税	国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が地方自治体へ配分される。
プライマリ・ケア	一般的には「初期診療」あるいは「一次医療」といわれ、疾病の発生し最初に接する医療のこと。
ブロードバンド	「広い帯域」という意味。アナログ電話回線（モデム）やISDNを使った従来のインターネット接続とはまったく違う新たなインターネット接続方式。
ブロックローテーション	集落内のほ場をいくつかのブロックに分けて、作付け作物を計画的に移動させていく土地利用方式のこと。
プロバイダー	インターネット接続業者のこと。電話回線やISDN回線、データ通信専用回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピューターをインターネットに接続するのが主な業務。
放課後児童クラブ	学童保育を行う施設。地方自治体や社会福祉法人などが、学校の余剰教室や児童館などを利用して実施するもの。児童クラブ。学童保育所。学童保育クラブ。
ホームヘルプサービス	ホーム-ヘルパーの派遣によって行われる在宅福祉サービス。
保護率	生活保護を受けている人の数を、人口（千人当たり）で割った数字。
ほ場整備事業	農家の生産基盤である農地の生産効率を上げるために農地と農道を整備すること。
ま行	
モータリゼーション	交通手段が自動車中心になってきたということで、自動車が人々の生活の中で広く利用されるようになること。
モバイル	コンピューターシステムへのリモート接続を前提とする携帯用コンピューター端末機器の総称。
や行	
有収水量	使用した水量で料金徴収の対象となるもの。
ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに，すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
ら行	
ライフスタイル	生活の様式・営み方。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

旅行エージェント	旅行代理店のこと。
レスパイトケア	介護を要する高齢者や障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助のこと。
レセプト	医療費の請求書。病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する明細書。
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直や部分的な修正を、毎年定期的に行っていく手法。